

令和 2 年

七ヶ浜町議会会議録

12月会議      12月2日 開 会  
                  12月3日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和 2 年 12 月 2 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 12 月 会議 会議録

（第 1 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録第1号

---

令和2年12月2日（水曜日）

---

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
9番	渡邊淳君	10番	遠藤久和君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
14番	岡崎正憲君		

---

欠席議員（1名）

13番 佐藤衛君

---

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君

子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

---

議事日程 第1号

令和2年12月2日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第58号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第59号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第60号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第61号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第62号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第63号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 議案第64号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第65号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第66号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第67号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第68号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第69号 農業委員会の委員の任命について

- 日程第16 議案第70号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第71号 課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第72号 地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第73号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第74号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第75号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第76号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第23 議案第77号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第78号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第79号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第80号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第81号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 報告第14号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事）」
- 日程第29 報告第15号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2工区））」
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日12月2日は、休会の日ですが、議事の都合により令和2年七ヶ浜町議会定例会を再開し、12月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番安倍敏彦議員、8番遠藤喜二議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和2年七ヶ浜町議会定例会12月会議の日程は、本日から明日3日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、12月会議の日程は、本日から明日3日までの2日間と決しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、11月25日、令和2年第1回塩釜地区消防事務組合議会臨時会が開催され、組合議員であります仁田秀和議員、佐藤壮一議員が出席をしております。

同じく、11月25日、令和2年第1回宮城東部衛生処理組合議会臨時会が開催され、組合議員であります安倍敏彦議員、遠藤久和議員が出席をしております。

同じく、11月25日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

また、今定例会に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。  
以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和2年七ヶ浜町議会定例会12月会議の開会に当たり、令和2年定例会9月会議以後における行政報告を申し上げます。

11月6日、宮城県主催の令和2年文化の日表彰式が行われ、前七ヶ浜町議会議長の大町睦夫さんが地方自治功労を、華道教授の伊藤弘子さんが教育文化功労を、現七ヶ浜町消防団副団長の高橋伸也さんが消防防災功労を受賞されました。

大町睦夫さんは、平成11年4月から令和元年9月までの20年5か月の長きにわたり七ヶ浜町議会議員を務められ、平成27年9月からは七ヶ浜町議会議長として議会運営の円滑化、活性化に尽力するとともに、町政発展に大きく寄与された功績が認められたものです。

また、華道教授の伊藤弘子さんは、日本の伝統文化を何か経験したいとの思いからその道に入られ、平成6年には生け花教室を主宰し、平成22年に公益社団法人宮城県芸術協会華道部運営委員、平成29年からは社団法人宮城県華道連盟副理事長を務められ、長年にわたり宮城県華道界の発展に寄与された功績が認められたものです。

高橋伸也さんは、昭和58年、七ヶ浜町消防団に入団し、平成26年からは七ヶ浜町消防団副団長として、長年培ってきた経験と豊富な知識を生かし、東日本大震災時の活動をはじめ、地域の防火、防災体制の確立に尽力し、また、地域住民への火災予防、防火思想の普及に努めるなど、安全・安心なまちづくりの推進と七ヶ浜町消防団の発展に寄与された功績が認められたものであります。

3名の受賞を心よりお祝い申し上げます。

9月24日、七ヶ浜町×東北大学オンライン・防災シンポジウム2020が開催されました。このシンポジウムは、世界トップレベルにある東北大学の災害科学研究拠点と本町が災害に関連する活動を話題提供し合い、今後の課題等について情報共有することを目的に開催されたものです。新型コロナウイルスの影響によりオンラインでの開催となりましたが、東北大学の今村文

彦拠点長をはじめ、東北大学の研究者と本町職員、町民代表との間で活発に意見が交わされ、情報の交換や課題の共有とともに、互いの連携強化の必要性を確認することができました。

10月10日、七ヶ浜国際村を会場に、令和2年度七ヶ浜町健康づくり講演会、笑ってストレス解消！生活習慣病予防！を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策のため、200席限定での開催となりましたが、講師の人気の高さからか、配付開始から数日で入場整理券がなくなる状況となりました。講師にお迎えした福島県立医科大学医学部疫学講座の大平哲也主任教授は、笑いと健康の関係について多くの著書やメディア出演をされており、大平教授のお話会場は終始笑いに包まれておりました。

11月18日、現在工事が進められている長須賀多目的広場において、花まるOBUプロジェクト花桃苗木寄贈式が行われました。花まるOBUプロジェクトは、愛知県大府市を拠点に活動する団体で、当町には大府市から8年間にわたり職員を派遣いただいた縁から、大府市との絆のしるしとして50本の苗木が寄贈されたものです。当日は、花まるOBUプロジェクト鷹羽文男副代表ほか3名が大府市から駆けつけ、記念植樹が行われました。今回寄贈いただいた花桃の苗木が七ヶ浜の地に根つき、可憐な花が咲き誇る風景は本町の復興、大府市との友好のあかしであり、その風景を目にできる日を今から心待ちにしているところでございます。

11月19日、乾海苔の初入札会が塩竈市で行われました。今年は10月からノリ網の張り出しが行われ、11月初旬から摘採が開始されており、一部の漁場で色落ちが見られたものの、その後回復し、生育も順調とのことであります。初入札には、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所分として117万9,000枚が出荷され、平均単価は1枚当たり14.98円と昨年より1.46円安かったものの、数量、単価ともおおむね例年並みとなっており、これから出荷の最盛期を迎え、今シーズンも良質な七ヶ浜産ノリを多くの方々に提供できるものと期待しているところでございます。なお、初入札の詳細につきましては、行政報告の最後に資料を添付しておりますので御覧願います。

11月24日、七ヶ浜町と日本郵便株式会社との包括連携協定締結式が行われ、日本郵便株式会社並びに町関係者10名が出席いたしました。この協定には、日本郵便株式会社が持つ人的・物的資源を活用し、安全・安心な暮らしの実現、地域経済活性化、未来を担う子供の育成など、連携して取り組むことが盛り込まれております。協定締結を新たなスタートとし、今後、日本郵便株式会社のお力をお借りし、本町の活性化、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、復興事業の進捗について報告をいたします。

被災市街地復興土地地区画整理事業につきましては、10月16日に代ヶ崎浜B地区の換地処分を

行い、現在は清算事務に移行しております。また、建設事業の最後となります長須賀多目的広場整備工事の11月末時点での工事進捗率は70%であり、今年度中の完了に向け工事を進めております。

なお、被災された方々の心のケアや見守り、子供たちへの支援等、心の復興事業については、今後とも丁寧な対応と細やかな施策を推進してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について報告をいたします。

11月に入り、東京、大阪、愛知、北海道など大都市圏を中心に新型コロナウイルスの感染者が増加しており、感染が急速に拡大している地域への往来自粛や飲食店への営業時間短縮、休業要請などが行われ、全国的に感染拡大への警戒も強まっております。

本町におけるこれまでの感染状況でございますが、9月9日、町内3例目の感染者が確認され、9月15日には汐見小学校児童1名の感染が判明いたしました。これにより、汐見小学校を9月16日から9月29日まで臨時休業とし、はまぎく放課後児童クラブについても同じ期間臨時休館といたしました。また、9月16日、町民バスぐるりんこの運転手の感染が判明し、9月17日から9月30日まで多賀城便を運休いたしました。3例目が確認された9月9日から9月23日までの間に、町内では16名の感染者が確認され、以後も感染者が増加するのではないかと心配されましたが、10月は感染者が確認されませんでした。感染拡大が止まり、この状態が続いてほしいと願っていたところですが、11月25日、再度感染者が1名確認され、11月末時点での感染者の累計は20名となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々への支援の状況でございますが、6月8日から実施している七ヶ浜町事業継続地域支援金については、11月27日現在、申請を行った352事業者に対し振込を行っております。

次に、中小企業者に対する国の融資制度についてでございますが、融資申込みのために必要な認定書の発行件数は、11月25日現在、4つの制度合わせて84件となっております。町社会福祉協議会が窓口となっている失業や休業等により収入が減少した世帯への緊急小口資金特例貸付につきましては、11月25日現在、相談件数が101件、申請件数が77件となっており、総合支援金特例貸付につきましては、同日時点で相談件数が26件、申請件数が22件となっております。両制度とも、昨年と比較して大幅に件数が増加しており、新型コロナウイルス感染症が家計にもじわじわと影響を及ぼしていることが伺えます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の個々の進捗状況につきましては、9月会議と同様、別紙に掲載しておりますのでお目通し願います。

本格的な冬を控え、これからの季節は乾燥によりウイルスが飛散しやすく、寒さから感染予防につながる換気や手洗いなどがおろそかになることが心配されます。また、忘年会やクリスマス、年末年始など、人との接触や大勢で飲食する機会が増える時期でもあり、感染リスクの高まりとともにインフルエンザの流行も心配されるところです。町といたしましては、これ以上感染者が発生しないよう、町民の皆様に対し、マスクの着用、3つの密の回避、手指の消毒など、感染予防対策の徹底を呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済、住民生活へのきめ細やかな支援や公共施設等の感染予防対策を充実させ、町民の皆様へ安心して少しでも早く届けられるよう努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。どうもありがとうございました。

---

#### 提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、行政報告でも申し上げましたが、宮城県主催の令和2年文化の日表彰式において、町政の発展に長年御尽力をいただき、地方自治功労を受賞されました大町睦夫様に対し、私からも心からお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、令和2年定例会12月会議に御提案いたしました議案等の説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案等ではありますが、議案につきましては、議案第58号から第81号までの24件であります。また、報告につきましては2件であります。

詳細につきましては、議案審議の際に改めて担当課長から御説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第58号から議案第70号までは、農業委員会の委員の任命についてであります。現在の農業委員会の委員の任期が令和3年1月28日で満了することから、13名の委員を任命することにつきまして議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第71号課設置条例の一部を改正する条例については、震災復興事業の進捗に合わせ組織改編を行うほか、文言を整理するものであります。

次に、議案第72号地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例については、被災市街地復興土地地区画整理事業の換地処分に伴い字界が変更されたことにより、別表1中の区域の表示について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、個人所得課税の見直しによる地方税法施行令の一部改正に伴い、七ヶ浜町国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

次に、議案第74号七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、特定非営利活動法人アクアゆめクラブを指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、社会福祉法人七ヶ浜町社会福祉協議会を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第76号から議案第81号までは、各種会計の補正予算であります。

議案第76号は一般会計補正予算であります。補正の額は1,080万9,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ113億1,835万4,000円とするものであります。歳出の主な内容としては、人事院勧告に伴う期末手当支給率の減及び人事異動に伴う人件費の整理、基幹業務システム用プリンタ購入事業、東日本大震災追悼式事業、子育て包括支援センター開設準備事業、水道高料金対策補助金、健康スポーツセンターサウナ室機器改修工事等であります。また、地方債補正は、追加2件、変更4件を計上しております。

議案第77号は下水道事業特別会計補正予算であります。補正の額は41万8,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億7,158万2,000円とするものであります。歳出内容としては、職員人件費の減額であります。財源としましては、繰入金を充てております。また、債務負担行為を1件計上しております。

議案第78号は国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の額は1,934万8,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ22億3,949万5,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、職員人件費の減額、新型コロナウイルス感染症による国保税減免措置に伴う過誤納金還付金の追加等であります。主な財源としましては、特別交付金、一般会計繰入金を充てております。

議案第79号は介護保険特別会計補正予算であります。保険事業勘定における補正の額は418万7,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億8,493万4,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、職員人件費、保険給付費の財源組替え等であります。主な財源としましては、保険者努力支援交付金、一般会計繰入金等であります。また、債務負担行為を1件計上しております。

議案第80号は後期高齢者医療特別会計補正予算であります。補正の額は77万円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億9,534万2,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、税制改正に伴う高齢者医療システム改修委託であります。財源としましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、一般会計繰入金を充てております。

議案第81号は水道事業会計補正予算であります。初めに、3条予算の収益的収入、営業外収益に2,421万1,000円を追加、収益的支出、営業費用に22万1,000円、営業外費用に329万7,000円追加するものと、4条予算の資本的支出、建設改良費33万9,000円を減額するものであります。補正の主な内容としましては、水道高料金対策費補助金等の追加と人件費の整理、消費税及び地方消費税の中間納付分を追加するものであります。

次に、報告第14号令和元年度長須賀多目的広場整備工事の工事請負変更契約の締結及び報告第15号令和元年度長須賀多目的広場整備工事の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての6に該当する案件のため、契約を締結することについて2件の専決処分の報告を行うものであります。

以上、御提案いたしました議案等について説明いたしました。慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、5番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

読書環境の充実をについて質問をさせていただきます。

コロナ禍の現状では、不要不急の外出を避けるためや3密を避けるためなど、感染の広がり

を防止するために外出の自粛を余儀なくされてきました。いわゆる巣籠もり生活が多くなった本年は、年齢差はありますが、空いた時間を読書に使った人が増えたようであります。人と人との間隔を置いてコミュニケーションを取らざるを得ない現況下で、読書は人生を豊かにし、人間形成にもよい影響を与えていると考えます。新しい生活様式が定着し、自分の時間を有意義に使い、自身の生活がより豊かになるアイテムの一つとして読書は有効であると思います。

今後、ますます利用者が増え、安心して読書に親しむことができるように、さらに利用しやすい図書センターの充実を図り、読書環境をよりよくすることが大切と考え、以下の5点を伺います。

1点目、感染症の予防と清潔な書籍の貸出しの観点から、書籍消毒機を設置する考えはないか伺います。

2点目、読書人口を増やす目的と楽しみながら本を借り読書することを考え、読書通帳や読書カードの発行、読書アプリを考えないか伺います。また、貸出し回数などでポイントを付与し、図書券または図書カードでございますが、これを進呈する考えはないか伺います。

3点目、館内を見てもみますと、職員さんの努力できちんとジャンル分けがされており、整理整頓もきれいにされております。毎月新刊は入れていると聞いておりますが、陳列されている書籍を見ますと、大分古くなった書籍も目立っております。破損や古過ぎる書籍はイベントのときなど差し上げるなどして、読みたくなる本や読んでほしい本、現在ヒットしている本、図鑑など参考資料になる本など、時代やニーズにあった書籍に入替えをしていく考えはないか伺います。

4点目、使いやすい図書センターを考えたとき、学習室利用の工夫が必要と思います。現在、コロナ禍で隣室の学習室が利用できませんが、一日も早く利用可能になることが必要と思います。学習室が利用できるようになったときに、借りた書籍や資料、Wi-Fiなどで調べ物や勉強をしたり、原稿等を作成するなど、より使いやすい学習室の環境を整える必要があります。大きな机には対面時に飛沫がかからないようにアクリル板の設置やデジタル時代に合わせてWi-Fiを完備し、有効に利用できる環境をつくる考えはないか伺います。

5点目、現在、乳幼児を対象にブックスタートを実施していると思いますが、3歳児健診や小学校入学時などに本を贈るセカンドブック事業を実施する考えはないか伺います。

以上、町長の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 読書環境の充実をについて、回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

[教育長 武田光彦君 登壇]

○教育長（武田光彦君） おはようございます。先月25日の議会は都合により欠席させていただきました。大変失礼いたしました。

まず、5番熊谷明美議員の読書環境充実をの御質問にお答えいたします。

1点目の質問、感染症の予防と清潔な書籍の貸出しの観点から、書籍消毒機を設置する考えはないかについてお答えいたします。

図書センターにおける図書の貸出しは、新型コロナウイルス感染症の影響による休館から6月の開館以降、図書の返却後、表面を消毒し2日間保管した後、貸出しの前にも表面を消毒をし貸出しを行っているところです。このような対応により、利用者から不安の声は現在のところ届いておりません。

熊谷議員の御質問である消毒機の設置につきましては、現在、宮城県や多賀城市など県内の大規模な図書館では設置されているようですが、小規模な図書室等での設置は少ないようです。消毒機の設置に関しましては、消毒機本体自体が高価なものであり、設置によるランニングコストもかかることから、少々検討する時間をいただきたいというふうに思っております。現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してきている状況でもあること、利用者が安心して御利用いただける対策を講じる必要があることなどから、県内各図書館や図書室の設置状況等を考慮した上で前向きに検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

2点目の質問、読書人口を増やす目的と楽しみながら本を借り読書することを考え、読書通帳や読書カードの発行、読書アプリを考えないか。また、貸出し回数などでポイントを付与し、図書券の進呈などを考えないか伺うについてお答えいたします。

読書通帳の導入について、県内では多賀城市や岩沼市で実施しているようであり、銀行のATMのような機器を設置し専用の通帳に記帳するものであります。図書センターの利用者及び読書人口の拡大としましては大変興味深い策かとは思いますが、導入に関しては、導入費用及びランニングコストなど大変大がかりなものであります。

熊谷議員の御質問に関しましては、利用者のニーズや他市町の導入状況等を参考にいたしますので、今後検討する時間を少々いただきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

3点目の質問、毎月新刊は入荷していると聞くが、大分古くなった書籍が目立つ。破損や古過ぎる書籍はイベントの開催時等に差し上げるなどして、時代のニーズに合った書籍に入れ替

えていく考えはないか伺うについてお答えいたします。

図書センターで貸出ししている図書で、出版から約25年経過した図書や著しく劣化が目立つ図書については、毎年行っている生涯学習フェスティバル時に希望する方へ無料配付しており、今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響による休館後の6月に図書センターの一角で除籍本の無料配付を行い、多くの方に持ち帰っていただきました。また、図書の購入については、毎年話題性のあるものや課題図書など、時代のニーズに合った購入計画を定め、購入しているところでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

4点目の質問、使いやすい図書センターを考えたときに、借りた書籍や資料で調べ物や勉強をしたり、原稿等を作成するなど、コロナ禍でも隣室の学習室が利用可能になることが必要と考える。大きな机の真ん中にアクリル板の設置やデジタル時代に合わせてWi-Fiを完備し、有効に利用できる環境をつくる考えはないか伺うについてお答えします。

学習室の利用については、新型コロナウイルス感染症の影響による中央公民館の休館以降、町民交流室とともに、不特定多数の方が自由に利用できる場所として、管理上、密接・密集・密着の3密の危険が伴う施設として現在まで利用を停止しております。しかし、最近になり学習室利用について数件の問合せが来ており、議員がおっしゃるとおり、アクリル板等の設置やその他の感染症対策を施し、開放する方向で現在検討しているところでございます。

また、学習室へのWi-Fiの完備につきましては、設置費用がかかること、また、プロバイダ料と回線使用料が毎月必要となりますので、整備済みの中央公民館ロビーエリアで利用できるフリーWi-Fi利用PRを強化していきたいというふうに考えているところでございますが、今後、利用者のニーズ等を参考にいたしますので、検討する時間を少々いただきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

最後、5点目の質問、現在、幼児を対象にブックスタートを実施していると思うが、3歳児健診時や小学校入学時に本を贈るセカンドブック事業の実施について回答いたします。

議員御承知のとおり、当町では、ブックスタート事業として、乳児健診時に読み聞かせや絵本の配付を行っております。現在は、コロナ禍において乳児健診の実施が困難であることから、代替で実施している保健師訪問のときに配付をしており、お母さん方から大変喜ばれているというふうに聞いております。

御提案のセカンドブック事業につきましては、子育て未来課が担当ですけれども、全国的に見ても実施市町村はまだ少ないようです。その要因として考えられるのは、3歳児以上になると幼稚園や保育所等を利用しており、通所先で本の貸出し等を行っていること、また、幼児は

興味の対象が広く多岐にわたることで、配付する本の選定が難しくなることも要因の一つではないかと考えられます。当町においても、子育て支援センターや保育所で絵本等の貸出しを行っておりますが、件数的にはあまり多くないというふうに聞いております。幼い頃から本に親しむことは心や言葉の発達にもよいことです。まずは、ブックスタートで本との関わりについて意識づけを行い、図書センターの利用促進につなげていきたいというふうに考えております。セカンドブック事業については、実施市町村の状況等を見ながら、実施の可否について改めて検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

以上で、熊谷議員の一般質問への回答といたします。

○議長（岡崎正憲君） ここから一問一答になりますので、お願いいたします。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、1点ずつお伺いしたいと思います。

今の教育長の御答弁で、大変前向きな御答弁をいただきまして希望が持てるなというふうに感じております。

まず、1点目の書籍の消毒機のことですが、先日、利府町の広報紙を見る機会がございまして、そこにたまたま本の除菌機を設置したというような内容の広報紙を見させていただきました。やはりこの新型コロナウイルス感染症が今拡大している現在です。この取組というのは図書に親しむ人に対して配慮したものというふうに感じております。本町においても、ぜひ、やはり私もその機械、除菌機の金額を見ました。本当にある程度の金額がするなということで思っておりましたので、そう簡単にはなかなか設置難しいなというのを私も内々思っておりますけれども、やはり今このときに感染症防止という観点からもこの除菌機というのは大変有効ではないかなというふうに思いますけれども、先ほど教育長から前向きな御答弁をいただきましたけれども、再度そのような考えを深く思っているかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 先ほど回答したとおりになんですけれども、まず、値段が100万以上かかるんです。それが一番大変だなというのが正直なところなんです。しかし、子供たちや一般の町民に対して読書という機会を与えていく、その環境整備は、それはそれとして大事なことでないのかなというふうに思いますので、環境を整えていくということも含めまして、このことについては少し前向きに検討していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ぜひ検討していただければというふうに思います。特に、私もこの間、本町の図書センターのほうに行きましたら、お子さんとお母さんがたまたま絵本を見ていた状況を見ました。やっぱり特にお子さんというのは本を触った手で、その館内、そのときには食べはしませんけれども、その手で何かお菓子を食べたり、それから、あと手を、指をくわえながらちょっと本をめくったりということがあります。やはり、あとは高齢者の方も、やはりそういう、今のこの世の中で感染症が蔓延しているというこの中で、高齢者の方も安心して本に触れられるということで、この間、違うところの様子を見ますと、職員さんがわざわざ消毒するのではなくて、持ってきた本を御自身、お母さんとか、それからその方がその除菌機に入れて、勝手にと言ったらおかしいですけども、好きなように除菌していくというような様子もこの間テレビで放送されていたのも見ました。ぜひ、前向きに検討していただき、確かに高いものではありませんけれども、検討していただければと思いますが、しつこいようですけども、教育長、もう一度お願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 先ほどの回答と同じです。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2点目に移りたいと思います。

まず、読書人口を増やす目的といたしまして、過去に、あとそれから、本町の図書センターの利用状況といたしますか、そういうのも考えたときに、過去に本町の図書館を利用されている方からこのようなお声を聞きました。震災前のアクアリーナの近くに図書館があったときはよく利用していた。しかし、震災後、図書センターが現在のところに移転してからは全くと言っていいほど利用しなくなったとのお声でございました。理由といたしましては、初めは、どこに図書センターが移ったのか分からなかった。それから、その館内の場所が分かりづらい。それから、入り口からセンターまでのスロープが長く入りづらい。それから、建物の奥の隅にあるイメージで利用しづらいなどのお声でございました。センターのその場所は今後の課題といたしましても、図書センターを利用しやすい、そのきっかけといたしまして、読書通帳や読書カード、それから読書アプリというのを、この取組をすることによって、やはり自分の借りた本の歴史を見るということもできますので、これはもしかしたら協賛の事業者さんとか、そういう方を探しながら作っていくというのが、多賀城市さんなんかはそのようにされているようでございますけれども、そういうふうにお声がけして読書通帳なんかも作るということも大事でないかなというふうに思いますけれども、この辺の考えをもう一度伺いたいというふうに思い

ます。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 読書通帳のほうの作成についてですが、まず、今現在ある蔵書システムではちょっと連携がちょっと無理だというふうなこともまず1点あります。

あと、過去3年間、熊谷議員さんから質問受けてから仙台事務所管内の設置状況を、そういうのをちょっと確認してきております。やはり新しい名取ですとか、利府さんですとか、そういった取組が見られるようではございますけれども、やっぱり小規模のこの町のような小さい図書センターのようなものについては、導入はされていないと。やはりそれはそのぐらい、やっぱりそういった連携させるのにコストがかかるというようなことと、システムの構築です。そういったものがかかったりというふうなことで、読書意欲を向上させるには非常に有効な手段だとは思いますが、やはりこの費用対効果を考えますと、ちょっと現時点ではちょっと設置的にはちょっと考えづらいかなというふうなのが担当課として正直な見解でございます。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 確かにコスト等もありますけれども、例えば、別なちょっと福井県の鯖江市だったと思えますけれども、やはりこの導入といいますか、考えて……すみません、鯖江市ではございませんでした。これは別な問題です。別なところのあれなんですけれども、その町の図書館だけじゃなくて、読書通帳を発行することによりまして、小学校の図書を借りたときもこの読書通帳を使って、いつ自分かという本を借りたかとか、その通帳には感想文、コメントといいますか、そういうのも書き入れられたり、ですから、自分が過去にどういうものを読んだかとか、そのときにどういうふう感じたとか、そういうことがやはり見られるということで、確かに読書通帳はコスト面もかかるかもしれませんが、やはり読書に対しての興味を引くために、自分はこういう傾向のものが好きなんだとか、そういうふうなことも見ることができるということで、ぜひ読書通帳、ほかのところはなかなか取り入れていないということでございますけれども、ほかのところを取り入れていないからうちもしないというのではなく、ぜひ前向きに考えるべきではないかなと思いますが、もう一度御回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） ほかのところがないからしないということではなくて、いろんな利用者からのいろんな声がございます。その中で、やはりそういった声も少ないと。確か

にあることはあります。子供たち、学校の図書館を借りるようにするには、やっぱりポイントがつくとか、スタンプがもらえるとかということで、そういった意欲を向上させるようなことはあるというふうなことで、システム上できれば、可能なことはやりたいというふうには思いますけれども、ちょっと現時点ではちょっとまだ無理なので、今後の検討課題というふうなことでは捉えております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、次、ポイント制でございますが、これはポイントをためることによって、これ何か読書カードで釣るつもり、図書券で釣るつもりではないんですけれども、やはり一つのきっかけ、楽しみとして図書センターに通う、それから本を借りる、そういう楽しみの一つとして、ポイント制で、それがある程度たまったら図書券、図書カードを進呈するというのは、大変何か楽しみながらやっていけるのではないかなと思いますけれども、このポイント制で図書カードを進呈というのはどのように考えているか、もう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） これも同様に、意欲を向上させる上にはいい手段かなと思いますけれども、やはり財源が必要になってきますので、そうそう簡単にちょっとできないのかなというふうに思いますし、読書通帳等を考える際に、そういったものをセットでトータルに考えるべきかなと思いますので、現時点ではちょっと無理かなというふうに思います。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、アプリのほうを伺いたいと思います。このアプリは、やはり特に今の世の中、アプリというのはすごく皆さん活用されているということで、これはまず読書通帳の代わりにもなりますし、それ以外にも、例えば、本町の図書センターにどういった本が貯蔵されているのか、それから、ほかから借りてほしいものがそのアプリを通して借りてもらえるとか、そういうふうなことができるようなアプリがあると大変に読書の幅も広がってくるのではないかなというふうに思います。これが先ほど言いました福井の鯖江市がやっているところでございますが、このアプリの導入はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 読書アプリですね。いろんな種類のアプリがあるというふうなことで聞いております。あれば非常に便利だというふうなところは重々分かります。

ただ、現時点で、先ほど申し上げたように、蔵書システム自体のもの自体も10年前の古いものでありまして、そういった連携が取れない状況であることは確かです。ですので、システムの更新の際にそういったところも視野に入れて、できるかどうかというふうな部分も検討すべきかなというふうに思いますし、非常に種類があり過ぎて、私たちもちょっとあまり調べた中で、ちょっとすごい判断しづらいところがございます。ただ、先ほど言った蔵書システムの更新の際に、まず一つ、検討の材料として挙げさせていただきたいというふうに思います。ただ、できるかどうかという部分はちょっと難しいところございますけれども、一応検討というふうなところで時間をいただきたいというふうに思います。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今おっしゃったシステムの更新というのはいつの予定なんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 今もう10年たっておりますので、今はそういったところで検討を進めているというふうなところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） やはり、今どんどんそのようにIT化というか、そういうようなものどんどん進んでおりますので、やはり本町も乗り遅れない、先進的に行きなさいとは言いませんけれども、やはり皆さんアプリを使って、この読書の関だけじゃなくて、いろんなアプリを使ってうまくやっぱり自分の生活の中に取り入れているということでございますので、せっかく、いよいよ10年たって今検討中ということでございますので、ぜひ前向きに検討していただければと思いますが、その思いをもう一度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 読書通帳とか読書カード、それからアプリとかポイントについても、一つ検討の課題だと思っておりますけれども、基本的なスタンスとしては、町民の読書環境をこちらがきちんと整えていくと。のみならず、読書をする誘導策もまた考えていくと。環境を整えるだけじゃなくて、読みたいと町民が思うような誘導策もこれまた考えていくというところまで踏み込んでやっぱり考えていかなくちゃいけないかなというふうに思っています。そのためには、まず1つは、いろんな経費がかかるということと、それから、どういうふうにしたら安い経費の中でやれるのか。現実的にどうなのかということで、取り組みやすい団体、取り組みやすい人たちを中心にして、試験的にいろいろやってみたいなというふうには思っております。

したがって、今この段階で、こうやる、ああやるということはちょっと申し上げにくいんで

すけれども、環境を整え、かつ、読書の誘導策ということ踏まえていろいろ試してみたいということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、3点目に移りたいと思います。

まず、先ほど入替えということでございまして、生涯学習フェスティバルのときに差し上げているということでございましたけれども、私も先日、気仙沼の図書センターに視察研修に行っていました。恐らく、その行ったときに本のリサイクルというふうなことだと思いますけれども、入り口に青い籠みたいなのにもう10個ぐらい本が置いてありまして、ああ、きっとこれは古いものなので、皆さんに、市民の皆さんに差し上げるものなんだなというふうに見てまいりました。また、利府町でも、先ほども言いましたように、町の広報紙に、日にちを設けて町民に差し上げるというような、そのような企画を持っているようでございます。

本町も生涯学習フェスティバルでされたということでございますが、その1回に対して大体何冊ぐらい、今年は6月に行われたということでございますが、何冊ぐらいお出ししたのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 年によって上下ありますけれども、平均して400から500冊ぐらいは処分しております。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと、その分入替えということで新しい本が入ってきているというふうに思いますけれども、ジャンルといたしまして、大体毎月、本町の広報紙にも新刊の御紹介ということで載っておりますけれども、大体ジャンルのいろいろなジャンルを満遍なく取り入れているのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） ジャンル的には、満遍なくというふうにはちょっと表現難しいんですけども、主に来館者のリクエストがまず多くなります、どうしても。その中で、図書のほうからいろいろ推薦されるようなリストが上がってきますので、その中でこちらのほうで選んで発注しております。ちなみに、どうしても来館者のリクエストになりますと、小説関係がちょっと多くなるというふうなデータも出ております。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今、来館者のお声ということですが、こちらから聞くのではなくて、来

館者の方がこういうのを新刊として入れてほしいとか、そのようなお声を、常にといいですか、コンスタントに聞き入れているのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） できるだけそのようにしております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それで、ちょっと耳にしたんですが、お子さん用の絵本といいですか、それが、あまり内容的に貯蔵されている本が代わり映えがないというようなちょっと声を聞いたんですけども、子供さんの絵本等はいかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 全体的の購入、1年間で見まして全体的購入の割合からいいますと、やはり4分の1程度が子供向けと。その中で約半分ぐらいは一応絵本を買っているというふうなデータは出ております。先ほども申し上げたように、そういったリクエストとか、そういった声を聞きながら、来館者のほうの意見を取り入れながら、その中で選んだりしておりますので、極力子供向けの分も増やしていきたいというふうに思いはありますけれども、今後そういったものを参考にしていきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 入り口のところに新刊コーナーみたいな、ブックスタンドみたいなのがあると思うんですけども、やはり入ってすぐこれが新刊だなというのがあまり目立たないといえますか、やっぱりそういうのも、せつかくあのようきれいに整理されているわけですので、入ったときに、ああ、これ新しく入った本だなというのがよく分かるようなディスプレイの方法とか、そういうのも大事ではないかなというふうに思いますけれども、その辺は、課長、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 先ほどの導線の話もありまして、玄関から入って奥のほうに行ったり、狭い廊下を渡って行きますので、そういった限られたスペースの中でディスプレイ、レイアウトをどのようにするかという部分も、やっぱり来館者の気持ちを考えていろいろやるべきだというふうに思いますので、いろんな方の意見もちょうと参考にしていきたいというふうに思っております。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、4点目の再質問に行きたいというふうに思います。

まず、安心してゆっくりと本に親しめるということが大事だというふうに思います。前にこのような図書館のことに私一般質問したときに、町長が、多賀城市の図書館を利用してくださいというようにお話をいただきまして、それはそれでよろしいかなというふうに思いますし、また、先ほど気仙沼の図書センターの話しましたが、あそこはすごく大きな図書館で、多分復興予算でそのように建てられたというふうに思いますが、本町はコンパクトではありますけれども、やはり特色を出したといいますか、七ヶ浜の図書館に行くと、例えば、ゆっくりと読書ができるとか、やっぱり静かな環境でというような、その特色を出すことが大事だなというふうに思います。やっぱりそれは使いやすい図書センターというところにつながっていくと思いますけれども、ここでしか味わえない、七ヶ浜の図書センターでしか味わえない、そのような、何ていうんですか、雰囲気といいますか、そういうものが大事だなというふうに思います。この使いやすい図書センターというふうに捉えたときに、本町の図書センターの在り方といいますか、そういうものを、そういう考えがあるかどうかというふうなことをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと漠然としているかな。

○議長（岡崎正憲君） 特色を出すほう。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 図書センターの在り方というふうなことではございますが、やはり足を運んでもらえるような魅力のある、また、特色のある、やっぱり本のジャンルも選ぶのもちょっとこだわってきたいなというふうなところもちょっと考えております。多賀城とただ競争し合うのではなくて、七ヶ浜オリジナルといいますか、七ヶ浜の特徴のあるようなものを、ジャンルを選んでいったりとかというところも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、学習室のことではございます。新型コロナウイルス感染症の感染者が今も増えているということで、おとといは一桁だったのが、また昨日は二桁になったし、宮城県は二桁になったということで、なかなか終息が見えていないということでございますけれども、この学習室の開放は、今の現状ではなかなか難しいかなというのは分かりますけれども、やはりうまく3密を避ける、そのような方法で早く学習室が使えることが大事だなというふうに感じております。

まず、先ほどアクリル板が、教育長、考えていらっしゃるということでございますけれども、ちょっと学習室の周りを見ますと、ぐるりのところは少しずつちゃんと立て分けて、何ていうの、板ではないですけども、ありますよね、ちゃんと仕切りがあります。やはりそのように、

アクリル板にも限らず、なるべくその3密を避けるような学習室といますか、使える、今の現状でも使うことができる学習室が大事だというふうに思いますけれども、その3密を避ける方法といたしまして、アクリル板は回答いただきましたが、そのほかに何か考えているかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） まず、最低アクリル板は必要かなというふうに思います。あと利用の人数、密を避けるというふうなことで、あと利用時間の制限。密を避けるということで、今、一応椅子を抜いて、もし再開した場合のことを考えて椅子を抜いております。その中で、多分不足するのではないかなと。例年ですと、あそこいっぱいになりますので、それをいかに間引きして少人数で使わせるかというコントロールすることちょっと難しいのかなというふうなところも1点あります。あと制限時間です。どうしても勉強しに来るとなると、30分、1時間で帰れというわけにはいきませんので、本音言いますと、学習室とか使っている子供たちを見ると、やっぱり使わせてやりたいんです。そうなってもいいようにアクリル板を用意して、すぐにも開放したいというふうな気持ちではいます。

ただ、今の状況を見ますと、やっぱりリスクがちょっとあり過ぎるかなというふうに思いますし、ちょっと判断非常に迷うところでもあります。ですので、感染はちょっと終息に向かえばぜひ、時期も時期ですので、やっぱり受験勉強生は使いたがっていますので、その辺は重々伝わってきておりますので、その辺をちょっと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 大変、人数、それから時間等工夫するというところでございますけれども、もちろん換気も考えていらっしゃるというふうに捉えてよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 当然でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それから、先ほどちょっと一言申し上げましたけれども、周りの木の板での仕切りなんです、あれちょっと低いのではないかなというふうに思いますけれども、読書しながらこういうふうに見るのもいいんでしょうけれども、何か私が見た限りではちょっと低いのではないかなというふうに思いますけれども、あの部分にはアクリル板は考えていないのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） ちょっと確認します。あの壁際にある……（「そうです、窓のところにある」の声あり）ですよね。あれ自体高いと思います。アクリル板より高いと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、最後の5点目に伺いたいと思います。

ブックスタート、ずっと続けていただいているということで大変よろしいかなというふうに思っております。

セカンドブック事業もやっていらっしゃるところは当然ございます。子供さんが成長するにつれて、いろんな好きな本、嫌いな本が出てくるというふうに思いますけれども、その事業をやっているところをちょっと聞きますと、例えば、五、六冊ぐらい種類を出しまして、そこから選んでもらうとか、興味のあるようなものをまずお母さんに聞いて、それでそれを差し上げるとか、そういうふうな工夫もされているところもございますけれども、本町におきましても、ぜひ、やっぱり読み聞かせの後にブックスタート、本を差し上げているという1回限りじゃなくて、やはり何かの機会に本を差し上げて活字を見るとか、絵を見るとか、そういうふうな想像が膨らむような、そういうきっかけづくりというのが大事だなというふうに思いますけれども、再度セカンドブック事業を考えないか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） セカンドブック事業のことも視野には入っています。その視野には入っております。ただ、ブックスタートがスタートしたばかりですので、まずはこのブックスタートについてきちんと取り組んで、その成果の財産として、今お話しセカンドブックの事業のほうに向かっていけばいいなというふうな心積もりではいます。

したがって、現時点では取り組んだばかりのブックスタートについて少し、何ていうか、執念深くというか、一生懸命取り組んでみたいなというふうに思っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 山形県の村山市もこのような取組をされているということでございますけれども、例えば、除菌機に比べるのもおかしいんですけども、この御本を差し上げるというのは、1冊例えば1,000円前後のものでございますし、今、最初にブックスタートを充実させるというような教育長のお考えだというふうに思いますけれども、やはりそのような時を待たないで、そういうチャンスをつくっていただいて、セカンドブック事業というのは、やはり

やろうと思えばできるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 気持ちや思いはよく分かるんです。私も進めていく中で、これもやりたいな、あれもやりたいなという気持ちや思いはあるんです。しかし、現実の問題として、進めるときに絞られてしまうというのは残念なことなんですけれども、そういう現実はあるわけです。先ほども申し上げましたように、ブックスタートを始めたばかりですので、まずは始めたブックスタートの事業をして、子供たちや、あるいは町民の皆さんに意識づけをして、そこから本をたくさん読んでもらうという環境を整えた、その財産をもってセカンドブック事業の次の事業に展開をしていきたいなと、そういう順序構えではこちらのほうは想定はしておりますので、今のところは、あれもこれもやっていこうというふうには思わないで、一番最初に考えたブックスタートのところで少し本腰を入れて取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午前11時25分再開いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、11番佐藤梶信議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[11番 佐藤梶信君 登壇]

○11番（佐藤梶信君） 議長のお許しを得ましたので、通告をしておりました生活道路問題の取組についてと定住化促進対策について、2問質問させていただきます。

1問目、生活道路問題の取組について。

住民の日常生活を支えるライフラインも土浜1号線道路改良工事をもって交通機能も確保され、復興復旧事業が完了し、大きな節目の時期を迎えています。今後も町の施策に各地区から上がる要望を重要性、緊急性を見まして判断し、町民の安全・安心を確保するため改修整備を進めると理解いたしますが、具体的に危険箇所のある町道と公共に供する道路問題を2点取り上げて、町当局の考えを伺うものであります。

1点目、町道高山線についてであります。

町道認定路線表によると、第二清楽苑から県道にあるバス停留所までの延長592.1メートル、地積図では幅員はほぼ4メートルは確保されていますが、現況は2.8メートルの走行幅もあり、17番23からは90度の急カーブ、のり面の路肩は自然のまま、その上急勾配で距離も短く、出入口は2.2メートルの幅員になっております。これまでに車両が県道側に脱輪や落下してからは、ガードレールやポールコーンを立ててその都度その都度対応していただいておりますが、のり面の根本が直ってなく、安全設備は内々と来て、さらに狭くしております。28番1の隣接している住民からは、危険率が高いことから畑を無償提供の意向を示しているが何うものであります。

2点目、亦楽地区の公衆道路についてであります。

この道路は袋小路でなく、公道から公道に連結し、幅員は4メートル以上あり、上下水道管も埋設され、一般公衆の交通に利用されている。吉田浜字細田14番81と21番162、合わせて面積が110平米が公共の用に供する公衆道路として、宅地を地目変更の登記になってから10年以上経過しております。その間、地上にある下水道のマンホールのふたは除かれましたが、いまだに荒土、未舗装であります。環境整備等の対応について何うものであります。

2問目は、定住化促進対策についてであります。

加速する人口減少に少子高齢化、自然災害のリスク、収束の見えない新型コロナウイルス、多くの課題が重なり合う中で、テレワークの急速な広がりがもたらした新しい働き方で、職場を辞めなくても暮らす場所を変えられるきっかけとなり、人々の価値観の変化は地方移住を押し進め、新たな暮らし方を模索する動きが顕在化しつつあります。

本町の人口も2005年の2万1,722人をピークに減少傾向が続き、2030年には各種施策を展開しても1万7,500人と推計されております。定住人口の増加の取組は、18歳までの子ども医療費の助成拡充、結婚、妊娠、出産前から学童期までの切れ目のない支援を確立、様々な事業を展開する子ども未来課を設置し、積極的に地域創生の取組を実施されている町長の強い熱意を感じてはおります。長く社会で活躍し、子供を産み育てる若年層の人口を増やしていくためには、県外からの転入人口を増やしていくことが重要であると考えます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により地方移住の関心が高まり、移住定住施策の重要性はさらに増していると考えます。移住希望者の希望条件としては、優先順位の高い自然環境や希望する地域分類においても、三方を海に囲まれ、ヨット、サーフィンといったマリレジャーを楽しみ、釣り場の環境も整い、若者世代を呼び込める本町は十分に勝負できると考えます。今後の事業展開に期待をするものであります。

そこで、定住化促進対策について、以下質問をいたします。

①空き家、空き地、空き店舗、借家の登録と不動産業者との連携は。

②移住暮らしの支援助成制度は。

③NPO法人ふるさと回帰支援センターの活用は。

以上、当局の考えを伺うものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、生活道路問題の取組について、第2問、定住化促進対策について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、11番佐藤梶信議員の御質問の生活道路問題の取組についてお答えをさせていただきます。御質問の2か所の道路問題についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町道高山線についてでございますが、佐藤議員からは、町道高山線沿いの隣接地地権者より道路用地の無償提供の意向があるとのことでございますけれども、当該地は道路路面より6メートルから3メートル程度高く、のり面保護として県によりコンクリート吹きつけの災害防除工事が平成29年12月に施工されて間もないため、のり面を取り壊しての拡幅は現時点では、これは県の事業でございますけれども、難しく、今後、所有者の話をまず伺わせていただきたいと思っております。また、県道側ののり面部も地形的に県道との取付け協議で公安委員会がどう返答するのか難しい場所ということで、そして、さらに町道が鋭角に県道と接していることや既設ガードレール端の部分が県道用地になるため、大分設計条件が制約され、厳しい状況でございます。県とまずは協議を行い、一部としても道路改良の余地があれば可能性を検討してまいりたいと思っております。

次に、2点目の亦楽地区の公衆用道路についてでございますが、この場所は亦楽団地整備後に開発された宅地10戸の団地でございます。開発団地内には隣接道路としての舗装整備された幅6メートルの町道があります。御質問の当該地は企業と個人の共有名義の公衆用道路で、団地内での近道的な通行の利便性はあるとは思いますが、現状、危険度といった緊急性も少なく、地区の幹線道路でもないことや利用者が限定的であるため、町による整備等の対応は、今、現段階ではちょっと難しいとしております。

まず、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、定住化促進対策についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、空き家、空き地、空き店舗、借家の登録と不動産業者との連携はについてお答えをさせていただきます。

定住化促進事業について、本町では平成31年2月に空き家バンクを開設しております。これまで空き家の調査、所有者へのアンケートなどを行い、延べ3件の登録がございました。物件によっては他県からの相談もありますが、移住希望と登録物件のマッチングが実現したケースとしては今のところない状況でございます。

また、御質問にある空き地、空き店舗について、本町の空き家バンクでは対象外としております。空き家を含め、これら個人の不動産を所有者が売買、賃貸を希望する場合は、不動産会社を媒介するのが通常のご選択でございます。隙間を埋めるような自治体のバンクは思うように活用されていないのが現実でもあり、いかに促進させていくかは常に課題としております。

なお、不動産業者との連携についての本町の空き家バンクの制度では、例えば、調査、相談などの際に介在するような連携はありませんが、所有者と利用希望者が契約する段階になれば、不動産業者を通じて進めるほうがより確実にスムーズに進むだろうと考えており、そう案内することとしているところでございます。

次に、2点目の御質問、移住暮らしの支援助成制度はについてお答えをさせていただきます。

まず、東京圏からのU I Jターンの移住促進を目的に令和元年度に創設した移住支援補助金については、地方創生推進交付金を活用したもので、宮城県が指定した中小企業等に就業した移住者に対し、2人以上の世帯であれば100万円を補助、起業した場合には最大200万円を加算する制度としております。このほか、農漁業新規就労者支援事業補助金については、町内で3年間継続して農業または漁業に新規就労し、本町に移住する方を応援しようと平成30年度に創設した制度であります。以上、七ヶ浜町としましては、2つの移住支援制度を設けております。

最後に、3点目の御質問、NPO法人ふるさと回帰支援センターの活用はについてお答えをさせていただきます。

御質問のNPO法人ふるさと回帰支援センターは、U I Jターンなど、地方で暮らすことを希望する主に都市生活者に対し、移住したい理由や希望条件により地域とマッチングさせるなど、人と地域をつなげる社会的役割を担っております。ふるさと回帰支援センターの活用であります。同センター内にあるみやぎ移住サポートセンターを通じ、本町に関する情報提供や相談を実施しているところでもございます。また、移住支援補助金を申請する方は、みやぎ移住サポートセンターに登録する必要があるなど、東京都有楽町にあるふるさと回帰支援センターを首都圏からの移住を希望する窓口として活用しているところでもございます。

以上を佐藤梶信議員への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○11番（佐藤梶信君） 今、畑の無償提供の件は、そのくらいその住民が危険だということを察知している意味でののだと思うわけでございます。そこで、今、答弁の中にこういうのが網羅されているのかどうかお尋ねいたしたいと思います。

1問目に、のり面の路肩、自然のままを取り入れさせて質問させていただきましたが、地籍図では、500分の1の図面では、急カーブから高山のバス停留所までを絞って考えるときに、急カーブのところでは9メートルの幅員、そして曲がったところで7メートル、そして4.5メートル、そして2.2メートルを示しているわけでございますが、現況は7.5メートル、5.2メートル、2メートル90、2メートル20と指しているわけでございます。すなわち、畳2畳分、1メートル80ほど県道側ののり面に来ることになっているわけでございますが、それが少なくなっているという点も一つあります。

そしてまた、ここは菖蒲田方面に、先ほど鋭角であるということでしたが、菖蒲田方面に出入りする場合、大変困難でございまして、前進後退、前進後退を繰り返さなければならないわけでございますし、また、ここは頂上であり、カーブであり、上り坂でありますので、いつも危ない、危険だということが心の底にいつも残っている住民だろうと思っているわけでございます。

そしてまた、ここは避難経路でございまして、それらを網羅した町長の答弁と理解しているのか。それはとっくに分かっている答弁でいいのかどうか、再質問をさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 現場のほうなんですけれども、どうしても災害防除のほうに、手をかけていないほうの県道の小さいほうののり面、そちらのほうは、確かに現場をのり面を立てるか、土留めを立てれば拡幅のほうはできるんですけれども、確かにその県道へ取り付ける部分の場所なんですけれども、現状の側溝から大体1.2メートルほどは県道の用地になっておりまして、まず、確かに通行の面ではかなり危険なところとは認識はしているんですけれども、今後その拡幅の可能性なんです、県の用地でもありますから、県と協議をしながら一つの可能性を探っていきたいというような考えであります。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○11番（佐藤梶信君） 3回の質問でございまして、ここ、高山は130年の歴史あるルバーブの発祥地であり、それをブランド化するために、町長はじめ、担当セクションの方々が通ってくれた道路だとは思いますが、今日の一般質問の中身を聞いて、町長、もう一度検証の意味でこの場所を通っていただきたい。いかがですか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私も現地は確認をさせていただきました。以前から懸案となっているところでもございます。そして、まずは県道に接続するためには、もちろん県との協議、さらには公安委員会というところと協議をしなければならなくて、なかなかその主幹道路が県道というふうなことです。その取り付ける際には、例えば、90度にその道路に接続してほしいとか、いろいろ条件が出されるわけですが、できるだけここについては、その県道の用地を利用させていただいたりなんなりして、幾らでも拡張してその場所を広く使えるようにちょっと検討させていただきたいと。その改良をぜひ今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○11番（佐藤梶信君） 1点目は終わります。

2点目の亦楽地区の公衆道路でございますが、町長答弁のとおり、ここを、この今日質問した地権者は4人おいでになります。それで、3人の方々はその道路は利用していないんですが、それで私有地でございますが、大きな懐の深さでどうぞ公衆道路にしているわけでございます。それで、トラロープも張らないし、ポールコーンを立てないで、ここは私有地だから通らないと、そういうことも出していないんですが、そうすると、何ていうの、その人たちに管理してもらって整備しろっていうんですか。あまりにも酷でないかと思うんですが。

それで、開発するときというか、市街化区域で、恐らく町と県さ相談さ行っていると思う、図面持って。そのとき指導はしたのかどうか、その道路を。要するに、その道路で結ばっている道路が平成21年5月22日に都市計画法第40条第2項によって道路を町さ帰属しているわけです。そのときチェックさ行ったのかどうか、町で。そこでチェックさ行けば、ここ、指導したとおりになっていないんでないかというような話もそのとき出るんじゃないですか。町の指導はどうだったんだか、その開発する前に恐らく相談さも来ているし、あとできた後、道路も帰属しているわけでございますから、チェックさ行ったのかどうかを再度質問をさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 20年当時なんですけれども、当時の書類のほうをまず確認しました。そうしたところに、今、議員さんがおっしゃられるところの未整備のところは、開発の区域のエリア外になっておまして、もうそのときもまず個人のままでありました。なので、そのときは現地は確認しておりますけれども、その土地に関して開発のエリア外ということで、整備

は町のほうですべき、個人のものなので、整備をしないというようなことで話はしております。開発の後にその部分をまた、何でしょう、道路というような形に地目を変えたような状況でありました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○11番（佐藤梶信君） 私は、これまでこれより条件悪い道路でも10路線ほどお世話になった歴代町長はじめ、担当セクションにお世話になったわけですが、それから絞り出して2点ほど提案させたけれども、これでは、このようにするのはできないのかということで2点を絞り出して今提案させていただくわけですが、1点は、地権者の了解、理解をいただいて判を頂き町で施工する。もう一点は、区で施工して町で100%の補助金で対応する。これは今までやってきた10路線のうちから、今、絞り出して出しているわけですが、もしその地名挙げろといえ挙げてもいいんですが、そしてまた、今、職員の皆さんでそれを分かっている方が主査入れて5人ほどまだ残っておりますので、今、俺は何も考えてやっているわけではなく、それ今までやった経験上、今、質問させていただきますが、今の2点の提案で、町長、いかがですか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 御質問いただいたところ、町のほうで施工するにしても、今現在は底地が民地で個人所有と企業所有となっているというふうなこと、そして、位置づけだけを公衆用道路としているということ。さらに、その幅員的には4メートルですから、道路法による道路法上の基準は満たしていますが、本来そういった場所が町に帰属していただくとか、そういった場合は、側溝とか、そういう排水も整備され、舗装されて町に移管というふうな、一般的に開発事業者がする場合にはそういった形でやるんですが、その場所に関しましては、開発業者もそういった手続云々等もされていないという、していないというふうなこともございますので、ちょっとその底地に権利関係とかが発生している場合もありますので、その辺を詳細調べて、それが妥当なのか、対応できるのかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○11番（佐藤梶信君） 2点目終わらせていただきます。

2問目、定住化促進対策について。

空き家、空き地、空き店舗、借家を入れての質問をさせていただき、それは、今、市街化調整区域で、それしか道はないのかなと思って提案させていただいたわけですが、①から③をまとめて1点に絞り、再質問させていただきます。

NPO法人ふるさと回帰支援センターには、今や前年同月比20%増の月4,856件と30代、40代の方々の移住相談件数があると言われております。その中の一握りにでも、何パーセントでも、この若人に本町に目向けさせる施策を展開しなければならないと思うわけでございます。生活の拠点となるのは住居であり、住居に対する住宅支援の施策が一番であろうと考えます。

本町には公営住宅はありますが、公営住宅法により所得制限がありますので、移住定住の施策に組み入れるのは難しいと考えられます。可能となりますのは、空き家、空き地、空き店舗、借家を登録し活用させることで、所得や個別の制約を受けずに住環境の提携はできると思います。定住で起業する方も増えていくことも考えられます。各自治体が力を入れつつあるサテライトオフィス誘致にもつながり、活用するオフィスの需要が出ることも考えられ、その案件に提供もできます。対象者を他の地域からの若年層の転入世代と子育て世代に限定して、町が登録した物件を契約で速やかに賃貸することにより、移住定住に対する環境の整備とハードルを下げ、これまでの空き家バンク制度とUIJターンの受入れとともに、促進策として考えられるのか再質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） どちら。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、人口減少ということで、定住していただける方、移住していただける方というふうなことでふるさと回帰センターなんかにもいろいろな話を伺っておりますけれども、先日も私、有楽町のふるさと回帰センターに寄ってまいりました。いろいろと宮城県への移住の状況どうなんでしょうかというふうなことをお伺いしましたところ、正直、ほとんど仙台市が独り勝ちですと。それはどうしてですかというふうなことで、やはり一番その皆さんが望むのは雇用ですと。働く場所があるというふうなことで、それがないとその辺は移住としてのやっぱりなかなかそこに踏み切れないと。もちろん自然環境がいいこと、そして交通の便がよいこと、気候がよいことというふうなことで、どうしても仙台市、そしてこの宮城県だと名取周辺。亘理、山元に行くところちょっと移住希望者は正直距離感を感じてあまり希望しないというふうなことでもございました。

今後、リモートワークなど、いろんなのありますから、そういったことでどうなのかというふうなこと。あとは、サテライトオフィス等もいろいろ以前考えたこともございました。それで情報とかも入れましたけれども、市街化調整区域にある古い家を今度はサテライトオフィスに替えるとなると、建物の用途変更とか、あとは二、三人の方に私も聞いたところ、実はそこ古い家あるんだけど、今そこ代わりに使っているとか、仏さん、仏壇もあるのでちょっとあまり人にまで修繕してまで貸し出す気はないんだというふうなことで、せっかく光ファイバ

一、全町通っているんですから、そういったところで利用できないかということでいろいろ情報を得たときもあったんですが、なかなかサテライトオフィスまではつながりなかったというふうなことで、今後いろいろと情報は入れてまいりますけれども、さらに、うちのほうは沿岸部、特別名勝松島で、かなり条件というかそういったもので、新しいもの建てたりとか、今現存の古い家屋を修繕までしてというふうなとなると大がかりな費用がかかるということであったり、なかなか移住定住につながらないというのが現状でございます。

今後とも、そういった情報を得ながら、そういった、こちらにまずは来ていただいて、関係人口といいますか、そういったことを構築して、そしてそれが移住につながればというふうな思いで、さらに情報を集めたり、そういった要件を聞いてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○11番（佐藤梶信君） 少子化、高齢化に伴って、若人の働き手減少は即税収の減少につながってくるだろうと思います。財政状況は間違いなく赤字の拡大で厳しい見通しとなることが想定されますので、持続可能なまちづくりをして、促進だけを考えていただくために提案をさせていただいたわけでございます。質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後1時ちょうどから再開いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔君 登壇〕

○4番（木村 稔君） 4番日本共産党木村 稔、議長より質問の許可を得ましたので、3問について伺います。

第1の質問は、なぜだか読むのが大変気まずいんですが、高齢者の健康維持と長須賀多目的広場の活用方法についてであります。

高齢化が進む中で、高齢者の健康維持と生きがいづくりは大きな課題となっております。課題解決に向け様々な取組がある中で、長須賀多目的広場を活用して、コロナ禍でも高齢者が安全に、お互いの顔が見え、心が通い合う地域コミュニティーの構築と健康で元気に人生百年時代を生き生きと暮らしていただくため、以下3点を伺います。

1点目は、高齢者の感染症リスクを念頭に置いた現在のスポーツ施設の対策と対応について

を伺います。

2点目は、来年完成する長須賀多目的広場の具体的な活用と管理は、新型コロナの影響を勘案した場合、今後どのように考えているのか伺います。

3点目は、長須賀多目的広場を高齢者の健康維持等に寄与するため、パークゴルフやグラウンドゴルフの自由な練習に活用、利用することは可能なのかを伺います。

第2の質問は、公共料金や税金の支払い方法の今後の方針についてであります。

近年、電子決済アプリの普及で公共料金や税金の支払い方法が格段に広くなりました。本町でも、公共料金や税金の支払い方法が拡充することは町民の利便性向上につながるため、今後、町民のニーズがさらに高まることが予想されます。

そこで、本町の公共料金や税金の支払い方法の今後の方針について、現状を踏まえ、以下3点を伺います。

1点目は、昨年、本町は税金の請求書払いで新たに電子決済アプリによる支払いが可能となりました。そもそも電子決済アプリとは何なのかを伺います。

2点目は、町民の電子決済アプリでの税金の支払い利用率を伺います。

3点目は、近年、電子決済アプリの普及で公共料金や税金の支払い方法が格段に広くなったため、今後、本町でも公共料金や税金の支払い方法をさらに拡充するものと考えます。そこで、現在の本町の考えを伺います。

また、補足でございますが、消費者庁の公共料金の定義では、国家中央政府や地方公共団体がその水準の決定や改定に直接関わっているものは、総称して公共料金と呼ばれているため、現在この質問では公金を公共料金と呼ばせていただきます。

第3の質問は、学校の手洗い場の環境と設備改善についてであります。

今年は新型コロナウイルスが出現し、予防のために家庭では外出先から帰ったら、誰しものがまず念入りの手洗いをしているところでもあります。家庭でもそうしているように、学校でも同様にできる環境を整える必要があると思います。

そこで、インフルエンザ等の学校の感染症対策として、冬期間でも子供たちがしっかりと嫌がらず、確実に手と腕からウイルスと石けんを洗い流すことができるよう、学校の手洗い場は水温調整ができる環境と設備が必要と考えますが、本町では学校の手洗い場の環境と設備改善についてどのような考えを持っているのか、以下4点を伺います。

1点目は、毎年、学校では感染症対策で励行されている正しい手洗いを子供たちが実施できていると認識されているのかを伺います。

2点目は、温かいお湯である必要はありませんが、子供たちが寒さの厳しい1月や2月に、ウイルスと石けんを落とすために必要な水量を手に流し続けて耐えられる温度であるという自信はあるのか伺います。

3点目は、保護者等から学校の手洗い場の環境や設備の改善を要望する声はないのか伺います。

4点目は、国に対し、学校の集団感染への一つの対策として、冬期間の手洗い場の環境や設備の改善を求めていくことは教育環境の向上として必要ではないかを伺います。

以上、3問を私の一般質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、高齢者の健康維持等と長須賀多目的広場の活用方法について、第2問、公共料金や税金の支払い方法の今後の方針について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番木村 稔議員の1問目の御質問、高齢者の健康維持等と長須賀多目的広場の活用方法についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、高齢者の感染症リスクを念頭に置いた現在のスポーツ施設の対策と対応はについてお答えをさせていただきます。

町内のスポーツ施設につきましては、コロナウイルス感染拡大の影響によりまして本年6月より営業を再開しておりますが、高齢者に限らず、利用の際には感染拡大防止対策としてマスクの着用、アルコール消毒及び検温等をお願いし、密にならないように利用を周知しているところでございます。また、参加者を把握し、感染が疑われる場合には、すぐに連絡ができる体制づくりについてもお願いをしているところでございます。施設利用終了後には、スタッフが施設点検を兼ねて共用部分などを消毒し、感染拡大防止対策を図っているところでございます。

次に、2点目の御質問、来年度完成する長須賀多目的広場の具体的な活用と管理は、新型コロナの影響を勘案した場合、今後どのように考えているのかと、3点目の御質問、長須賀多目的広場を高齢者の健康維持に寄与するため、パークゴルフやグラウンドゴルフの自由な練習に活用することは可能かにつきましては、関連がございますのでまとめてお答えをさせていただきます。

まず、広場の具体的な活用と管理につきましては、利用する皆様が安全に運動や遊べる多目的広場として活用していただきたいと考えております。また、広場の外周沿路に100メートルピッチで距離を表示する。例えば、西側ですと630メートル、東側ですと570メートルというこ

とで、合計1,200メートルがありますので、そういった形でマーキングをすると、そういった表示をし、広場内でウォーキングやランニングができるよう整備を進めており、町民の皆様の健康増進や憩いの場、レクリエーションの拠点として利用していただきたいと思いますと考えております。

御質問のグラウンドゴルフとパークゴルフの練習でございますけれども、グラウンドゴルフは危険性が少ないので利用可能であります、パークゴルフにつきましては、球を打つ際に高い弾道が出ることもあり、球も硬く早いため事故につながる可能性がありますので、広場利用には危険な遊戯とみなし、禁止したいと考えているところでございます。また、管理及び利用につきましては、現段階では町において管理をし、利用面に関しましては現在詳細を詰めているところでもございます。

最後に、新型コロナの影響につきましては、新型コロナウイルスの感染状況はいまだ終息について不透明で、拡大している状況でございますが、利用に当たっては、マスクの着用やソーシャルディスタンスによる利用をお願いするなど、感染症対策も含めて安全で安心な広場となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上を1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問、公共料金や税金の支払い方法の今後の方針についてお答えをさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、公金の支払いが自宅で行えることや、国が今後デジタル環境の整備等により電子決済やマルチペイメントなどが大きく取り上げられていることは、議員御承知のとおりと思います。

そこで、1点目の御質問、昨年、本町は税金の支払いで新たに電子決済アプリ、通告書によりますとP a y P a yという業者名になっておりますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）新たに電子決済アプリP a y P a yによる支払いが可能となったが、そもそも電子決済アプリP a y P a yとは何かについてお答えをさせていただきます。

スマートフォン等にアプリをインストールし、納付書のバーコードを読み込み決済することで、24時間どこでも電子マネーによる納付を行うことができるものでございます。P a y P a yでの納税ですが、以前からコンビニ収納が利用されており、その1つのチャンネルとして指定代理納付者である地銀ネットワークの枠組みに追加されたのが電子決済アプリのP a y P a yであります。

次に、2点目の御質問、町民の電子決済アプリP a y P a yでの税金の支払い利用率はについてお答えをさせていただきます。

昨年度は64件、116万9,060円で、納付金額を基準にすると P a y P a y での支払い利用率は0.06%であります。今年度の10月末現在では414件、679万3,580円で、同じ基準で0.52%となっているところでございます。

次に、3点目の御質問、近年、電子決済アプリの普及で公共料金や税金の支払い方法が格段に広くなり、今後、本町でも公共料金や税金の支払い方法をさらに拡充するものとする。現在の本町の考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

まずは、公共料金とのことですが、町の公金ということとしますので、公金としての回答とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

現在、本町の財務規則第39条の2、指定代理納付者の指定により、納税等については地銀ネットワーク、ふるさと納税では昨年度までのトラストバンクと、新たに今年度からトヨタファイナンス、そして七十七カードを指定しております。この財務規則は、地方自治法第231条の2、証紙による収入の方法等の第6項により指定代理納付者を指定できることにより規定しているもので、公金の納付者やその納付時期などにより適切な納付環境を整えられるようになっております。コストの問題やその公金の納付時期、納付者の動向など、様々な要因がありますので、住民のニーズも見定めながら、公金の種類ごとに検討していきたいと考えているところでございます。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

御質問の3問目につきましては、武田教育長より回答をさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 議長（岡崎正憲君） 第3問、学校の手洗い場の環境と設備改善について、回答を求めます。  
武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

- 教育長（武田光彦君） それでは、木村議員の3問目、学校の手洗い場の環境と設備改善についての1点目、毎年学校では感染症対策で励行されている正しい手洗いを子供たちが実行できていると認識されているのかについてお答えいたします。

感染症予防の手洗い等につきましては、担任の毎日の指導はもちろんのこと、以前よりインフルエンザ等の感染予防として厚生労働省で啓発しております正しい手の洗い方について、校内へのポスター掲示や保健だより等を配付し、指導を行っております。また、今年に入り、新型コロナウイルス感染予防として、手洗い動画などを取り入れながら手洗いの重要性を指導し、学校での感染予防を徹底しており、率直な感想としては、思った以上に子供たちはきちんと手

洗いが励行されているなというふうを受け止めております。

次に、2点目、温かいお湯である必要はないが、子供たちが寒さの厳しい1月や2月に、ウイルスと石けんを落とすために必要な水量を手に流し続けて耐えられる温度であるという自信はあるのかについてお答えいたします。

厚生労働省の感染症対策の正しい手の洗い方については、木村議員も御承知していると思いますが、まずは流水でよく手をぬらし、その後は石けんで手のひら、手の甲、指先、爪の間を念入りにこすり、次に、指の間、手首を石けんで洗い、終わったら水で流します。議員御質問の耐えられる温度に自信があるかという感覚的なことについては、個人差があると思いますが、1点目の回答のとおりで、手洗いについては特段問題はないというふうに考えております。

次に、3点目、保護者から学校の手洗い場の環境や設備の改善を要望する声はないのかについてお答えいたします。

町内各小中学校に確認を行ったところ、11月上旬、汐見小学校において、子供が水で洗わせることがかわいそうなので改善できないのかとの電話が1件あったことは報告を受けております。

次に、4点目、国に対し学校の集団感染への一つの対策として、冬期間の手洗い場の環境や設備の改善を求めていくことは教育環境の向上として必要ではないかについてお答えいたします。

本町の1月、2月の平均気温は5ないし6℃。県内においては比較的温暖な地域であり、学校現場において特段の支障もなく、水道設備を温水対応にすることは莫大な改修費用が必要とされますので、財政的な面も考えますと現実に非常に厳しいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 次から一問一答でお願いいたします。木村議員。

○4番（木村 稔君） 第1問目の1点目について、初めから再質問させていただきます。

高齢者が、新型コロナの影響で仲間と会える場所や機会が少ないと嘆く声を町内で耳にしますが、本町としては、スポーツ施設の対策と対応を実施している過程で、高齢者が過去にないほど外出を控えているという傾向は感じますか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） それでは、お答えいたします。

6月の施設の再開以降、施設の利用者が4割強ほど減っているというのがデータ上出ております。その中で、コロナをあまり気にしない、積極的にそういった施設に参加している方もい

らっしゃれば、逆に、消極的な方もいらっしゃるようでございます。そういった傾向を見ますと、やはり外出を控えている方が多いのではないかなというふうには感じております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、2点目の再質問をさせていただきます。

2点目は、来年完成する長須賀のどのように管理を考えているのかということでございますが、まず、多目的広場です。これは完成した場合は所管はどの課になるのか。また、これは公園扱いなのか。皆さんが気になる場所だと思うんですけども、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 管理は建設課になります。あと、都市公園の普通の公園の扱いということで考えております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） また、町民の方から言われるんですけども、使用するとき料金かかるのと聞かれて、多分公園だからないんじゃないんですかなんて話はするんですけども、皆さん気にしているところですので、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、個人での利用、これに関しては料金はかかりませんが、大会とか、その全部とか一部を独占して使用する場合は、使用料として料金は発生いたしますが、使用の目的とか、そういった内容により減免することは可能であります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほども管理について、管理等のことをお聞きしましたけれども、先ほどこれから考えているということでございますけれども、いつ頃、目星、管理者です。大体いつ頃まで目星をつけるというふうに考えていらっしゃるのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 芝の養生もかなりありますので、まず全面のオープンというのは6月末を考えてはいるんですけども、もちろん、大きな遊具等もありますので、部分開放が可能かどうかも含めてちょっと検討したいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 完成する長須賀多目的広場は、菖蒲田浜海水浴場の目の前に完成するわけですので、今後、本町の新たな顔になることが予想されます。しかし、問題は草刈りです。

年2回の除草では十分に景観を維持できないのではないかなど心配になるのですが、本町としては、あの巨大な面積の除草を含めた景観維持をどのように今後行っていくのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、木村議員がおっしゃる年2回の草刈りでは、あの芝の面もありますので、かなり管理は難しいと思うんですけども、まず、直営において芝刈り機等をリースなんかで借りて刈る計画はあるんですが、年4回程度の芝刈りをまず予定しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 第3の再質問に移ります。

パークゴルフやグラウンドゴルフの自由な練習です。こちら長須賀多目的広場に対する町民の皆さんの関心度は、議会報告懇談会でも大変高かったです。町民の皆さんの期待度がかなり大きく感じられました。

そこで、伺います。高齢者から、パークゴルフやグラウンドゴルフの自由な練習に活用、利用したい、このような意見書申入れ、現在ないんでしょうか。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 意見書的なことはまだ来ておりません。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほど、グラウンドゴルフはいいけれども、パークゴルフは危険なので駄目だよという回答をいただきました。本町の、しかし、独り暮らし高齢者の増加とともに、心身の健康にはコミュニティーによる相互間の見守りの大切さを考えた場合、積極的に外に出て体を動かすスポーツは極めて有効な手段であることは明らかです。

先ほど、パークゴルフはボールを強く上に打つから危険という御指摘でございましたけれども、大変大きな誤解を抱かれているのではないかと私は感じます。基本的には、どちらの競技も他の選手が打つまではコースに入れないのが基本でございます。グラウンドゴルフはゴールまでの距離というのは約50メートル。対して、パークゴルフはゴールまでの飛距離は約100メートルです。この倍の長い飛距離なわけでございます。パークゴルフはゴールまでの飛距離があり、確かに強く打つ必要はあります。しかし、例えば、4人で行った場合、全員の選手が打つまでは絶対に打ったボールの方向、前方向にこれ移動しません。打者が打つまでで他の、4人ですから3人です。周りの確認は自分の安全性というのを確保しているわけでございます。他の選手の協力もあるため、危険性は全くない競技であります。これは大衡村でも、子供も敷

地を自由に歩いているの私なぜか確認していますので、大丈夫だというふうに思います。

それと、先ほど、私、パークゴルフはグラウンドゴルフよりゴールまでの倍の長い飛距離ですから、強く打つ必要があると申し上げましたが、しかし、これは本番のようなコースとゴールがあればの話でございます。打ったら自分が一回一回拾いに行くわけですから、ゴール、目標がないのに思いっきりスイングするということは基本的に考えられないんでございます。また、他のパークゴルフ場では打ち上げ禁止のルールを設けているところもあり、高齢者の皆さん、きちんとマナーを守り、競技に汗を流しているそうであります。

町長、長須賀多目的広場は、あくまでも多目的広場ですから、高齢者の地域コミュニティーが元気になれるよう、寛容な利活用での支援というものが必要ではないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 木村議員さん、パークゴルフは安全だよというふうなことなんですが、まず、パークゴルフ、コースを設定するために、そしてカップなりなんなり、その芝面なりなんなり、毎回そこに穴を空けるようになってと思います。それを18ホール設定するのか、36ホール設定するのか、そういうことを、やっぱりそういった管理もありますし、以前パークゴルフについて、実はうちのほう、沿岸市町村ずっと調べさせていただきました。たしか県内には21パークゴルフ場があると。やめているところも今あるようですけれども。逆に100ホールクラスで造っているところもあるというふうなことで、それを職員に、とにかく現地を見てきてくれというふうなことで、それで報告をいただきました。そうしたところ、やっぱりパークゴルフについては結構強いライナーボールが来るので、やっぱりそこでボール遊びをしている方とか、子供たちに当たったら大変ですよというふうなことでは、ちょっとそれは危険かなというふうなことで、グラウンドゴルフであればどうかというふうなことで、グラウンドゴルフだったらそんなに強いボールは行かないよというふうなこともございました。やっぱりゴルフをやられていた方が今度パークゴルフをやると、やはり打ち方が、やっぱり私も大衡村に見に行きまして、やはり上手な方といいますか、結構強いライナーボールで打つんだと、距離のあるところを。ですから、これがやはりその広場でやるとなると、ちょっと厳しいかな、危ないなというふうな判断をさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 町長、話がちょっと進んでおります。私はカップとか、そこまでは今求めているんです。あくまでも、それはいずれ頼むかもしれませんが、そこまで、コー

ス造ってくれという話じゃないので、ちょっと前に進んでいるかなという、そこまでのレベルじゃないです。

パークゴルフ愛好家の高齢者の方の話だと、市町村対抗をやると、七ヶ浜はいつも順位が下のほうなんだと言われるんです。原因何だと思うと私聞かれました、いや、どうしてですかねと言ったら、これは原因は町に練習場がないからだというふうに嘆いていらっしゃいました。多くの皆さん、これは練習、町のせいなのかなとクエスチョンついた方もいると思うんですけども、あの手のスポーツってやっぱり練習の数なんです。確かにそれも確かにあることはあるんです。

それ以上に、まだ深刻な問題があるんです。それは交通問題です。高齢者の中には、家から運転するのは、家族から町内だけだよ、または、多賀城までだよ、塩竈までだよと制限されて、行きたい練習場のある大衡などには、免許保有者でありながら自分の運転で行けないそうであります。しかし、運転の距離に制限がない友人が行くときだけは行けると話ししておりました。実は、聞くと結構これは多いんです、制限、家族から駄目だよと。家族の言いつけを守らないと車のキーを没収、あとは、ひどいときには免許の返納を迫られる事態になるため、行きづらさを感じている高齢者の方、実は本当に多いんです、これは。

どうか、生涯の生きがいとして、軽度な、先ほどの進んだ話じゃなくて、真っすぐに打つ練習とか、軽度な練習だけでも高齢者にさせてもらえないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員、パークゴルフの関係に関係したことは分かりますが、逸脱しないように質問してください。（「はい」の声あり）今の問いに対してお答えいただけますか。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 以前、先ほど申しましたけれども、県内のパークゴルフ場をちょっと見させていただいて、その状況を見た判断でちょっと危険じゃないかなというふうなことでございます。さらに、それは検証してまいりたいと思いますし、あとは、パークゴルフについては、以前からも被災地の跡地にというふうなことで各市町村大分造られているところもございます。状況を見ますと、54ホールとか、36ホール以上ないと何か大会が開けないとか、いろいろあるようでございますけれども、今、県内にも仙南のほうにも大分大きいのを造っていますし、仙台港付近にもまたパークゴルフ場造られたということです。

本町では、将来の維持管理とかいろいろ考えますと、なかなかペイできるような施設でもないですし、かなり町民の維持負担がかかってくるということも踏まえて、今回は多目的広場で多目的に利用できるスペースというふうなことで設定をさせていただきました。あくまでも安

全に安心して遊べる場所というのがベースでございますので、そういったことも踏まえて、今後、利用方法などをきちんと把握してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そこまで大きく協議しなくていいんで、真っすぐに打つ練習とか、そういったのはやはりさせていただきたいなという高齢者のやっぱり思いはあります。ある男性高齢者の方、意見なんですけれども、女性はお茶飲みだと自分の居場所確保が得意なのに対して、男性はなかなかそうはいかないと。自分の居場所づくりが難しいんだというようなことを言っておりました。確かに昨年の議会報告懇談会でも、湊浜で、何だか自分の居場所がないんだと語られている方がおまして、今、その男性の高齢者の皆さんが抱えている問題というのを少し見過ごしているんじゃないのかなというふうに思うんです。やはりそこで、男性だけではないんですけれども、高齢者が自ら進んで足を運んでもらえるための動機づけとして、やはり気軽に行けて、気軽に楽しめる、そういったパーク愛好家のこういった場所というのにも必要なんじゃないかなというふうに思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） どうですか。回答いただけますか。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今後、その広場ができて、まずパークゴルフ的なものが可能かどうかはちょっと探してみたいと思いますけれども、あくまでも安全・安心のための利用にさせていただくというふうなことで、どうしても、イメージはあの加瀬沼の公園的な意味合いの広場を私はイメージをしておまして、そこで意外と飛ぶボール、硬い球とか何とかというのはどうなのかなというふうなことでちょっと懸念しているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 高齢者は、しかし、求めているわけでございます。町長、世代を超えてお互いの顔が見え、心が通い合っただけだと信じております。地域コミュニティーが元気になれるように支援していくと町長言っていましたよね。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

第2の再質問でございます。

1点目からさせていただきます。質問は、現在、本町の納税に電子決済アプリ P a y P a y 導入しているわけですが、本町と収納代行会社、地銀ネットワークの委託契約方法のもう少し詳しい説明を求めたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（小野勝洋君） 御質問の契約内容でございますが、まず、委託形態といたしまして

は、コンビニ収納業務委託事業ということになりますが、その契約方法といたしましては、まず町です、七ヶ浜町と、それから地銀ネットワークサービス株式会社、それから株式会社七十七銀行、それと地銀ネットワークサービス株式会社との提携しているコンビニ本部との四者間契約ということになります。その性質上、匿名の随意契約というふうなものになっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 今後、P a y P a yを使用している民間加盟店では、クレジットカードの……失礼しました。クレジットカードの加盟店、手数料に相当する決済システム使用料が2021年10月以降、これ発生すると言われております。本町と収納代行会社の委託料金も今後変動はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（小野勝洋君） 議員さんおっしゃるように、手数料の話でございしますが、何ていいますか、利用するお客様方と、それから事業者側に手数料が発生するというふうな情報です。来年10月以降に発生するんじゃないだろうかという話は耳には入ってはおりますが、そちらについては、あくまでもその事業主と利用される方の一種の契約行為となるものなので、町としては、関与する必要性はもろもないということになりますので、現在、契約状況としては1件60円の単価で契約しておりますので、現段階では変動しないものとして認識はしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点目の再質問に参ります。

支払いの利用率です。その利用率の中に、年代層について偏りというのはあるのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（小野勝洋君） 年代層なんですけど、集まってきている納税者のデータのほうからいたしますと、満遍なく10代から90代まで利用されてはおるんですが、80代、90代の方が果たして本当に利用しているのかなというふうな思いはあります。ただ、データ上なんでそれはそれとしていたんですが、特に年代層として多いのは、やはり30代から50代となります。男性の方が多いうようには見受けられます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） その利用率なんですけど、昨年9月頃に電子決済アプリ税金納付が可能となり、1年半が過ぎたわけですが、現在の利用率への町の手応えとしてどのような印象を持っ

ているのか。また、今後の利用推移をどのように予想しているのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（小野勝洋君） 手応えといたしましては、先ほど町長回答したとおり、導入2年目の数値としては、数字上は確かには伸びております。ただ、納付金額につきましては、占める割合が、その全体の納付金額、町全体の納付金額に対する割合については、本当にまだまだ低いなどは感じております。ただ、このコロナ禍の状況で、非接触型納付をされる方はそれなりに今後は増えるだろうとは予測はもちろんいたします。ただ、先ほど木村議員さんもおっしゃいましたが、もしかすると、今後、本人負担の手数料がかかるというふうな情報もありますので、そちらのほうの影響がどれぐらい響いてくるのか、ちょっと先が見えない状況だとは思いますが。

ただ、私としては、当然ながらコンビニ収納委託料として1件60円かかっているわけなので、費用面からすれば、順番的には、給与所得者であれば町県民税についてはもちろん特別徴収、いわゆる給与天引きです。それから納付書であれば納期内の窓口納付が最優先でのお願いということになりまして、次いで、納め忘れ防止のための口座振替、最後にコンビニ納付の順番かなとは考えておりますので、ちょっと余談になりますけれども、町議会の方々についても何度か特別徴収お願いしていた経緯もあるんで、この際何とか特別徴収のほうへ切替えしていただければなとは思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 3点目の再質問に参りたいと思います。

今、ここにいる行政サイドの皆さんでP a y P a y使用されている方ってどのぐらいいらっしゃるのかなとは思いますが、使っている方分かると思うんですけども、まず、P a y P a y 開いていただいて請求書払いというところをクリックすると、上記のほか611地方公共団体等の公共料金支払いに対応しています。可能な公共料金は以下のリストから御参照くださいと書いてあります。そして、その下にドラッグしていくと、611の地方公共団体が扱っている税金や公共料金の一覧出てくるわけでございます。そこで見えてきたのは、他の自治体と本町の税金以外の電子決済アプリによる公共料金の取扱い件数に差があることが発見したとか、そういうのが見えてきました。一例で言えば、多賀城市さんでは保育利用料、保育所延長料、保育所副食費、道路占用料、公共物使用料が支払い可能です。さらに多いのが美里町で、給食費や放課後児童クラブ、町営住宅使用料などの料金、また、町営住宅駐車場料金、使

用料もこの電子決済アプリで支払いが可能なのであります。

この請求書払いには電子決済アプリで納付書のバーコード読み取る仕組みですが、そこで伺います。現在、納付書でのコンビニ支払いが可能な公共料金の割合というのはどのぐらいあるのか。また、それを電子決済に対応させた場合、現在の本町の支払っている委託料をさらに超える負担額というのがあるのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 公金という形で考えますと、コンビニ、今、使っているのが各種税、それから介護保険料、それから後期高齢者医療保険料、それと上下水道料金です。こちらになるかと思えます。あと、それ以外の給食費、それから保育料、あと国際村使用料、公民館使用料と様々あるんですけども、全体的なものとしては、ざっぱにちょっと計算すると、全体で20万件、いわゆる年間、1年度で件数的にはそれぐらいあるかと思えます、総数的には。期別、それから月ごとというのもありますので、そういう数字になるかと思えますけれども、コンビニで使える、いわゆる税、それから水道、合わせて大体9割ぐらいがコンビニ対応になっているのかなというふうに、今、見ているところです。

それから、あと委託料です。コンビニ使っていない保育料とか、それらにつきましては、システム使用料がまず改修なりなんなりというのが当然イニシャルで発生すると思えます。それから、月々の使用料、それと納付書の様式を変えなくちゃいけないというのも出てくると思えます。ちなみに、美里町だったと思うんですけども、マルチペイメントネットワークシステムに対応した様式というのが全国的にあるんですけども、この様式に変えると、今よりも若干高くなる、印刷製本費というものが、そういったのも含めて、細かいシステムごとやっていくとかなりの金額が出てくると思えます。私の頭の中でちょっと計算すると1,000万は間違いなく超えるのかなというふうに見ているところです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ちょっと観点を変えて、現在、本町では電子決済アプリを通さずに、クレジットカード決済、現在できませんけれども、中には電子決済アプリを通さずにクレジットカードをダイレクトに使用して税金を納めたい方々もいると思えます。私で言えば、年金なんかはもうそれで支払っているんでございますけれども、私事でございますけれども、本町では検討されたことというのはないんでしょうか。また、現在の本町のシステムではできないのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（小野勝洋君） あくまでも税金という話に限ってちょっとお話しさせていただくということによろしいですか。（「はい」の声あり）たしか平成24年度にコンビニ導入をした際に、同時に、要は、いわゆるクレジット納入についても検討したようなんですが、もちろん経費、それから県内の導入状況からして、時期尚早ということで見送った経緯があります。

2点目が、対応できるかどうかについてということなんですが、現在のシステムについて対応できるかによろしいのでしたっけ。（「はい」の声あり）現在の税務情報システムの委託先の業者の仕様では、システムとしては対応はしております、現在。ただ、全税目、保険料をクレジット対応とした場合については、現在やっているコンビニ収納と同等のランニングコストが当然ながら発生するというのは見込まれます。その金額が果たしてどれぐらいになるかというのは、恐らく数百万単位にはなるんであろうなというふうなことは考えています。

ただ、特段、現在の状況で町民の皆様から不便を感じるとか、導入を求めるといような声は一切今のところは、ゼロとは申しませんが、私のほうにはあまり届いていないです。よって、近年のその徴収率の状況、高い数字も実績としてありますので、その費用対効果を勘案しますと、新たに導入する必要性は特に感じてはいないところではございます。ただ単純にチャンネルを増やせばいいんじゃないかというわけにはいかないと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 現在、本町では電子決済アプリのP a y P a yのみを使用した納税が可能です。本町が委託している収納代行会社が、地銀ネットワークが取り扱っている全ての電子決済アプリにはP a y P a y以外の、調べましたらばP a y P a y以外の電子決済アプリとして、L I N E P a y、P a y B、支払秘書、モバイルレジという電子決済アプリの取扱いがP a y P a y以外では4件ございますが、本町でこれらの電子決済アプリも採用した場合、委託料の負担というものはあるのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（小野勝洋君） 基本的に、提携コンビニの1つとみなすものでありますので、基幹システムの改修も特段不要ということになりますので、委託料の負担増加についてはございません。件数が増える分だけ1件60円が、税抜きで60円ということにはなるだけです。

ただ、今現在、新型コロナの感染が拡大しているというようなことで、当然ながら、先ほどの回答と同じ、非対面型のチャンネルを増やすことについては必要かとは思っています。そのようなことから、このコロナ禍の中でもスマホ決済については順調に数字を伸ばしているということもありますので、特段システムの改修も必要としない地銀ネットワークサービスのほう

で利用できる、今、木村議員さんがおっしゃった、その何とかペイとかいろいろありますけれども、そちらのほうのスマホアプリの種類を拡大して利用性の向上の図る方向を、現在もう既に検討には入っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、第3の再質問に参りたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 3問目ね。

○4番（木村 稔君） 3問です。

先ほど、思った以上にちゃんとしているということでございますけれども、学校は多くの児童生徒が集まっており、様々な感染症リスクが高いことから、徹底した感染症に対する予防対策が求められると思います。その結果、指導は徹底されているものだと理解しているんですが、ただ、コロナ禍ですから、徹底していない行政のほうがないわけではございますけれども、それは理解しています。理解しているんですけれども、保護者等を通じて、子供の手洗いの実態を実際に聞いてみました。学校での手洗いはという問いに、子供は、誰も見ていないから適当にやっているや、指先をちゃちゃっとだけ洗っているなど、これはどこかの機関に定点観測依頼したほうが本当にいいんじゃないかと思うほどのびっくりする回答でございました。この回答に対して現場の指導、徹底しているという、それは理解しているんですが、この現場の指導と現実のギャップ、どのようにお考えでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 既に手洗い等については校長会、教頭会、あるいは主幹教務主任会、各種会議の中で……（「ちょっと教育長、すみません、マスク、ちょっと聞こえないです」の声あり）各種会議の中できちんと指導徹底しておりますので、それはそのとおりにやっていると思います。

それから、私自身もよく学校現場のほうに行くわけですが、別にチェックするために行くわけではないけれども、行った際に、どういうふうになっているのかなということで、それとなく手洗いとか3密の状態を教室を回ってみたりなんかします。その限りにおいては、まずちゃんとやっているんじゃないかなという認識は持っています。さらに、たまたま、昨日、課長がある小学校に行きまして、手洗いの部分だけ大体10分ぐらい動画を撮ってきたんですが、手洗いの場所が、水道1つ置きに使用しているんです。間の水道は使えないようにしているというような配慮もしながら、子供たちは結構こっちが指導してくれよと思っていた、

その指導要領に従って手洗いをやっているなというふうに感じております。しかし、そういう声もあるということです、改めて指導を徹底するというふうにしていきたいなと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 現在、学校では1日に何回、どのようなタイミングで手洗いをしているのでしょうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） その辺も確認しましたところ、まず、外から教室のほうに入ってくる際には必ず手洗いをすると。あと、もちろんトイレの終わった後、そして給食の前等に必ず手洗いをするというふうなことを聞いております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 何回もするわけでございます。さっき動画撮ってきたといいますけれども、やっぱり動画撮られているとやっぱり手はきちんと洗うものなんじゃないかなというふうに思います。ただ手洗いを指導しても、やはり僕はこう、どうなのかなと、駄目なんじゃないかなと。検証も必要ではないのかなというふうに思います。

これちょっと提案なんです、宮城県では、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の予防対策として、正しい手洗い方法を学んでいただくために、手洗いチェッカーの貸出しを塩釜保健所疾病対策班で行っています。これ御存じでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 私自身はちょっと承知しておりませんでした。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） この器具は無料貸出しでございます。手洗いチェッカーは、手洗い方式の確認に使用される道具で、専用ローションを手につけて、手についた汚れにこれを見立てて洗い残し部分を特殊ライトで光らせるものでございます。ぜひ、県内の学校でも実施しているようなので、岩沼さんですか、最近だと、やっているそうです。本町の学校でも、時期が時期ですから、改めて正しい手洗いを子供たちが実施できているかを確認する意味で、実施されたほうがよろしいんじゃないでしょうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 今のところは先生方の指導で十分だろうというふうに思っております。それがもし至らなかった場合には、なぜ至らないのかというところに行くだろうと思うので、

機器をもってチェックをするというところまでは今のところは考えておりません。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 第2点の再質問に参ります。

最低30秒手洗いを国も推奨しておりますけれども、真水で石けんを落とすのには、思った以上に時間がかかります。水道水の真水で手洗いは、11月くらいの時期であれば、まだ子供は苦痛なく手洗いでできると思いますが、それが1月、2月の厳寒、厳しい寒さの時期に、厳寒の時期に真水を使って石けんで手を洗い流し続けること、それも小まめに、先ほど回答いただきましたが、何回も。1日に何回もすることは、大人でも徐々に適当になってくるんじゃないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 適当にならないように指導するのがこちらの務めです。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほど行政報告、こちらの一文にもございましたけれども、寒さから感染予防につながる換気や手洗いなどがおろそかになることが心配されますというふうに書いてあります。私、経験上なんですけれども、手洗いの方法としてはベストなのは、具体的には、32度から35度の体温よりも低い温度のぬるま湯、これが一番適しているんじゃないかなというふうに思います。冷たい水に比べ、汚れ落ちもいいので、手を清潔に保つ意味でも優れていますし、このぐらいの温度ならば皮脂を必要以上に奪い過ぎることがありません。また、先ほどの子供の手洗いの実態から鑑みた場合、冷た過ぎないので厳寒の時期でも手洗いは、手洗いに対する子供の心理的ハードル、これもぬるま湯ならぐんと下がるんじゃないかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか、教育長。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） それは、2点目の回答にしたとおりです。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 昭和の時代は温水器などありませんでしたから、冷たい水で掃除や手洗いはするほかありませんでした。私自身も、手を真っ赤にしながらい水道の冷たい水で掃除や手洗いをしました。しかし、自分がそうだったから、それと同じことを今の子供たちにさせる必要が果たしてあるんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 質問……答えられますか。武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 必要があるからやっているんです。

- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） その理由を伺います。回答を求めます。
- 議長（岡崎正憲君） 武田教育長。
- 教育長（武田光彦君） ですから、必要があるからやっているんです。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） その冷たい水で手を洗う、その必要というのを回答を求めます。
- 議長（岡崎正憲君） 武田教育長。
- 教育長（武田光彦君） 特段支障はありません。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） その理由がちょっと、理由がちょっと分からないんです。大人になって……教育の一環というふうにとられているのかなというふうには思うんですけども、大人になって、今それが何の役に立っているんでしょうか。大人になって水で手を洗うメリットって私全く感じません。真冬の高速道路でパンクして、1時間ぐらい助けが来なくて待たされたとか、そういうハプニングも人生にはたまにはあるかもしれませんが、真水で手洗いをし鍛えなくても十分それは対応できます。今年は、自粛だ、新しい生活様式だ、ソーシャルディスタンスだ、暑い夏もマスクだと言われ、子供たちもたくさん我慢して頑張ってきました。冷たい水で手を洗って強くなる。何が。体ですか、気持ちですか。メリットは何ですか。回答を求めます。
- 議長（岡崎正憲君） 脱線しないようにお願いいたします。武田教育長。
- 教育長（武田光彦君） 必要があるからやっていることであって、そして、その真水で洗うということについて、現実問題として支障があるのか、あるいは問題が発生しているのかというと、そういう問題は発生していないわけです。したがって、このとおりにやっていくということです。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） 真冬に真水で手洗いして得する科学的根拠なんてどこにもないんです。食品を扱う私の経験で言えば、真水を手に流し続けた場合、手に起きるのはひどいあかぎれとひびわれのみです。これは回数経験しても体は慣れません。気持ちは折れる。大人でも折れるばかりであります。そこで、これは時代が変わっているのにもかかわらず、昔がそうだったから今でもそれでいいという社会全体の同調圧力なんではないでしょうか。この次の世代への負のレガシー、遺産、これはいつか変えるべきであると思うんですが、回答を求めます。

- 議長（岡崎正憲君） 武田教育長。
- 教育長（武田光彦君） 私はそういうことは考えておりません。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） 3点目の質問に参ります。

そういえば、昨年11月も手洗い場の環境改善に対して、町長と各議員に手紙がありました。これなんです、確認ですけれども、意見伺ったということなんです、手紙の内容的には汐見小学校でしたが、昨年12月の時点で汐見小学校への、これ、校長先生からの意見確認も当然行ったとこれは理解していいんでしょうか。回答を求めます。

- 議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤浩明君） 11月に報告があった件については、教頭先生のほうから報告があったものでございまして、校長のほうも認識していると思っております。以上です。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） 今年に入ってから教育現場への現状調査というのはされたんでしょうか。回答を求めます。今年。それ去年ですよ、確認したの。

- 議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤浩明君） 11月というのは、今年の11月でございます。昨年の件については承知しておりません。以上です。

- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） 昨年は確認しなかったということによろしいんですね。今年の11月に確認した。（「確認したんじゃなくて、報告が今年」の声あり）今年。今年あったと。分かりました。

それでは、次の4点目に参ります。

学校の集団感染でございますけれども、インフルエンザ、昨年の学校では大変なものだと保護者からお聞きしましたけれども、そのような実態はあったんでしょうか。回答を求めます。

- 議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤浩明君） 昨年は、インフルエンザの学級閉鎖とかはあったというふうに聞いております。以上です。
- 議長（岡崎正憲君） 木村議員。
- 4番（木村 稔君） 汐見小学校のめぶきというこのプリントございますが、そこには11月の最終金曜日のインフルエンザの罹患数3人でした。3日後、月曜日、出席停止人数52人、その

ほかの欠席含めると82人が欠席して、欠席の連絡が鳴りやまず、コールセンターのような異常事態だったというふうにこのめぶきに書いてあります。これは保護者から頂きました。

学校ではこのように児童生徒が集団感染した場合、これクラスターです。当然家庭内感染も避けられないのではないのでしょうか。両親が感染すればウイルスは両親の職場にも広がります。また、同居のお年寄りがいる家庭では、感染症により重症化することが多いと言われている高齢者に感染するおそれもあります。さらには、現在はインフルエンザやノロウイルスをはるかに超えた未知のウイルスの出現で、世の中の状況は劇的に変わってきております。考えられる対策は今までの凝り固まった概念を捨てて、国への要望等を含め、徹底的に行わなくてはならないのではないのでしょうか。最後の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 必要なことはきちんとやるつもりです。また、既に取り組んでおります。また、もう一つ必要なことは、国や県に要望することが必要であれば、そういう行動も取るということを考えておりますので、その点は心配しないで結構です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 12秒余っておりますが、以上、3問、私からの一般質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後2時20分再開いたします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について伺います。

第1の質問は、生涯学習センター入り口に設置されておりますきずなハウスの事業運営の継続の有無についてであります。

きずなハウスを運営しているNPO法人レスキューストックヤードが、来年以降の運営から撤退するという話が出ていることから、今後のきずなハウスの運営について4点伺うものであります。

1つは、きずなハウスの設置に伴う活動目的、内容の説明を求めるものであります。

2つは、きずなハウスの事業運営に関わる国などからの年間の補助金、給付金等は幾らになっているのか、承知しているのであれば説明を求めるものであります。

3つは、きずなハウス事業運営に係る年間費用額、人件費、光熱水費等は幾らになっているのか、承知しているのであれば説明を求めます。

4つは、きずなハウス事業は来年度以降も継続されるのか。継続に向けたNPO法人レスキューストックヤードとの話し合い及び国への補助金の継続等の取組を行っているのであれば、その経過について説明を求めたいと思います。

5つ目は、NPO法人レスキューストックヤードが撤退した場合、町事業として事業の継続を行う考えはないか伺うものであります。

第2の質問は、町営住宅入居の募集についてであります。

町営住宅の空き室が長期にわたって入居されていない状況にあることから、町営住宅入居の募集についての取組について、以下の5点を伺うものであります。

1つは、新年度当初の空き室で、現在も空き室になっている戸数は各住宅、地区住宅及び全体で何室なのか説明を求めるものであります。

2つは、退去された部屋の次期入居募集までの期間の定めは設けているのか、説明を求めるものであります。

3つは、県営住宅入居者募集時期に対応した町営住宅入居者の募集を行うことにしているということですが、新年度から10戸ほどの空き室が生じているにもかかわらず、入居者募集を行っていないのはなぜなのでしょう、説明を求めるものであります。

4つは、災害に対応した空き室を確保しているということを伺いましたが、町営住宅ごとのその確保戸数の定めは設けているのでしょうか、説明を求めるものであります。

5つは、以前の同質問の答弁で、入居者の資格条例第6条に明記されている新たに町内に住所を必要とする者とされている条例を遵守せず、町内に住所もしくは勤務先がある方と置き換え、入居者募集をしていない現状であります、今もその考えは変わらないのか説明を求めるものであります。

第3の質問は、汐見小学校での新型コロナウイルス感染児童発生に伴う2週間休業の是非について伺うものであります。

9月15日に汐見小学校の児童が新型コロナウイルスに感染したことで、汐見小学校等が9月16日から29日の2週間が休業となりました。感染者の行動歴、濃厚接触者等を鑑みれば、翌週

からの連休明け23日から授業再開は可能ではなかったでしょうか。2週間の休業は的確な対応ではないと考えることから、以下の4点を伺うものであります。

1つは、2週間の休業となった根拠について、改めて説明を求めるものであります。

2つは、休業は保健所の指導を基に決定されると報告されておりますが、休業期間は保健所からの指導なのでしょうか、説明を求めるものであります。

3つは、県教育委員会も2週間の休業期間は妥当と判断しているのか、説明を求めるものであります。

4つは、今後、同事例（感染児童等に濃厚接触者がいない）が発症した場合、同様の2週間の休業期間とするのか説明を求めるものであります。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。町長及び教育長の説明を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、きずなハウスの事業運営継続の有無について、第2問、町営住宅入居者の募集について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川議員の1問目の御質問、きずなハウスの事業運営継続の有無についてお答えをさせていただきます。

きずなハウスの運営は、発災直後からボランティア活動などにより多大なる支援をいただいている認定NPO法人レスキューストックヤードが行っていただいております。レスキューストックヤードは、子供の居場所づくりを目的として、2014年、平成26年12月より仮設商店街を利用し、きずなハウスを運営しておりました。現在のきずなハウスは、レスキューストックヤードより仮設商店街が撤去される予定の2015年、平成27年以降も引き続き活動を継続したいという申入れを受け、2017年、平成29年7月にレスキューストックヤードによる民間事業者支援による募金活動や著名な建築家伊東豊雄氏や妹島和世氏などが中心となって、みんなの家の建築支援活動を行ってきたHOME－FOR－ALLという団体ですが、など、様々な支援を受け、設置したものでございます。きずなハウスでは、子供の居場所づくりのほか、本町におけるレスキューストックヤードの被災者支援に関する活動拠点として活用されているところであり、レスキューストックヤードは本町各地区に出向き、これまでに様々な形で被災者支援事業に取り組んでいただいております。

2点目の御質問、きずなハウス事業運営に係る国等からの年間の補助金等についてお答えをさせていただきます。

レスキューストックヤードに確認したところ、きずなハウス運営に係る経費は全て自主財源であり、補助金は充てていないということでございます。補助金に関しましては、目的や補助要件によって異なりますが、レスキューストックヤードからの報告では、いわゆるきずなハウスの運営補助的に活用できる補助金はないと伺っています。

なお、被災者支援事業などに関する事業補助は、令和元年度ベースで、復興庁の被災者支援総合交付金を活用した心の復興事業として350万円、もう一つは、宮城県のNPO等の絆力を活かした震災復興支援事業として208万7,000円、3つ目が、一般財団法人セブン-イレブン記念財団環境市民活動助成として60万9,000円、合計619万6,000円とのことであります。

3点目の御質問、きずなハウス事業運営に係る年間費用額についてお答えをさせていただきます。

レスキューストックヤードに確認したところ、令和元年度ベースで人件費554万5,000円、光熱水費及びその他経費260万4,000円の計814万8,000円とのことでございます。これ以外に、町が機械警備委託や灯油などの経費分として約19万円ほど支出しております。

4点目の御質問、きずなハウスの事業継続についてお答えをさせていただきます。

レスキューストックヤードより、東日本大震災の発生から10年を経過する令和2年度いっぱいをもってきずなハウスの活動を終了したいとの申入れがあり、現在、事業の終了に向けた調整を行っている段階でございます。これまできずなハウスで行ってきた子供の居場所づくりについては、生涯学習センターにおいて実施していく予定でございます。また、レスキューストックヤードが取り組んできた震災の記憶の風化防止などの事業については、町のほうで実施していく方向で検討を進めております。なお、来年度の被災者支援事業の要望については、現在復興庁と調整を行っている段階でございます。

以上を1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、町営住宅入居者の募集についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、新年度当初の空き室で、現在も空き室になっている戸数は各住宅及び全体で何戸ですかについてお答えをさせていただきます。

新年度当初における空き戸数は10戸でありましたが、今年度中に3戸退去されたため、町営住宅の10月31日時点における空き戸数は13戸であります。内訳は、松ヶ浜地区が3戸、その詳細は、1LDKが2戸、2LDKが1戸です。菖蒲田浜地区が3戸、詳細は、1LDKが1戸、2LDKが2戸。花淵浜地区が5戸でございます。詳細は、1LDKが4戸、3LDKが1戸。代ヶ崎浜地区が2戸、詳細が、1LDK1戸、2LDKが1戸であります。

次に、2点目の御質問、退去された部屋の次期入居募集までの期間の定めは設けているのですかについてお答えをいたします。

期間の定めは設けてはおりません。退居された方がそれまで居住していた住居の修繕が完了してから、県住宅供給公社の募集時期と合わせて行っているところでございます。

次に、3点目の御質問、県営住宅入居者募集時期に対応した町営住宅入居者の募集を行うことにしているということですが、新年から10戸ほどの空き室が生じているにもかかわらず、入居者募集を行っていないのはなぜですかについてと、4点目の御質問、災害に対応した空き室確保をしていると伺いましたが、町営住宅ごとの確保戸数の定めを設けているのですかについては、関連がございますのでまとめて回答させていただきます。

1点目の御質問で回答しましたとおり、現在、町営住宅の空き戸数は13戸で、新たな入居者募集は令和元年12月に実施後行っておりませんでした。そのことについては、これらの住宅は被災者のために建設された住宅であり、時間の経過とともに家族形態の変化なども考慮し、または、被災後余儀なく家族の下に身を寄せた高齢者などが本町に戻る可能性も含め、震災後10年間を目安にある程度空き戸数を確保していたことや緊急時への対応も含め考えておりました。ただ、今後については、10年間の震災復興期間も終わりますので、住宅の間取りもありますが、1L、2L、3Lなど空き戸数を徐々に減らして対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、5点目の御質問、以前の同質問の答弁で、条例第6条に明記されている新たに町内に住所を必要とする者とされている条例を遵守せず、町内に住所もしくは勤務先がある方と置き換え入居者募集をしていますが、今もその考えは変わらないのですかについてお答えをさせていただきます。

今ある町営住宅は、議員も御存じのとおり、東日本大震災の被災者で住宅再建が困難な方への住宅供給を目的とした公的住宅で、被災者の入居に際しても町民を最優先として入居いただいております。町営住宅は、町民のための施設であることから、町営住宅条例第6条の規定内であり、町内に住所もしくは勤務先がある方を条件として募集しておりますが、震災復興期間の10年を終了するに当たり、今後入居者の資格について見直しを検討することも必要であると考えているところでございます。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第3問、汐見小学校での新型コロナウイルス感染児童発生に伴う2週間休業の是非について、回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） それでは、歌川議員の3問目、汐見小学校での新型コロナウイルス感染児童発生に伴う2週間休業の是非についてお答えします。

まず、1点目の2週間の休業となった根拠を説明してくださいと、2点目の休業は保健所の指導を基に決定されると報告されていますが、休業期間は保健所からの指導なのでしょうかについては、関連がありますのでまとめて回答をさせていただきます。

まず初めに、今回の汐見小学校の事案について説明しますと、感染児童の保護者がまず感染し、その保護者と同居する児童2人がPCR検査において1人が陽性、もう一人が陰性となり、きょうだいで、姉と弟ですけれども、きょうだいで違う判定結果となりました。また、濃厚接触者についてはおりませんという塩釜保健所の見解でありました。さらに、宮城県として参考まで示している児童生徒等が感染した場合の臨時休業期間については、医師及び保健所の助言による期間または施設の消毒が完了するまでの期間としております。

しかしながら、今回の汐見小学校の事案については、PCR検査で陰性となった児童についても、今後陽性になる可能性があることや、仮にそのまま陰性であったとしても、濃厚接触者として2週間の出席停止の措置を取る必要があるということ、さらに、1年生から6年生が利用する放課後児童クラブの利用者であることを考えた場合、塩釜保健所の見解が濃厚接触者はいないということであっても、今後、新たな感染者が発生する可能性を否定できないのではないかという考えに至ったわけです。よって、2週間の臨時休業期間については、塩釜保健所の指導の下に決定されたものではありませんが、仮に臨時休業期間を短くしても、その後、新たな感染者が発生し、再度休業期間を延長するよりは、初めからより一層の安全を期して、新型コロナウイルスの潜伏期間が最大14日間であることを考慮し、2週間の臨時休業期間としたほうがよいという考えの下、決定したものであります。

まさにそのことを裏づけるかのように、その後、宮城県内のほかの学校では、臨時休業期間を短く設定したものの、さらに感染者が発生し、結局2週間の臨時休業期間としている事案が見受けられる状況だと認識しております。

次に、3点目、県教育委員会も2週間の休業期間は妥当と判断しているのですかについてお答えいたします。

今回の児童の感染状況や臨時休業期間についても、その都度、仙台管内教育事務所や宮城県スポーツ健康課に報告している状況でありましたが、それに対して何らかの御意見等は特にありませんでした。さらに申し上げれば、臨時休業の決定については、学校の設置者の判断にな

るということでもありますので、その決定に対し宮城県教育委員会が妥当であるか否かを判断する立場にはないということであるものの、その都度ごとに報告、連絡等から、七ヶ浜の対応については十分承知しているというふうに考えております。

次に、4点目、今後、同事例、感染児童等に濃厚接触者がいないが発症した場合、2週間の休業期間とするのですかについてお答えいたします。

基本的に、ケース・バイ・ケースにもよりますし、そのときの状況にもよりますが、県教委の通知文等を参考にして、その感染した児童生徒の感染経路や家族の感染状況、学校での活動状況、さらに地域の感染状況などを踏まえ、今後の感染拡大の可能性等を総合的に検討した上で判断されるべきものと考えます。その結果、さらなる感染拡大が想定される場合には、一層の安全を期して、原則として14日間で最大の潜伏期間であるということ踏まえ、2週間の臨時休業期間を軸にして判断することがベストの方法ではないかと考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

まず、第1問のきずなハウスの問題であります。町長がお話しされたように、このきずなハウス、ストックヤードの仕事そのものが2つというか、今言ったように、子供の居場所の問題、あとストックヤードそのものの事業と被災者支援ということであります。

そこで、私は、その被災者支援そのものについては町が当然継続していくというのは、一定の10年をめどにということなので、活動の内容も縮小されていく傾向にあるかと思えます。しかし、子供の居場所の問題、これについてはやはり今後十分な検討が必要ではないかなというふうに思います。その理由については、御存じかと思えますけれども、このきずなハウスでは、月に1回、このきずな通信というのを目にされたかと思えますけれども、今月で第41号、要するに、開所したのが2017年9月ですから毎月発行しているということなんです。この中には、どういう活動しているかという、きずなネットワークという活動もしています。これは子供の居場所だけじゃなくて、地域のボランティア、あとは地域のそれぞれのサークル団体、いろんな手芸とか、染物とか、いろんなサークル団体と輪をつなぎながら、子供の居場所づくりなり、高齢者の居場所づくり、あと自らのサークルの居場所づくりということで、12団体がそれぞれ加入してつくっている団体であります。その中で、ここに書いてありますが、七ヶ浜のいいところを人に伝えたい、七ヶ浜をもっと住みやすい町にしたい、七ヶ浜でボランティア活動をしたい、七ヶ浜町で一緒に活動する仲間をつくりたいという町民の一步を応援するというこ

とでつくられた組織であります。私、こういう団体の活動というのが今後、町長が言う、これからの人づくりのことで大事な視点かなというふうに思います。

あと1つ、生涯学習センターに吸収されるということではありますが、私の家族もあそこ結構利用しているんですけども、あそこに行った帰りに、要するに、駄菓子とか、ぼうぼう焼きでしたっけ、とか、あとは庭の庭園でハーブとかそういうものを一緒に作ったり、植えたりとか、収穫したりとか、そういうこともやっぱり人間づくりもやっているところなんです。そういうものが今後生涯学習センターに吸収された場合、十分な対応ができるかどうかということもあるし、あと、今回のコロナ禍の中でやはりスペースの問題で、やっぱりああいうそれぞれと別個に造られたところでの活動というのは大事なかなというふうに思います。

そして、当然町長も御存じかと思いますが、これがきずなハウスが、ストックヤードも含めてですけども、去年の活動をまとめた冊子を作っているんです。すごいですよね。その活動の内容の中で、さっき言った12団体の方々ですが、座談会して、それぞれこの3年間やってきた中でどういうふうに自分たちの活動を、未来へ何をしようか、残したいのか、そういうことを語って、やっぱり七ヶ浜のこれからのまちづくりをつくっていくという、そういう前向きな取り組みをこの3年間やってきているわけです。確かに財政的には840万、昨年の財政的ベースでいいますと、そういう点では大変な部分もあるかと思うんですけども、やはりそういう点含めてどうなのかということで、この1から3については数字的なものなので、4点目だけについて、今のような形でぜひ必要性があるのではないかなというふうに思って4点目のみの質問とさせていただきますが、こういうことを踏まえて、やはり今後の独自の町事業として、あそこで、施設で活動することができないのかどうか、改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） レスキューストックヤードさんには、震災のときからずっと長きにわたって支援をいただいております。そして、途中、そのストックヤードの拠点となる場所がどこかに設けられないんだらうとか、いろいろ工夫をさせていただいて場所を変え、そして部屋とかいろいろ確保しながら、協力をしながら、お互いに連携しながらいろいろやってまいりました。

10年という節目を迎えて、今度はこれまでレスキューさんが培った、そういった今度は手法をある程度いい面を取らせていただいて、生涯学習センターの中で対応するというふうなことでございます。きずなハウスについては、今後のその利活用をさらにどういう扱いをするか、あその場所でなくて別の場所でやるということでございます。そして、子供の居場所は、別

に、生涯学習センターの中でもいろんな活動の中で対応できると。そして、この10年を節目に我々もある程度自立ではないですけども、そういった学んだものやっけていくというふうなことでございます。そして、町内にもボランティア友の会とか、いろんなボランティアの方々もいらっっしゃいますので、そういったことも踏まえて、今後、町のほうで対応していく。

ただ、本当にこれまでのレスキューさんの活動については、あくまでも行政とかを頼るのではなくて、そういった自主的な主体的にいろいろやっていただいたというふうなことでございますので、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。ただ、認定法人NPOレスキューストックヤードは災害NPOでもございます。こんなに長く一つの町に支援いただいたというのは本当はないと思います。これは本当にこれまでのそういった活動、そして、いろいろな一人一人顔の見える関係を築いていただいて対応していただいてということで、その辺をできるだけ踏襲してまいりたいという考えでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私は、ストックヤードの貢献というのは、それはそれなりに評価すべきだと思いますが、私は、あそこのきずなハウスの中でこの3年間、中学生、そして中学校卒業された高校生、そして学びの場所として必要とした中学生、そしてさっきの各種のサークル団体、ボランティアの集合場所として、私、そういうところを大事にしなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思います。

ここにも、さっきの座談会にもありました、特に向洋中のFプロジェクト、町長も御存じのように、今回の広報の中で、きずなFプロジェクトで震災紙芝居の寄贈があったということでされております。これは自ら生徒と先生方が自分たちの、双子の被災実態を基にして作った芝居だというふうに思えます。そういうことを子供たち自ら作って、これからの震災を知らない子供たち、また、いろんな町外から来られた方に対してそういうのを引き継ぐ、そういうことを大事に、大切に、そういうつながりの場だったんです、あそこのきずなハウスというのが、学習の場であり、今後の被災者のための受け継ぐスペースだったので、そういうところを、ストックヤードにお礼を申し上げるじゃなくて、これからの子供たちの、町民の居場所づくり、そういうところをどう思っているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 居場所づくりといいますけれども、それを生涯学習センターのほうで引き継ぐというふうなことでございます。あくまでもFプロジェクトはあそこのきずなハウスでなければいけないということではございません。子供たちの自主的な活動の中で語り部活動と

か、いろんなことで自分たちで自主的にやってくれている。ですから、そういうスペースを今後は生涯学習課のほうの中でも取り込んでいくというふうなことでございます。利用させていただいていいということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この向洋中のFプロジェクトの卒業された子供たちと先生と、ちょっと若干お話しする機会がありました。やはり先生、子供たちも、あそこの中で、自らの行動を起こす中で培われてきたんだというところで、あその存在そのものが自分たちの活動の拠点なんだということを話されていまして。そういう気持ちなり、行動の、活動の根源なり、ものを含めて酌み取る必要があるんじゃないかなというふうに思います。

あと、町長も今年で、前年度で終わりましたが、今後の長期総合計画、戦略等々の中で、冒頭に、町長は、おとなも子どもも夢を抱く、ひとを支えるまちづくりをしたい。そして震災復興と人材育成、福祉の充実、地域力の構築、やはりこういう一つ一つを見ても、集約したりとかそういうことだけで、やはりそういうことをすることによって子供たちの意欲なり、地域のそういう活動が衰退する可能性も十分考えられるのではないかなというふうに思いますが、その点どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） Fプロの活動、素晴らしいと思っています。ただ、あそこがFプロの活動拠点といいますか、その施設ではございませんので、ですから、今まで、歌川議員さん分かるでしょうか、元気茶屋を、子供たちのいろりの家をそういったスペースに確保したり、また、仮設商店街が退去した跡にそういうスペースを設けたり、いろいろやってまいりました。その段階で、きずなハウスがあその最終的なあれにはなりましたが、今後さらに、生涯学習センターもこの震災関係で増築したこともありますし、そういった施設の中でも対応できるということで、そのソフトは本当に十分こちらのほうでもやれるんじゃないだろうかというふうな思いでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということは、あその継続はしない。

そして最後に伺います。あその今後の用途について伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 詳細は、今、詰めているところですが、震災のこれまでの伝承のパネルであったり、そしてあとは樹木とか、ああいったものをフリースペースとして使えれば

というふうなことで考えています。ただ、レスキューさんがいるような常駐での施設では当面考えてはおりません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） では、次の2点目に移ります。

2点目は、町営住宅です。まず、空き戸数が13戸になったということであります。ひとつ再質問させていただきます。

まず、今年度から募集していないということなんですけれども、町民から、各町営住宅の空きが多分に見られるので、町内外からの入居の希望等の問合せは今年度に入ってあったのかどうか、件数について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 月1件程度はございました。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1件程度というのは、数字というのは抽象的なものじゃないんです。1件、2件なんです。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長、再度答えてください。

○建設課長（鈴木英明君） 記録を取っておらないので、ちょっと定かではないんですけれども、応募問合せというのはあったことは事実であります。ただ、数が少なかったというふうなことではあります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目です。1つは、本当に町営住宅、本当に空きっ放しなんです。去年の4月からそれぞれ合わせると12、そして、今、町長がお話しされたように、この4月時点では10、そして現在が13ということです。本当に空きっ放しです。

それを、私こういうふうには計算してみました。この4月から取りあえずこの12月まで、町営住宅が空き室による4月から12月まで約9か月分の家賃がどのぐらい入っていれば徴収できるか。これを政令月収区分の1で試算しました。そうすると152万4,600円、本当は入ればこれだけの収入になるんです。私、町が財政的に大変だとか、やはり町営住宅は住民が住民の家賃で回収して、減価償却40年なのか、50年なのかとありますけれども、その間に家賃を収入として新たな建物を建てるということが一般的流れだと思いますけれども、この約1か月弱でこれは150万、これは最低限の家賃です、これ、一般の入居。これが区分2とか区分3とかなれば、200万、300万の家賃収入が取っていない。これは行政として……。

こういう条例があります。町営住宅法住宅条例の設置第3条、町は住宅に困窮する低額所得者等に低廉な家賃で住宅を賃貸し、町民の生活安定と福祉向上の増進を図るため整備するものだという事です。そして、先ほど、災害のために造った災害公営住宅だということで冒頭お話しされました。確かにそうです。しかし、名称は町営住宅に変わっているでしょう。だから、これは震災の今の建物、今、現状となっているのは、震災に人だけじゃなくて、住宅に困窮している低所得者、住民に対して提供する施設になっているんです、条例上は。そういう点では、やはり県外から来るかどうかというのは、私、この毎年毎年として、設置されてから7年ぐらいになりますけれども、その間、県外からどれだけの人が入ったか。昨年、一昨年でどのぐらいの町外の方が入居されていたか、災害の方で、説明してください。

○議長（岡崎正憲君） 分かりますか。（「町外ですか」の声あり）町外から。町外からの。（「災害で」の声あり）建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 町外の方の一般入居……（「違うって、災害」の声あり）災害で。（「災害者」の声あり）町外ですか。（「うん」の声あり）ちょっと今資料は持ち合せておりませんので、後日回答させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 議事中止して、ちょっと資料の提出を求めます。だって進まないよ。だって、災害者のために空きを持っているって言うんでしょう。過去に、例えば、去年、おとしがなかったら、今後だって来ない状況になるでしょう。休憩して。資料提出求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 今年度の町外の募集の方ですか。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、もう一度説明してください。

○12番（歌川 渡君） 止めてね。

町長は、この空き戸数の一定の確保は被災された町外の方も含めて、あとは町内にいる方が町外に行って戻ってくるかもしれない、そういう人のために確保しているんだって話でしょう。なので、せめて去年とか、おとし、そういう人が何世帯いたのか、そういうことです。一般入居じゃなくて。（「時計動いている」の声あり）時計動いている。（「駄目だべ、おかしいべ」の声あり）3分増えている、時計。（「今のはカウント入んねえべ」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。大丈夫ですか。建設課長、答えていただきます。

○建設課長（鈴木英明君） 今すぐちょっと、資料がちょっとないので、ちょっともうしばらく時間ください。すみません。（「だから時間休憩」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 資料、すぐ手に入るような状況なものでしょうか。

○建設課長（鈴木英明君） 状況ではないです。すみません。

○議長（岡崎正憲君） 集計等が要りますか。

○建設課長（鈴木英明君） はい。（「休憩」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 休憩取ってもいいですよ。休憩取っても大丈夫であれば。（「だって、被災者のために、戻ってきた」の声あり）暫時休憩いたします。（「ちゃんと時間戻して、3分」「動いているんじゃない」「時計動いていたよ」「休憩で大丈夫だな」「休憩で対処できるみたいなので」の声あり）ああそう。何分あればいい。5分ぐらい。（「ちょっと、今」「20分再開で」の声あり）

回答、資料関係をちょっと精査いたしますので、20分再開として、暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

---

午後3時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。（「時間は戻さないんですか。時間、さっき」の声あり）後ほど対処いたしますので、このまま進めさせていただきます。

建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） いただき申し訳ありませんでした。

町外の入居者のほうは1戸、それと世帯分離が3戸であります。以上です。（「また時間くうっちゃ。新年度でなのか、これまでなのか、これまでだったら年度ごと」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 建設課長、その時期も説明していただきます。

○建設課長（鈴木英明君） これまでであります、年度なんですけれども、まず、世帯分離のほうは大体当初でありました、入った当時。あと、町外からの部分はちょっと定かじゃないんですが、入居2年ぐらいたってからだと思われま。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今、町営住宅が建設されて一番遅いので何年になりますか。改修というか、入居したのが。

○議長（岡崎正憲君） 最終のやつですか。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 一番遅いので、27年の12月に代ヶ崎と花渕でした。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今の話ですと、つい最近の話ではないんですね。ということは、私ちょ

つと再度振り返ってみます。1点目の戸数については10戸ということです。2点目については設けていない。そして、これは3と4と関連するんですけども、退居者が退去された部屋を改修してから、県の募集に応じて順次、月に応じて募集するということでもあります。ところが、3点目、4点目で、これは被災者のために10戸設けているんだというような話を想像するわけです。ちょっと4点目に、私、改めて伺います。この町営住宅ごとの被災者のために確保しているのは各ごとに何戸あるんですか。地区ごとに。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思います。

各災害公営ごとの被災者用のというふうなことについては定めておりません。ただ、そういうふうにご答えたときには、残った分については、これ以上募集はしないほうがいいんじゃないかというふうな判断でございました。その当時は、あと何件世帯分離だったり、それから、新しく町外から被災した人が来るか分からない時点で、10年まではそういった被災者を重点にとりいうふうなことでの判断でございました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、近年入居されていない。それが最低でも昨年の4月から10戸近くがずっと空いているんです。せめて、この間の実績された、大体1年に1件か2件です。どれだけの世帯の人が入るか、人数の人が入るか分かりませんが、これはあまりにも無駄な戸数じゃないかなというふうに思います。その点、改めて、こういう適当な被災者のための支援ではなくて、今年度でやめるのすかわ、そうすると。考えはないか、10年をめぐるといことだから、被災されてから、入居されてから10年なのか、被災されてから10年なのか、ちょっとその点も含めて。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、震災復興期間10年ということで、一つの節目を迎えているということで私考えています。そして、私も町長になったときに、被災者に寄り添うということでこれまでやってまいりました。ですから、あくまでも被災された方のために住居を設けていると。そして、例えば、子供さんとか、息子さんとか、どこかに身を寄せている方が、この10年を節目に帰ってくる方だってあるかもしれないということで。何で、その150万があるから一般住宅にそれをしたほうがいいんじゃないかって、それを言うんだったら、私は最初から今も家賃を下げています。ですから、この10年間はやっぱり被災者のためにそういう帰ってこられる場所、そして残っているのが1LDKが8戸ですか、多いんです。2Lとか、3L

は1戸くらい、一、二戸くらい、2戸か。ですから、そういった部分でなかなかその住居の折り合いが合わないと。そして、その間、県営住宅なんかも、町内にある県営住宅なんかもその募集もされていると思いますので、そちらも新たに町外からの方はあると思うんですけども、できるだけこの10年という節目までは、やはりそういった帰ってこられるスペースを確保しておきたいというふうな思いでございます。今後、それを徐々に広げていくというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、じゃあ、次に5点目に移ります。

○議長（岡崎正憲君） 5点目ですか。

○12番（歌川 渡君） 5点目、入居者の問題です。

私、町の住宅条例の中で、被災者を優先にするという文言は一言もないんです。そして、改めて、町営住宅条例の入居の資格第6条、町営住宅に入居することができる者は、町内に住所もしくは勤務場所を有し、または、新たに町内に住宅を必要とする者のうち、とんとんとんとあります。そして、町長が今のことをやりたいことであれば、最後に、規則への第55号、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。こういうものを、もし町長が言われる部分が必要であれば、規則で定めてもらわなきゃいけないんです。規則に書いてありますか。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 認識がちょっと違う部分があるんじゃないかというふうに思いますので、認識を確認したいというふうに思いますが、公営住宅の条例につきましては、これは今ある施設だけではございません。今後整備する場合もあり得るというふうなことで、もともと公営住宅、町営の住宅条例があったわけで、その中に今回整備した災害公営の部分を入れたというふうなことが現実でございます。ですから、災害の復旧復興が終わるまでは、建設用途に従ってそれを運用していきたいというふうなことでございますので、10年間は、町長が申し上げましたように、10年間は災害者、被災者優先というようなことで進めてまいりました。3月まではそのようにしていきたいというふうに思います。ただ、町長が申しましたように、今後、その後、災害用途から今度は一般町営住宅に用途替えが必要になった場合には、当然ながら、歌川議員さんがおっしゃるような形での募集になるかと思います。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町長、副町長、それはごまかしです。我々は、当局も含めて、条例、規則を守るのが我々の仕事であります。条例には東日本大震災のことは一言も書いてありません。

規則には書いてあるんです。規則には何て書いてあるか。家賃、家賃の減免は東日本で被災した人に対しては減免対象外にする、こういうことだけです。だから、この条例、規則の中には東日本で被災された方、町内、町外も含めて優先するという文言は一言もないんです。もし町長、副町長が言うのであれば、この条例そのものに付け加えて、補足なりして、条例を変えなきゃいけないんです、そのときに。変えないで、守るべきあなた方が町営住宅をねじ曲げているんです。条例を守らないって、それおかしいんじゃない。今言ったように、東日本大震災の人の条例、規則にどういうふうにかかれているんですか。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私は、公営住宅法と災害復旧の法律が別々にできて、災害復旧法のほうが上位法になり得るというようなことで、もともとの町営住宅法でできた条例にその災害の部分を足したというようなことでございます。ただ、文言は入れておりませんが、当時の建設目的に従ってそういったものを運用してきたというようなことでございますので、決して、条例の解釈がどうの、何がどうのというようなことではなくて、根本は公営住宅法からもってきて上位法の災害公営というふうなことで運用していますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この住宅条例には、災害に遭った人も入居させるということも書いてあります。しかし、それは、きちんとその上位法であれば、こういうものについてもきちんと解釈なり規則に明記するのが当局の仕事じゃないですか。改めてそのことを指摘して、次に移りたいと思います。

最後の問題であります。新型コロナです。これについてもちょっと時間が相変わらずなくなっているので、これについては1点、2点、3点と4点、まとめて話させていただきます。

1つは、保健所については、2点目の保健所からの指導については指導されていないと。しかし、再発、全体的には用心にこしたことはないというような対応かと思います。そして、期間を短くしてしまった、県内では、結局長期の2週間になってしまったという事例も説明されました。

そこで、今、多分その指摘については、この利府の、教育長がこっちですので、利府小学校の新型コロナウイルスの対応、これは御存じのように10月16日に発生して、利府町の判断では当初4日にしました。七ヶ浜と違うのは、4日にして、結局、濃厚接触者がいたことによって2週間に延びたんです。それは、保健所の指導の中で、これは赤字に、それぞれの子供に濃厚

接触者調査中と書いてあるんです。当初、だから4日にしたんだけど、その調査中の中で濃厚接触者が発生したことによって2週間になった。

ところが、七ヶ浜はどうでしょうか。9月13日に子供がお母さんの濃厚接触者と判明して、そして、ところが、保健所の指導は、先ほども教育長が言ったように、濃厚接触者がいないんです。いないのに最初から2週間しているんです。利府町は濃厚接触がいる可能性があるにもかかわらず当初4日にした。そして発生したので2週間にした。こういう結果です。

これは判断の誤りじゃないんです。正しい判断なんです。それはどこかという、教育長も県から来ていると思います。県のコロナウイルスに対する管理マニュアル、衛生管理マニュアルが、これが8月に出ているかと思います。その一番下にどういうことが書いてあるか。4、臨時休業の判断についての考え方や参考事例の追記とあります。学校で感染者が発生した場合でも、臨時休業は濃厚接触者の特定や検査実施に必要な日数等で足り、現在は1日から3日の臨時休業後の学校再開が一般的であるというふうに言っているんです。

ところが、そして、特に七ヶ浜の場合、こういう結果なんです。13日に発生して、14日に検査で陽性になって、そして子供たちは12日から外出していないんです。そして、この間外出していなくて、19、20、21、22って連休あったんです、土、日、月、火って。なので、ずっとこれだけでも当日含めて10、そして前の日含めれば11日間、他との接触を控えているんです。濃厚接触者がいない中で、七ヶ浜のその子供だけはほかから隔離されているんです。

なので、教育長、こういう事例もありました。学童保育に、クラブと一緒に、あとはクラスが同じ、上の子供と、3年生の同じクラスの人がPCR検査を保健所に求めました。ところが、このように、濃厚接触者がいないので、公費でというか、PCR検査の必要はないということで保健所から拒否されたんです。拒否された保護者は心配だと。結局自費でPCRを受けたんです。

というように、保健所は全く感染する可能性がない。全くとは言わないか、感染する可能性が薄い、そういう判断した中で、本当に2週間も休む。その中で、保護者が低学年の場合だと仕事を休むとか、そういうしわ寄せが現実的に起きている。そういう判断が妥当だったのかどうか、改めて回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 的確かどうかということについては、どなたもこれが的確だということとはちょっと言えないんじゃないかと思うんです。私どもとしては、的確じゃないかもしれない、歌川議員がおっしゃるように、かもしれないけれども、私どもとしては、これはその当時

の状況を考えると、これは妥当な判断ではないのかなと。安全を、より一層安全を配慮した妥当な判断じゃないのかなというふうに思っているわけです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町当局、関係部署のその判断の下で、やはり保護者なり、そして感染された方はきちんと隔離されている状況の中で、不安を仰いだわけですが、かえって。実際に、その親子だけをきちんともう保護の対象になっているわけですから、そして感染者がいらないということなんですから、そういうことを踏まえれば、やはり過剰な対応ではなかったかな。その過剰な対応によってそういう、保護者が同じクラスにいた自分の子供をPCR検査、私費で受けざるを得ない、そういう状況にも発生したりとか、あとは仕事を休まなきゃいけない、そういうことが起きているわけです。そういう点で、最後の4点目の、今後、改めてこういう事例を、今回の結果を見ても、もう過剰な2週間です。そういうことを含めて、こういう場合が出た場合、同じように2週間休業するのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 私は過剰な判断であるとは思っておりません。重ね重ね申し上げますと、妥当な判断ではないかというふうに思っておりますので、その辺のところは御理解いただきたいということが1つです。

もう一つは、今後どうするのかということについてですけれども、これは先ほどの④番のところでも回答したとおり、やはり休業、潜伏期間が2週間というのは、これ常識なんです。ですから、その2週間というものはやっぱり担保しなくちゃならんだろうと。でも、感染状況だとか何かを考えたときに、2週間より狭められるということは考えられます。そこは念頭にはあります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員に申し上げます。先ほどのこともありましたので、2分の延長を特別に認めますので質問なさってください。

○12番（歌川 渡君） そこまで要らないと思いますけれども。

要するに、繰り返します。子供たちは12日から学校へ来ていないんです。そして、陽性者と陰性の方も来ていないんです。何で濃厚接触者がいないのに2週間もしなきゃいけないの。利府は濃厚接触者がいる可能性もありつつも、当初4日で済んだ、4日の休業にしたんです。そして、新たに発生したから2週間になったんです。七ヶ浜の場合だと、この19、20、21、22の土日連休で、十分この下の子が陽性になる可能性の判断というのはできたんじゃないのかなと。そもそも保健所が陽性でねえつつってんだから。そういう点では、やはりこういうことが今度

発生した場合、再度このような対応をされたら保護者大変です。仕事、こういうコロナ禍の中で仕事休んだら。そういう点では、ぜひ町長の、教育長の考え改めることを申し上げて、質問を終わります。（「はい」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 終わるの。ちょっと待ってください。

○12番（歌川 渡君） これ意見ですから。答弁は要りません。

○議長（岡崎正憲君） それでは、暫時休憩させていただきます。3時50分再開させていただきます。

午後3時39分 休憩

---

午後3時50分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔1番 佐藤直美君 登壇〕

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、1問質問させていただきます。

1問、時代やニーズに合った放課後児童クラブの環境改善をとということを質問させていただきます。

目まぐるしく環境が変わる近年ですけれども、児童が安心して過ごせる環境、保護者が安心して預けられる環境、そして利用できる環境を提供する必要があると考え、4点を伺います。

1点目、さくら放課後児童クラブの施設の拡張を求める声が上がっておりますが、現状難しい状況だとの回答が返ってきております。部屋が狭過ぎるため密の状態で、廊下やげた箱の前でも児童が遊んでいる状況であります。隣接する亦楽小学校の図工室の廊下も、とても狭いため開放してもらっているとのことですが、図工室を校舎に移動し、廊下だけではなく図工室をさくら児童館の施設として利用できるような環境を整備する考えがないか、1点目で伺います。

2点目、現在、使用料の納入方法は、口座振替は行っておらず、取扱金融機関もしくは役場の会計課で納入する方法しかないとのことですが、なぜ口座振替を行わないのか。なぜ、せめて国民健康保険等のようにコンビニで支払えるシステムを構築できないのか。また、構築する考えはないのか伺います。

3点目です。現在、使用申込みのための関係書類の配付や申請受付は子ども未来課のみで行っていたとは思いますが、働いている保護者が17時まで申請書を取りに行き、申込みするの

は難しい場合が多いと思われます。オンライン申請であれば時間を問わずに行うことができます。オンライン申請システムを構築する考えはないか伺います。もし難しいのであれば、せめて使用案内や必要書類を子育てポータルサイトに、PDF版もしくはExcelやWord版の書類を掲載しダウンロードできる環境を整える考えはないか。また、記入、入力後、メールでも申請できるようにする考えはないか伺います。オンライン申請やメールでの申請が可能になった場合を想定し、押印も不要としていく考えはないか伺います。

最後、4点目です。現在、開設時間は、平日は授業終了後から18時半、学校休業日は8時から18時半となっています。町外で勤務している場合など、勤務の都合で18時半まで迎えに行くことが難しい場合もあると想定されます。保育所同様、延長利用可能にする考えはないか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 時代やニーズに合った放課後児童クラブの環境改善をについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、1番佐藤直美議員の御質問、時代やニーズに合った放課後児童クラブの環境改善をについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、亦楽小学校の図工室をさくら放課後児童クラブの施設として利用できるよう整備する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

さくら放課後児童クラブは施設が狭く、以前より保護者からも施設拡張の要望が寄せられていることは承知しております。これまでも町の対応としまして、亦楽小学校と協議をしており、学校体育館、図書室及び図工室前の廊下をさくら放課後児童クラブで利用できるよう協力をいただき、既存施設を利用しながら対策を講じているところでもございます。

図工室の利用については、平成29年にさくら放課後児童クラブで使用することができないか検討したことがございましたが、児童数や特別支援学級数等により、図工室の移動に当たっては器具等もあり、危険という理由で実現には至りませんでした。しかし、学校施設の利用状況は毎年変化しております。さらに、今年から指定管理者との関わりもあることから、指定管理者とも今後の利用に当たって協議、確認を行うなど、既に図工室の利用については亦楽小学校と協議検討を現在進めているところでもございます。

次に、2点目の御質問、使用料の納入をなぜ口座振替で行わないのか。コンビニで支払えるシステムを構築できないのかについてお答えをさせていただきます。

まず、口座振替につきましては、現在、放課後児童クラブを使用している児童は、使用前の

申請にて1年間通しての使用や夏場、夏季休業等の長期休業日のみ使用するなどの申請を行い、申請した期間の内容で使用しております。しかし、使用期間中に保護者の就労形態の変更や児童の成長等、児童を放課後児童クラブに預ける期間を変更したい場合には、利用者のニーズに合わせた使用ができるよう届け出ていただくことで、年度途中に何度でも使用期間を変更することができるようにしております。そのため、口座振替による納入にしますと、振替処理に日数を要するため、還付等の手続など、保護者の事務手続上の負担なども考えられますので、現在のところ実施していないのであります。

また、コンビニで支払うことができるようにシステムを構築する考えにつきましては、議員御承知のとおり、システムを構築することでコンビニ収納は可能となりますけれども、システム導入費用やランニングコスト、コンビニ収納に係る手数料等を考えると、導入するまでには至らない状況ではないかと考えております。しかし、放課後児童クラブの使用料の納入につきましては、指定管理者とも協議するなど、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、放課後児童クラブの使用申込みをオンライン、電子メールで申請できるようにする考えはないか、使用案内や使用書類を子育てポータルサイトに掲載する考えはないか、オンラインや電子メールで申請が可能となった場合、押印を不要とする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まず、現在の申込み方法について説明いたしますと、現在使用されている方については、放課後児童クラブから必要書類を配付しております。新入生や新たな利用者等につきましては、子ども未来課の窓口でも配付しておりますが、役場へ時間中に来庁できない方などに関しましては、町子育てポータルサイトからリンクしている町のホームページ、町民便利帳に放課後児童クラブの使用申請に必要な書類データ及び使用案内を掲載しておりますので、そちらから必要書類をダウンロードしていただき、郵送等で提出していただくことができますよということを案内をしているところでございます。

御質問のオンライン申請につきましては、議員御質問のとおり、放課後児童クラブの使用申請をオンライン申請で可能となるよう整備すれば、仕事などで開庁時間中に来庁できない方の申請が便利になりますが、整備する際の費用等を考えますと、今後も今までどおり郵送等の方法で対応したいと考えているところでございます。また、オンライン申請については、他市町村の動向なども見ながら、今後検討してまいりたいと考えています。

また、子育てポータルサイトへの必要書類の掲載につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町のホームページ、町民便利帳に掲載しており、リンクしておりますので、申請に必要な

な書類は町ホームページからダウンロードして利用いただきたいと思います。

さらに、オンライン申請での押印を不要とする考えにつきましては、オンライン申請に限らず、保護者本人の押印を必要とした場合でも、保護者の勤務先からの就労証明書への会社での押印につきましては、就労証明書の内容に偽りが無いことを証明するために必要と考えておりますので、安易に不要にはできないと考えています。しかし、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、国より、保育所入所に関する書類については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務中に就労証明書への押印をすることが困難である場合、保育所への提出に関しては就労証明書に押印がなくとも受け付けるよう指針が示されております。したがって、放課後児童クラブにおいても同様の指針が示された場合は、押印不要になると思います。

次に、4点目の御質問、放課後児童クラブを延長利用できるようにする考えはないかについてお答えをいたします。

議員御質問のとおり、放課後児童クラブは18時30分までを開所時間としておりますが、保護者の勤務の都合上、開所時間までに迎えに来ることができない方も中におられます。その場合は、状況によって放課後児童クラブの支援員の方が残って対応する場合も多々あります。

開所時の間まで迎えに来ることができない保護者は特定の方が多いことから、常に間に合わないとする場合は、その保護者に対し託児サポート事業の利用を促しているところであります。この託児サポート事業は、子育ての支援を受けたい方と子育ての支援をしたい方が、お互いに信頼関係を築きながら子育てを助け合う支援事業でございます。利用方法の1つとして、保育施設や放課後児童クラブに児童を迎えに来てもらい、保護者の仕事が終わるまでの間、自宅等で預かってもらうことができる事業です。実際、今利用されている方もおられます。

町としては、今後も放課後児童クラブの利用時間延長はしないで、開所時間内に迎えに来られない保護者には、託児サポート事業の紹介と利用を促してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員、一問一答でお願いいたします。

○1番（佐藤直美君） それでは、まず1点目、再質問させていただきます。

町長の答弁で、平成29年、小学校のほうの図工室を校舎のほうに移動する考えはあったということでおっしゃられていましたが、学校のほうに確認しましたら、もうスタートする計画表ももう作っていて、何月何日に移動するまでもう決まっていたと。それは何かの理由でやらなくなりましたということは聞いております。

ただ、現在、町長の答弁で、これから前向きに考えていく、そういうふうにしていくということではあったんですが、やはり今の現状です。さくら児童館見学に行かれたかどうかはちょっと私も分からないんですが、本当に1年生から6年生まで利用できますよというふうにしてくださったので、すごい元気いっぱい小学校6年生、5年生の男の子もいたり、静かに勉強したい女の子もいたり、いろいろ様々な子供たちが生活しております。特に、このコロナ禍で3密は避けましょう、手洗いをしましょう、ソーシャルディスタンスを保ちましょうと言われていたのにも関わらず、私がちょっとお迎えに行く機会があったときに迎えに行ったときは、本当に入り口のところで数名の男の子が遊んでいて、廊下のところでも女の子たちがおままごとをしていて、本当にすごく部屋ないのかなと思うぐらい廊下で遊んでいる子供たちがいたんです。それで、すみません、迎えに来ました、すみませんって何度言っても、わあわあわあわあ騒いでいるので支援員の耳には届かないんです。私そこで多分5分ぐらい、すみません、すみませんって何回も、支援員さん来てくださるまで待っていたんですけれども、同級生の子供がいるので気づいてくれて、支援員さんと呼んでくれたという状態だったんです。

なので、検討するではなく、本当に必要だということを入れてお聞きしていただきたいんですけれども、現在、英語教室、亦楽小学校に3クラスあるということで、新1年生はもう1クラス確定しているということです。新2年生と新6年生、今、人数が多いので、もしかして2クラスになるかもしれないので、その教室はキープしておかなければいけないということなんです。なので、英語教室、3教室もなく2教室でもいいので、図工室は移動することは可能だということを知っております。なので、そこをこれから話を詰めていくのではなく、まだ3月まで時間がありますので、本当に進めるという気持ちで、これからこの図工室を亦楽小学校の校舎内に移動するお考えがないかどうか、もう一度町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） それでは、ただいまの御質問に回答させていただきます。

既にもう校長先生とお話しなさっているということでございますが、こちら、町のほうでも既に協議を進めておりまして、図工室の器具等を移動するというような内容でもう進めております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、2点目です。使用料の納入方法に関して再質問させていただきます。

口座振替だと、長期だと、長期の方がいたり、夏季休業だけに利用する方もいたり、もしくは

は冬休み、春休みだけの方がいるというのは私も存じ上げております。ただ、その長期で利用する方というのは、本当に長期で利用するので、口座振替のほうがいいというふうに思っている保護者さんもいらっしゃると思うんです。なぜかという、役場は5時までです、5時15分ですか、会計課に来て払えるのは。そして、普通の銀行ですと3時ぐらいまでしか窓口が開いていない。そうすると、町内で4時半ぐらいまで働いている方は役場に来て払えます。ただ、私もそうだったんですけども、仙台で6時半とかまで、6時、5時とかまで働いていたら、どうやったって月曜日から金曜日までの間に支払いに来るのは難しい。いやいや、そんなだったら昼休み中に銀行に行って払えばいいんじゃないんですかっていうふうに思われるかもしれないですけども、昼休みも昼休みで働いている方々はいろいろお昼も食べなきゃいけない、昼休みの混んでいるところに長く並んで昼御飯も食べる暇もなくなってしまいます。いや、それだったら早退して週に1回ぐらい払いに来ればいいんじゃないですか。いや、でもそういう時間は子供が病気になったときに使ったりするのにためておきたい。それから、今年はコロナで全然授業参観とかもないんですけども、そういうときのためにやはり時間を使いたいというふうに思っている保護者さんっていっぱいいらっしゃると思うんです、私もそうなんですけれども。なので、やはり一人一人のニーズに応えるというのは難しいかもしれないんですが、口座振替希望する方には、やはり口座振替もありますよという選択肢をやはり与えるというのが一つ必要なんではないかなと思います。

それから、先ほどおっしゃったコンビニ支払い、導入するのはランニングコストもイニシャルコストもかかります。もちろんそれは分かります。ただ、そうやって子育てをする上で、やはりその方々の立場になって考えたときに、皆さんも子育てした経験があると思うので分かってくださると思うんですが、本当にいろんなことが起きます。なので、やはり町民のために、少しでも町民の負担を減らすというふうに考えれば、ランニングコストがかかる、システム構築するのも大変だというふうに最初から諦めずに、何か少しでも町民の皆さんが楽になるような方法を考えるというふうにもっていくことはできないか、もう一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 佐藤議員のおっしゃるとおり、分かります。なかなか時間が設けることができないと、そして平日の時間帯というふうなことで、コンビニ収納等の経費等のその費用対効果もあるんですけども、まずは、今、指定管理者さんのほう新たになりましたので、そういった形で、うまい方法でそういう業者さんとの協議の中でやれないかどうか、ちょっと検

討させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、3点目に移らせていただきます。

こちらの申請用紙、町の便利帳のほうに掲載したということだったんですけれども、そこに載っていたの、私もちょっとこの一般質問作成したときは、私も探したんです。どこに載っているかな、仙台とかみたいに七ヶ浜ってきちんとPDF版とかちゃんと載せているのかな、見やすいようになっているのかなとリサーチしたんですけれども、ちょっと見つからなかったんです、ポータルサイトに飛んでも。なので、最近始めたのかどうなのか。前からあって私がちょっと見つけることができなかつたのであれば、きっとほかの保護者の皆さんもなかなか見つけることができないんじゃないかなというふうに思っております。

やはり放課後児童クラブを利用したいというふうに思っている保護者さんは、絶対町外の方、七ヶ浜に引っ越さなきゃいけない。でも私も働かなきゃいけないから、やはり放課後児童クラブに通わせたいと思う方は、七ヶ浜のホームページなりなんなり、検索して探す方も多いと思うんです。なので、5時まで役場に電話するというのは、やはり皆さん働いているのでなかなかできないと思いますので、PDF版を掲載しているというふうであれば、WordやExcel版もやはり掲載して、なかなかプリントアウトをして手書きで書くというのは結構な作業になると思うのです。人事関係の会社の方も、PDFじゃなくてWordやExcel版があればそれをダウンロードして入力して、それをプリントアウトして、押印は省略できないということだったので、社判を押すなり、そういうふうに本当に時間の節約にもなりますし、また、そのデータも後々にコピーしなくてもパソコン上に残しておけると。また来年も書かなきゃいけないときに、それを利用して使っていけるというふうなこともできます。

また、そのオンラインシステム、オンライン申請ができないのであれば、やはりそういうふうにExcelとかWord版でダウンロードができれば、メールで申請するというのもできると思うんです。それはロックをかければ郵送じゃなくて、郵送でもまあ紛失するときもありますので、メールで申請したりという方法も、やはりこれから対面でいろいろやり取りするのが難しくなってくる時代かもしれないので、実際にもうそういう時代なので、そういった周りの市町村がしていなくても、この七ヶ浜から始めるということも考えることができないかお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 町のホームページへの掲載につきましては、この頃ではな

く、以前よりやっておりました。例えば、スマホで、七ヶ浜町放課後児童クラブということでやると出てきます。検索していただくと出てくる感じでは私は認識していました。実際、見てみました。実際、町のポータルサイトには載せておりませんが、そういった問合せとか、あと電話などで照会があった場合は、こういった町のホームページに載せておりますので、そこからダウンロードのほうをお願いしますと。郵送でもできますので。ただ、日数はかかりますのでお気をつけくださいというような案内をしております。

ただ、PDF版ではなくWord版とかExcel版とか、そういったことについては、ちょっと今後検討していきたいと思います。そのやれるかどうかの検討もしていきたいと思っております。以上です。（「メールでの申請」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） どうぞ。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） メール申請につきましては、それらも含めまして今後検討ということになります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 前から、そのPDF版は町のホームページの便利帳の中の何かお知らせというところに載っているのは私もちょっと見つけたんですけども、なかなかやっぱりすぐにぱっと、子育てに関してだったら子育てポータルサイトに行ったときになっていたらすごく便利だなと思ったのが、私が使ってみての感想だったんですけども、それをどうにかもう少しやっぱり、よくホームページ使いにくいという声も聞いているので、そういうことも考えながら、今後、掲載日はいつですというような、必ず掲載した日、更新日というのをその課ごとに載せていただいて、やっぱり皆さん忙しいですよ、お昼中に、皆さんも分かると思うんですけども、お昼中に検索したときに、ぱっと開いて、ああこれって、これ前、私見たやつなのかと思って開いてみたら、やっぱり見たやつだ。そしてまた戻らなきゃいけないというふうなことがやはりないように、少しでも町民の皆さんが、そして町外の皆さんが、やはり七ヶ浜ってすごい最先端だな、すごく町民のことを考えてくれているんだなというふうな思いでつくっていただけると、きっと便利に、いろんな掲載日を掲載してくれたりとかっていうふうなもの、きめ細やかにやっていただけると分かりやすいのかなと思ったのが印象だったんです。なので、それも何月何日に掲載しましたというふうにしていただければ、本当に来年度の申請のものなのだなというふうにすぐに分かる感じたんですが、そこのところ今後やっていけるかどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） ただいまの御質問は、ほかの記事に関しても同じことが言えるかと思しますので、掲載の更新日については検討させていただきたいと思えます。それと、見やすく、案内をしやすくというのは工夫の中でできますし、今の町民便利帳の掲載につきましては、子育てのポータルサイトのほうにも掲載するという二重に掲載することもできますので、その辺は配慮したいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、4点目です。開設時間に関して再質問させていただきます。

町長のほうでおっしゃっていたのが、特定の方が18時半以降に迎えに来てしまう方、特定の方が多いと。そういう方にはファミリーサポートを勧めて、利用してもらうように勧めているというふうに答弁されていましたが、この利用料調べてみたんですけれども、1時間に700円だったですか、プラス送迎があるとプラス200円、それを1回使ったらその日で900円。それを毎日使ったら、5日間、月から金まで働いていたら4,500円。それ掛ける4つになったら、結構普通に働いている方には恐ろしい金額になっていきます。

延長利用であれば、1か月プラス1,000円とか、プラス2,000円というふうに考えると、やはり働きながら子育てを、1人じゃなくて2人、3人預けていらっしゃる保護者さんもいらっしゃるんで、簡単にファミリーサポートを使って迎えに来てもらえばいいんじゃないんですかというふうなことではないのではないかなと思ひまして、やはり延長利用、保育所同様、可能にする必要があると私のほうは考えているんですが、その点を踏まえて、もう一度町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 以前から時間を延長してほしいという保護者からの願ひはございました。ただ、私もその担当のときに現場を見ていて、担当課長のときに見ていて、6時半過ぎると子供たちは今度おなかすいてくるわけです。そうすると、時間を延長して放課後児童クラブで夕食まで出すということになるのかというか、やっぱり子供たちは早く帰ってうちで食事をしたいわけです。やっぱり活動活発的ですから。そういったことを考えたときには、やっぱりその時間を単純に延長して、子供を預かり保育を長くするというだけじゃなくて、そういうことも考えて、町よりもそういった託児サポートとか、家庭的なほうを利用していただくと。やっぱりそれはある意味では、受益者負担的な部分では、やはりそこは父兄の方も痛みは伴うというか、そういったことも費用対費用はかかるというふうなことは御理解をいただければと思ひますが。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 例えばなんですけれども、今、おやつを放課後児童クラブのほうで準備している。保護者会費として2,500円払っておやつを準備している。ただ、他市町村では、各保護者が子供の食べる分を持っていくというシステムもあります。なので、もし、6時半以降は子供がおなかがすく。私も子供がいるのでそこは重々承知しています。私も娘を保育所に預けていました。仙台で働いていて、19時15分、最終のお迎えだったんですけれども、本当におなかがすいているというのは本当に私も分かってはいます。なので、食べ物に関しておなかがすくというのであれば、どうにかちょっとそのシステムを変えて、保護者の方がその子供が食べる分を持っていくというふうなシステムを導入すれば、それは解消されるのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいま町長のほうから答弁のあった、おなかがすいて、そういった問題もありますというのは一例だと思うんです。実際、延長保育をした場合、毎日、今の状況を見ますと、毎日ではないんですよ。でも、1か月分として料金は発生する。その延長の子供が1人、2人いるということで支援員も毎日勤務時間を延ばさなくてはいけない。人件費もそこで発生してくると。おやつだけの問題ではないというところを御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それは重々承知しております。人件費もかかりますし、光熱費もかかるのは、もちろんそれは承知しております。ただ、放課後児童クラブが18時半までということなので、もしかして保護者の方がそれに合わせて、無理やり勤務形態をそれに合わせて迎えに行けるような勤務形態にしている場合もあるのではないかと思います。なので、これからやはり七ヶ浜に引っ越ししたい、今住んでいる人たちだけが預けるわけではないです。これからはかして七ヶ浜に住んでみたいと思う子育て世代の方が、近隣の市町村のそういったシステムを見て、ああ、やはり隣の多賀城さんでは延長保育をやっている。だったらこっちに、こっちのほうがいいかしら。でも七ヶ浜は18時半までしかやっていない。私の勤務は18時半までの仙台で、それから帰ってきて45分、ああ、それだったらもう無理だなっていうふうに考えて選んでいくということも考えられます。なので、今現状、週に1回か2回だけ18時半過ぎて迎えに来る人はそういう人しかいないというのではなく、やはり今後のことも考えて、そういう声があるのであれば、18時半までではなく、延長保育も利用できるようにする考えはないか、もう一

度お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほどの答弁は、今現状の状態であることは間違いありません。ですので、今後、そのような声がどれくらい出てくるのか、それを見ながらの検討材料になるかと思えます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） もちろん現状、そんなに声がないというのは確かかもしれないんですが、私が訴えたいことというか、必要だなと感じることは、やはりそれが決まっているから、18時半までだから勤務形態をそういうふうに変えている御家庭もいるかもしれないし、これからも、町外から引っ越してきたいと思っている人たちがそのシステムを見たときに、うちは駄目だな、これだったら預けられないなというふうに思ってしまう御家庭もいるかもしれない。なので、やはりいないから18時半までで終わらせようではなく、やはりそういった未来のことも考えて運営していくお考えがないか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほども答弁しましたように、現状はこうです。ただ、今後そういった人もいるかもしれない、それはいないかもしれないということがございますので、今後、利用の状況を見ながら検討していくと、先ほどの回答と同じになりますが、そういった状況でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、今後、七ヶ浜が子育てしやすい環境になるよう、見ながらというか、願いながら、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、8番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔8番 遠藤喜二君 登壇〕

○8番（遠藤喜二君） 議長の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。聞こえますか、これで。

○議長（岡崎正憲君） はい、聞こえています。

○8番（遠藤喜二君） 質問は2問となります。

まずは、代ヶ崎浜町営住宅の玄関ポーチの照明器具交換について。

昨年もツバメの巣の撤去等で住民の方が、高齢の方が多いものですから、けがをしたとか、

ふんの汚れがひどいということで、以下の質問をさせていただきます。

①入居されている方々が苦慮していることから、町として照明器具等の交換をする考えはないか。

②そもそも建築、設計の段階でこの玄関ポーチの照明の形等に関して、何も考えずにその器具を選んだのか。そしてまた、この形がツバメの巣をつくる原因となる住民の迷惑等も考えたことがあったのかどうか。

③今現在空室になっているBの202号室、この前の玄関ポーチの照明器具にはいまだツバメの巣そのものが、先週現在で残されていました。町でその管理とか、そういう管理に対する十分さ・不十分さってというのは考えないのか。

その3つをお尋ねしたい。

次、第2問目、松ヶ浜地区等に植林している松の管理に関してです。

今現在、松ヶ浜と菖蒲田浜地区に震災後植林した松の木、また、広葉樹の背が、中には4メートル以上伸びているものもありますが、その点で3問質問いたします。

当初、林野庁の仕事かなと思いましたが、これは県の森林整備課の仕事だということで、その植えっ放しの管理なしの状態です。現在町はそのまままきしているのかどうか。

②丈が4メートル近くなる松もあり、この部外者から遮断された迷路状態の中で、仮に犯罪が起きて近隣の方々は全く気がつかないと思うが、町ではどのような対処等をするか。

3番、植林を施した地区の間引きや植え替えについて、今後どのようにするのか、その考えを伺いたい。これに関しては、以前、木村議員が、141号、平成元年の9月の議会にて一般質問しております。

以上、この2問、質問いたします。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、代ヶ崎浜町営住宅の玄関ポーチの照明器具交換について、第2問、松ヶ浜地区等に植林した松の管理について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番遠藤喜二議員の1問目の御質問、代ヶ崎浜町営住宅の玄関ポーチの照明器具交換についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、入居されている方たちが苦慮していることから、町として照明器具を交換する考えはないかと、2点目の御質問、そもそも建築の段階で玄関ポーチの照明器具に段差がある照明器具を使うことそのものがツバメの営巣の原因であるが、住民の迷惑を考えたときに

町ではどう思うかにつきましては、関連がございますのでまとめて回答をさせていただきます。

まず、玄関部照明のツバメの巣については、ツバメにとって本当にあそこが環境条件がいいのか、遠藤議員御指摘のとおり、特に代ヶ崎浜地区町営住宅は多い状況であります。入居されている方にとっては、ふん公害など迷惑なものとなっておりますが、ツバメは外壁や雨水のどい、雨どいです、雨どいなど様々な場所に巣をつくり、照明の段差も巣づくりしやすい条件の一つとなっているようでございます。照明器具の交換については、今のところ考えておりませんが、今後対策を考えてまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、空き室になっている玄関ポーチの照明器具にはいまだツバメの巣が残されているが、町での管理は不十分ではないのかについてお答えをさせていただきます。

残っている巣については、早急に対応してまいりたいと思います。先日、除去をさせていただきましたが、今後も迅速な対応をしてまいりたいと思います。

また、入居者の皆さんに清掃等をお任せしている玄関ポーチなどの共有スペースにつきましては、近年、入居者の高齢化もありますので、町と入居者の皆さんと今後連絡や連携して対処してまいりたいと考えております。

以上を1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、松ヶ浜地区等に植林した松の管理についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の御質問、林野庁の仕事と思うが、植えっ放しで管理なしの状態を町では同考えるのかについてお答えいたします。

御質問の海岸防災林の植栽につきましては、菖蒲田浜地区海岸防災林造成事業、これ松ヶ浜も入ります、として、宮城県が行っている事業であります。松ヶ浜は植樹後5年、菖蒲田浜は4年経過しており、その間、宮城県において下草刈りや枯れた植栽木の植え替えなどが実施されておまして、管理されていないわけではございません。ただ、現地を見れば、樹木が生長して鬱蒼としていることは事実でございます。

次に、2点目の御質問、丈が4メートル近くになる松もあり、この外部から遮断された迷路状態の中で、仮に犯罪が起きても近隣の方々は全く気づかないと思うが、町ではどう考えるかについてお答えします。

当該地、平成26年3月に定めた宮城県海岸防災林再生整備指針に基づき、植林及びその後の管理がなされております。また、平成30年5月22日には、潮害防備を目的にした、塩害です、目的にした保安林に指定されております。この潮害防備保安林は、津波または高潮に対して、

主として材木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空気中の海水塩分を捕捉して塩害を防止する役目があるとされております。確かに、今現在、現地は密植状態になっており、地区の方々心配されているのだと思います。しかしながら、この段階で間伐をすると、保安林本来の機能が果たせなくなることも考えられるとのことですので、いましばらくの時間が必要と考えています。

なお、今年7月に松ヶ浜地区より同様の質問があり、その際、管理している宮城県からは、現状で間引くとクロマツが低いまま枝が横に広がり、結果的に密生せず、保安林の機能が不十分となる可能性もあることから、今は日当たり、いわゆる日光に多く当たらせ、樹木を成長させるために密生させている段階であるということでございます。県によりますと、間伐などの間引きについては、樹高が4メートル程度になったら残す松を選定するので、いましばらくの間待ってくださいとの回答でありました。そのことは、地区にもその旨文書で回答させていただいたところであります。

次に、3点目の御質問、植林を施した地区の間引きや植え替えに関して、今後どのようにするのか考えを伺いたいについてお答えをさせていただきます。

事業の担当課であります宮城県仙台地方振興事務所林業振興部によれば、現在樹高の高い木でおおよそ4メートル、その他はまだ3メートル程度くらいであり、全体的に4メートルを超すくらいになったら間伐の作業に入るとのことです。今の樹木の成長からすると、早くても令和4年以降になるのではないかというような回答でございました。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 早速対処していただいたということで、1番目の質問ですけれども、特に代ヶ崎地区は高齢者の方が多過ぎまして、おとし現在で76.3%が65歳以上、それで私がちょうどお会いした方はもう90歳になる方、88歳の方だったものですから、特に本当ここは5つの町営住宅でも高齢化というか、一番、皆さん分かりますけれども、本当にじいちゃん、ばあちゃん、私もじいちゃんの中に入るんですけれども、じいちゃん、ばあちゃんが多いんで、特に気をつけてもらいたいということなんです。

それで、先ほど町長が検討すると言ってくれました、その照明器具なんですけれども、ちょっと私模型作ってきたんです。ちょうどあるガムテープとお茶の缶でちょっと作ってきたので。実際、こういう状態なんです。これが天井だとすると、こうなんです。ちょうどこの隙間に、ツバメは唾液と、あとは草等で巣をつくと。これが逆であれば、逆であれば多分つく

んなかったと思うんです。これが天井です。床じゃないですから。こんな感じで。だから、何でこういうふうなその照明器具を、審査というか、設計の段階で選んだのか。それが私一番納得いかないんです。何で通したか。ここにはその審査に関わった人というのはいないんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） どういう返事に行きますか。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 建設当時なんですけれども、確かに皆さんの、入居者の方々、いろんな意見を聞きながら、ワークショップを開きながら建物に関しては……（「すみません、ちょっとゆっくり高く話してもらえませんか」の声あり）

○建設課長（鈴木英明君） 入居する際に、皆様方の意見を聞きながら建設はしたと思うんですけれども、その際、ツバメの巢の対策までその照明のほうで取っていたかどうかというのは、申し訳ないんですけれども、今現在はちょっと分からないような状況でして、製品的にも一般的な人感センサー付のタイプの照明をちょっと選んでしまったような状況というような形しか、今のところちょっと分からないような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 単に人感センサー付であれば、卵の半分割ったようなやつだってあるわけです。何でそれを選ばなかったのか。ちょっとしつこいようなんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（岡崎正憲君） お答えいいですか。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに、ツバメの巢の営巣まで、確かに想定できなかったと思われるようなことであります。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 私も花渚浜の公営住宅に住んで3年目入りますけれども、やっぱり換気扇とか、そういうところには来るんです。ただ、花渚に関しては、玄関ポーチというかはダウンライトなんで大丈夫だと、それは助かるんですけれども。何かこう、役所さんというか、当局が考えることが、町民に寄り添った考え方とはいうんですけれども、本当に寄り添っているのかどうか、それが疑問なんです。

それで、一応七ヶ浜町の長期総合計画の中にこういう文言があるんです。行政改革として事務事業の効率化、改善、再編、整理、廃止、これはいいんですけれども……ちょっと失礼、間違いました。

もう一度、すみません。良質な寿命の長い住まいづくり、持続可能な住まいづくり、地域定

住に資する住まい、まちづくり、安心して住み続けられる住まい、まちづくりと。特に高齢の方は、多分町営住宅がつの住まいと思うんです、私も含めてだと思いますけれども。だから、なおさらやっぱり周りの環境に関して、ツバメの巣だけじゃなくて、アプローチにしても、ひび割れたアプローチそのままじゃないですか。それも工作のようなセメント、カラーセメントじゃなくて土粘土、そんな感じのやつが結構代々崎にしても、花淵にしてもあるわけです。そういうところ、やっぱり担当の課の方々は、やっぱり小まめに見て回って、住民の方の意見も聞いて、やっぱりそれを取り入れてもらいたいと思うんです。一住民としてもですけども。あんまりくどくど言うとなんとなく長くなるので、これは、巣に関しては除去してくれたということなんで、あと今後、来年度に向けてツバメの巣のふん害とか、その照明に関しては、早めに検討して対処していただきたいと思い、1番目の質問は終わらせてもらいます。

次、2番目の松ヶ浜地区の松の関係ですが、最初、私、林野庁、私も震災後植樹関係ずっとやっていたもんですから、林野庁の仕事かなと思ひまして林野庁に連絡しましたら、いや、これは県の仕事ですと。そして、県の整備課さんの治山課さん、治山班です。治山班のほうに問合せをしてみました。そうしたら、ちょうど私が電話した頃、ちょうど3時過ぎだったんですけども、今から振興事務所のほうで現地を見に行くと。珍しく、3時になったら普通行きませんよ、役所さん。一応見に行ってくれました。それで、治山さんの担当の方は、いやもう3年、4年たっているんで、そろそろ間引きなり、枝を切らなきゃないと。ただ、今の話だと、まだ4メートルなっていないという話でしたけれども、いや、3メートル過ぎれば間引きなり、植え替えなりを検討しなきゃないと、私、電話で言われたんです。そこを、その見解が違うんですけども、それはどういうことかちょっと質問したいんです。伺いたい。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 確かに、指針のほうでは3メートルを超えれば間引きのほうを検討しますということは載っています。

ただ、先日、2週間ぐらい前なんですけれども、県の海岸防災林の担当者会議がありまして、それにはいろんな市民団体の方もたくさん出ていらっしやいましたけれども、その会議の際に、宮城県の方では、国のほうのガイドラインが修正されましたと。来年の3月までに県のほうのその指針のほうもちょっと直したいと。ただ、今のところ、はっきり言ってどのように直すかはまだ分かりませんと。その会議の中では、市民団体の方からの要望として出たのが、間引く際には4メートルでも足りない。本当は6メートルぐらい必要なんだというふうな話も出ておりましたので、そういった意見を聞きながら、今後、修正を図っていききたいとのことであ

りました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） そして、これ現在クロマツだと思うんですけども、これは抵抗性のクロマツなんですか、全部。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） はい、そのとおりでございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） ヤードの後ろのほうにある広葉樹は何々なんですか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 植えられているのは、コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、あと栗の木となっております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） そうすると、これも合わせてあれですか、指針が変わった状態で間引きなりなんなりするということですか、時期を合わせて。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 正直言いますと、陸側のその広葉樹、そちらについては当日何の話もございませんで、あくまでも海側のクロマツのほう、こちらのほうしか話は出ておりません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 分かりました。国が県に、県が町に言うんでしょうから、我々が出る幕ではないので。

ただ、今現在、あそこは道路そのものがくぼ地になっていると。そうすると、よからぬ者が夜来て朝方帰っていくと。そうするとごみが落ちていくと。ごみくらいだったらいいですけども、あそこに火なんか放たれたら目も当てられないです。そういう監視関係というか、例えば、監視カメラをつけるとか、そういう対処は考えているのかどうか、ちょっと伺いたい。

○議長（岡崎正憲君） これはどうされますか。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

私も現場のほうを確認させていただきました。カメラつける箇所もちよっとないような感じを受けました。ですので、単管を刺してカメラをつけなきゃいけないのかなというところで、私のほうでは理解してございます。ただし、早急にちょっとできるものではございませんので、

もう少し県のほうとも相談させていただきまして、検討させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 県のほうとも検討してというより、町のほうが提案しないと県のほうでは動かないと思います。県は町からの提案があればある程度動くはずですよ。そういうふうに言ってくれましたので。ただ、町からの提案がないと、今まで。なぜ提案しないんですか。ましてや、例えば、あそこの、今、植樹されている場所、じゃあ、あれを例えば6年、あと2年放置していたと。今後それをどうする予定なんですか、その後は。ただあれは、ただの荒地地におくんですか。公園にするんですか。駐車場にするんですか。それを伺いたいです。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、初めの防災関係での答えを先にいただきます。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） すみません。言葉が足りませんでした。

検討するというのは、こちらから県のほうに働きかけて検討するということになってございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 次、何でしたっけ。次のやつは。（「その後です」の声あり）将来の話でした。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 保安林でございますので、保安林、今から県のほうで、数年後になるかと思えます。数年がかりの工事になるかと思うんですけれども、列状、何ていいますか、バットっていうんですか、列ごとに間引いて、その後、また上に伸ばす作業というのを何年、何度か繰り返した上で、最終的に保安林として完成させるということは聞いておりますので、その後、何ていいますか、その用地をほかの用途に使うというのは今のところ考えておりません。以上でございます。（「用途考えていない」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 用地。遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 用途を考えていないというのは、それは町の考えなんでしょうか。それとも、県の考えなんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 町のほうでございます。保安林ですので、そのまま現状のまま維持します。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） そうすると、低い道路に関してはそのままなんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、質問の内容、外れないようにお願いいたします。遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 今、低い道路と言ったのは、植栽なっている部分の真ん中が低いんですよね。現地を見られているので分かると思いますけれども、その部分に関してはそのまま低いままなんでしょうか。それとも、ある程度盛土をしてある程度の高さにして、海岸線からとか、あと後ろのほうから見えるようにするのか、それを確認したいんです。

○議長（岡崎正憲君） 保安林の形か。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 今のところ、道路をかき上げするというような計画はございません。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） そうすると、現状のままということですよ。すると、後ろは荒地、民地のほうは荒れたまま、草ぼうぼう、そのままの状態を残すということですね。（「保安林でしょう」の声あり）分かりますか、場所。植栽の後ろは民地で草ぼうぼうですよ。草刈りもしていませんから。ただ、一部畑を造っている方が3人くらいいらっしゃるんですけども、ただ、自分の土地かどうか分かんないという人が中には1人いましたんで、そういうのをそのまま荒地にしておくのか、それとも、町でその保安林の後ろだということできれいに駐車場、あの辺は駐車場がないので駐車場を整備するのか、それを伺いたい。

○議長（岡崎正憲君） 今後の。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 民地については、うちのほうでは考えてはいないんですけども、ただ、本来あそこは畑のはずなんで、今現在、うちの課で畑として使用して、何ていいますか、今後造らないと、自分でなかなか造ることができないという方々を拾い集めていまして、畑を造りたい人につなぐというふうなことを今計画しております。その際に、そのところも畑の中の一部として捉えておりますので、今後は、もしかすると畑に生まれ変わるかもしれません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） すみません、今の畑の件なんですけれども、それは公募しているんですか。何しているんですか。

○議長（岡崎正憲君） 公募しているかどうかだ。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 公募はまだしてありません。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 一部、自分の土地が何か畑になっていると、中にはそういう方もいるので、そのところをやっぱり公募に当たって、きちんとその境界くいなりなんなりきちんとしたほうはいいと思いますけれども。ちょっと話ずれましたけれども。

ただ、さっきの植林に関して、そのくぼ地に関しては、町のほうが提案して、犯罪関係とか使われる。あとはごみ等が朝あると。それを加味して、県のほうに町のほうから提案とか、一度する気はないでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 先ほど、防災対策室長……（「産業課でしょう」の声あり）産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 近々また県の方が来ますので、お話し合いをしまして、うちのほうでできる分についてはうちのほうでやりたいと思っています。

○8番（遠藤喜二君） 以上、質問を終わります。

○議長（岡崎正憲君） 御苦労さまでした。

これにて一般質問を終了いたします。

---

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日12月3日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時58分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年12月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 2 年 12 月 3 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 12 月 会議 会議録

（第 2 日目）

令和2年七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録第2号

---

令和2年12月3日(木曜日)

---

出席議員(13名)

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
9番	渡邊淳君	10番	遠藤久和君
11番	佐藤梶信君	12番	歌川渡君
14番	岡崎正憲君		

---

欠席議員(1名)

13番 佐藤衛君

---

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君

子ども未来課長	渡辺 とき子 君
健康福祉課長	渡辺 文昭 君
長寿社会課長	遠藤 裕一 君
防災対策室長	石井 直紀 君
会計管理者	斎藤 重俊 君
教育長	武田 光彦 君
教育総務課長	佐藤 浩明 君
生涯学習課長	鈴木 雅浩 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子 克也 君
同書記	米本 哲也 君

---

議事日程 第2号

令和2年12月3日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第58号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 議案第59号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 議案第60号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第61号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第62号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第63号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第64号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第65号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 議案第66号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第67号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第68号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第69号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第70号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第71号 課設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 7 3 号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 7 4 号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 7 5 号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 7 6 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 7 号 令和 2 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 8 号 令和 2 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 7 9 号 令和 2 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 0 号 令和 2 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 8 1 号 令和 2 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 報告第 1 4 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事）」
- 日程第 2 7 報告第 1 5 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2 工区））」
- 日程第 2 8 請願第 1 号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出を求める請願書
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 8 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 議案第 5 9 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 議案第 6 0 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第 6 1 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第 6 2 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第 6 3 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第 6 4 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 農業委員会の委員の任命について

- 日程第10 議案第66号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第67号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第68号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第69号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第70号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第71号 課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第72号 地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第73号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第74号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第75号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第76号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第77号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第78号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第79号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第80号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第81号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 報告第14号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事）」
- 日程第27 報告第15号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2工区）」
- 日程第28 請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出を求める請願書

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和2年七ヶ浜町議会定例会12月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、9番渡邊 淳議員、10番遠藤久和議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第58号 農業委員会の委員の任命について

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、議案第58号農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

この際、熊谷明美議員の一身上に関する議題ですので、熊谷明美議員の退場を求めます。

〔5番 熊谷明美君 退場〕

○議長（岡崎正憲君） 当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、議案第58号農業委員会委員の任命について御説明をいたします。

御提案申し上げました熊谷明美さんは、現在、町議会議員、遠山地区顧問として御活躍されており、地域活動、そして自治会活動に積極的な方であります。また、農業委員会委員として平成30年1月から1期務められており、地域からの信頼も厚く、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について、先例に倣い討論を省略し、採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第58号農業委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

暫時そのままお待ちください。

〔5番 熊谷明美君 入場〕

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

---

日程第3 議案第59号 農業委員会の委員の任命について

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第59号農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

この際、佐藤壮一議員の一身上に関する議題ですので、佐藤壮一議員の退場を求めます。

〔6番 佐藤壮一君 退場〕

○議長（岡崎正憲君） 当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第59号農業委員会委員の任命について説明をいたします。

御提案申し上げました佐藤壮一さんにおきましても、現在、町議会議員、土地改良区副理事長、仙台農業協同組合七ヶ浜選出理事、町の認定農業者として御活躍されている方であります。また、農業委員会委員として平成27年1月から2期務められており、地域においても約9年間消防団員として活動されるなど、周りからの信頼も厚く、本町農業に精通していることから農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について、先例に倣い討論を省略し、採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第59号農業委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

暫時そのままお待ちください。

〔6番 佐藤壮一君 入場〕

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

---

- 日程第 4 議案第 6 0 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 議案第 6 1 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 議案第 6 2 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 議案第 6 3 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第 6 4 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第 6 5 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 1 0 議案第 6 6 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 1 1 議案第 6 7 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 1 2 議案第 6 8 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 1 3 議案第 6 9 号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第 1 4 議案第 7 0 号 農業委員会の委員の任命について

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第 4、議案第 60 号から日程第 14、議案第 70 号までは関連がございますので、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第 60 号から議案第 70 号までの農業委員会の委員の任命について、一括して御提案理由を申し上げます。

議案第 60 号の渡邊留四郎さんは、農業委員会委員を平成 27 年 1 月から 2 期務められております。現在は、菖蒲田浜農事実行組合長、七ヶ浜町広域協定運営委員会会長、農事組合法人ファーム七ヶ浜副代表理事として御活躍されている方であります。地域においては、消防団員として 24 年間活動され分団長も務められるなど、農業者のみならず、周りからの人望も厚く、また、本町農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第 61 号の佐藤太郎さんは、農業委員会委員を平成 16 年 6 月から 6 期務められ、平成 26 年 12 月からは会長を務められております。また、仙台農業協同組合理事を 15 年間務められ、平成 27 年 1 月に設立した農事組合法人ファーム七ヶ浜では代表理事として御活躍されている方であります。農業に関する豊富な経験と知識を有し、農業者からの信頼も厚く、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第62号の阿部幸八さんは、農業委員会委員を平成27年1月から2期務められています。地域においては、31年間消防団員として活動され分団長も務めるなど、地域からの信頼が大変厚い方であります。また、土地改良区総代を歴任するなど、地域農業者からの信頼も厚く、本町農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第63号の佐藤一郎さんは、農業委員会委員を平成30年1月から1期務められています。昭和44年4月より就農し、会社勤めの傍ら農業に従事されている方であります。また、平成元年4月から代ヶ崎浜農事実行組合の組合員として御活躍され、平成29年4月から2年間は同組合の組合長を務められている方でもあり、誠実な人柄で、地域、そして農業者からの信頼も厚く、本町農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第64号の渡邊勇一郎さんは、平成22年4月から東宮浜農事実行組合の組合長として御活躍され、平成25年7月からは土地改良区総代、平成26年4月から七ヶ浜町広域協定運営委員を務められている方でもあり、誠実な人柄で、地域、そして農業者からの信頼も厚く、今後の本町農業の発展に寄与していただけるものと考え、御提案するものであります。

次に、議案第65号の星辰男さんは、農業委員会委員を平成30年1月から1期務められています。昭和48年に就農し、現在は、松ヶ浜農事実行組合長、七ヶ浜町広域協定運営委員会副会長、土地改良区理事、JA仙台稲作部会副会長、町の認定農業者として御活躍されている方であり、地域、そして農業者からの信頼も厚く、本町農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第66号の星兵喜さんは、平成11年に就農し、ノリ養殖をしながら農業に従事してこられた方であります。現在、松ヶ浜農事実行組合の組合員として御活躍され、土地改良区総代、JA仙台総代、また、漁業ではJFみやぎ七ヶ浜支部漁場管理委員長を務められている方でもあり、誠実な人柄で、地域、そして農業者からの信頼も厚く、今後の本町農業の発展に寄与していただけるものと考え、御提案するものであります。

次に、議案第67号の渡邊芳光さんは、農業委員会委員を平成30年1月から1期務められています。現在は、七ヶ浜町広域協定運営委員会吉田浜地区代表、土地改良区水利調整委員、農事組合法人ファーム七ヶ浜組合理事として御活躍されている方であります。また、36年間消防団員として活動され分団長も務められており、地域、そして農業者からの信頼も厚く、本町農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

次に、議案第68号の鈴木吉秋さんは、農業委員会委員を平成24年1月から3期務められています。また、消防団員として38年間活動され、その間、分団長も務められ、現在は、農事組合法人ファームセキ浜組合員として御活躍されている方です。農業に関する豊富な実務経験を有し、農業者からの信頼も厚く、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものでございます。

次に、議案第69号の岩本松治さんは、農業委員会委員を平成14年7月から6期務められています。また、地域活動にも積極的で、消防団員として28年間活動され、現在は、土地改良区理事、町の認定農業者として御活躍されている方です。地域からの信頼も厚く、農業に関して広く識見を有しており、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものでございます。

次に、議案第70号の我妻卓郎さんは、農業委員会委員を平成30年1月から1期務められています。現在、家族経営ながら、農業経営面積は法人を除けば町内農家の中では1番の規模となり、年齢も42歳と若く、本町農業の将来を担う方です。また、農事組合法人ファームセキ浜組合員としても御活躍され、本町農業に精通していることから、農業委員会委員として適任と判断し、御提案するものであります。

以上、一括して御提案理由を申し上げましたが、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより議案第60号から70号まで、一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより議案第60号から70号まで、先例に倣い討論を省略し、一括して採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第60号から70号までの農業委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

---

#### 日程第15 議案第71号 課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第15、議案第71号課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第71号課設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書14ページをお開きください。

提案理由は、震災復興事業の進捗に合わせ組織改編を行うほか、文言を整理するものがございます。

議案参考資料の14ページ、資料14をお開きください。

議案参考資料にて説明させていただきます。

第2条中、現行の復興推進課を削り、改正案では、新たに総務課の次に防災対策室、長寿社会課の次に復興推進室を加え、各課を号立てにするものがございます。

現在、防災対策室につきましては行政組織規則に規定しておりますが、今年度改めて室について整理したところ、管理職を置き、独立した部署と位置づけた外室については、課同等として課設置条例に規定することとしたものがございます。

次に、復興推進室につきましては、震災から10年が経過するに当たり、ハード面の復興は落ちついてきましたが、ソフト面としての心の復興をはじめ、復興庁への対応などこれからも続くことから、これまでの復興推進課を課同等の外室として位置づけ、復興推進室として新たに加えるものがございます。

15ページを御覧ください。

第3条中、現行の総務課の事務分掌を、改正案では総務課と防災対策室に分けるものです。

次に、現行の復興推進課を削り、17ページを御覧ください。改正案では、復興推進室として長寿社会課の次に加えるものです。

また、現行の各課の事務分掌は第3条として規定しておりますが、改正案では、総務課から復興推進室までを第1項から第14項までの項立てとするものがございます。なお、第3項から第13項までの各課の事務分掌は変わりありません。

議案書18ページの附則を御覧ください。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものがございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第72号 地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第16、議案第72号地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） 議案第72号地区計画内の建築物制限条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書19ページを御覧ください。

本議案は、提案理由にありますように、被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分に伴い、字界変更の効力が発生されたことによりまして、別表1の区域の表示について所要の改正を行うものでございます。

別冊議案参考資料の18ページを御覧ください。

新旧対照表で説明させていただきます。下線部分が改正の箇所になります。

内容といたしましては、菖蒲田浜地区については、字石畑の石畑を削除いたします。花渚浜地区については、寺前と洗崎を削除いたします。代ヶ崎浜B地区については、八ヶ森を削除するものです。

なお、字の区域の変更につきましては、菖蒲田浜地区は平成29年の12月議会、花渚浜地区と代ヶ崎浜B地区は令和元年9月議会において議決いただいております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第73号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第17、議案第73号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第73号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は21ページをお開きください。

七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、個人所得課税の見直しによる地方税法施行令の一部改正に伴い、七ヶ浜町国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

改正の概要につきましては、個人所得課税の見直しにより給与所得控除及び公的年金等の控除が10万円引き下げられました。それとともに基礎控除が10万円引き上げられたことにより、給与・年金所得世帯においては国民健康保険税の軽減措置に不利益が生じることとなります。その影響を受けないようにするために、今回、軽減判定所得額の算定方法を見直すものであります。

改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき御説明したいと思います。参考資料の19ページから21ページとなります。こちら新旧対照表になります。

第23条の第1号から第3号につきましては、7割、5割、2割の軽減について規定しているものでありますが、具体的には、それぞれ軽減判定所得の算定において、基礎控除相当分の基準額を現行の33万から43万に引き上げます。また、被保険者のうち一定の所得、給与所得者と公的年金の支給を受ける者の人数から1を減じた数に10万円を加算して金額を加えることにより、現在の軽減判定を受けている世帯が不利益を講じないようとするためのものとなります。

議案書戻りまして、23ページを御覧ください。

附則につきましては、この条例の施行期日は1項のとおり、令和3年1月1日からとなります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第74号 七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について

○議長（岡崎正憲君） 日程第18、議案第74号七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第74号七ヶ浜町スポーツ施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書24ページ、議案参考資料22ページの資料17をお開き願います。

平成30年4月1日から令和2年3月31日までの3年間の指定期間が満了する当施設の指定管理については、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、次の3年間の指定期間についても管理運営を行わせることが適していると認められることから、指定管理者として特定非営利活動法人アクアゆめクラブを指定しようとするものでございます。

アクアゆめクラブにつきましては、議案参考資料22ページに団体の概要が記載されております。さらに、23、24ページには、指定期間の3年間に対する町指定管理者評価委員会による指定管理者の評価と、25、26ページには、町指定管理者選定委員会による次期指定管理者候補の推薦に係る内容を記載しております。

選定までの経過につきましては、まず、23ページの指定管理者評価委員会の指定管理の評価にあたってを御覧ください。評価の平均点は100点中68.7点であり、なお書きに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度までの書面審査のみであったことから、直接指定管理者へ聞き取りをすることができず、今年度の取組については審査できていないとし、適しているかどうかの明言はしておりません。町といたしましても、後に開催する指定管理者選定委員会の

審査に委ねることとしたものでございます。

これを受け、9月に開催された指定管理者の選定委員会では、アクアゆめクラブから現在の指定期間の取組も踏まえ、次期指定期間の提案内容について聞き取りを行い、審査をしていただきました。その結果、次期指定管理者の候補として適していると認められたため、本議会に提案するものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4点ほど質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 4点そのまま行きます。

○12番（歌川 渡君） はい。

まず、第1点です。提案理由に書かれております、七ヶ浜町スポーツ施設の管理を行わせることが適当と認められるものということに基づいて4点ほど。

1つは、審査の対象となる審査項目とその背景について説明を求めたいと思います。

2点目、指定管理者と認めるに当たり、25ページ、指定管理者の評価にあたって、七ヶ浜町指定管理者評価委員の資料の25ページに、中段下に、なお、選定委員会委員による審査の平均点は100点中68.9点でありと書かれていますが、そこで伺います。例えば、不適当となる最低総合点というのが設けているのかどうか、その点を伺いたいと思います。

3つは、総合点ではなくて、各、事によっては、備品管理については80点とか、いろんな部分によって評価点が違います。そこで、それぞれの1点目の審査項目ごとによる不適当となる最低点というのがあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

最後に4つです。今回の七ヶ浜町スポーツ施設の管理を指定管理に移行した平成18年度のとときの、アクアゆめクラブに指定したときの評価集計点、御存じかと思いますが、73.63点でした。この15年間、アクアゆめクラブに指定して、今回言われた、書かれております68.9、要するに、4.73がマイナス点なんです。そこで伺います。24ページに記載されている3、要望や課題となる事項の中で、それぞれ項目あります。企画の工夫に照らしても相変わらず課題が見受けられます。魅力のある事業計画がされておらず、利用者の増加のための工夫を、そういう、何だっけ、事業をもっと行うべきであると思いますが、町内外問わず見識を広め、成功事例を参考にすることも大事だということと設けられていますが、今後の事業計画についての指定管理者からの提案とか、両者の定期的な協議等が設けられるのかどうか、その点です。要するに、15年たっても5%が、普通だったら、せめて同じか右肩上がりになるべき、経験がやはり新たな事

業展開とか、従業員、職員の意識向上にもつながっているわけですから、右肩上がりにならない  
きゃいけないんです。そういう点で、私この4.何%が、指定管理することに不安を感じないの  
かなというふうに思って、この4点目質問させていただきました。以上。

○議長（岡崎正憲君） 1点目から。総務課長、お願いします。

○総務課長（高橋 勉君） まず1点目でございます。審査項目と背景ということでございます  
が、審査項目につきまして申し上げます。まず取組体制、それから管理計画、（「運営計画じ  
ゃねえの」の声あり）管理運営計画で、管理計画のほかに運営計画もございます。それから事  
業の実施計画、団体の能力、課題に対する取組というのが審査項目でございます。こちらにつ  
いては、指定管理の条例の中で項目がありまして、それを具体化して審査項目に加えたもので  
ございます。

それから、2番目の……（「背景」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 2点目。（「2点目、背景」の声あり）最低点はあるのか。

○総務課長（高橋 勉君） 最低点数でございますが、おおむね70点前後というふうな見方をし  
てございます。ただし、審査項目の中で68.9ということでございましたので、ただ、実際には  
新型コロナの体制下で書類審査をしました。ただ、書類審査だけでは、じかに聞いて分からな  
い部分もあったために評価委員会のほうでは判断を特にしなかったということでございました。

それから……

○議長（岡崎正憲君） 3点目、各項目の採点の限度関係。

○総務課長（高橋 勉君） 各項目ごとの採点のラインというか、それは特にはございませんが、  
団体によって、ここが弱い、ここが強いというものはあるかと思えます。ただ、大体先ほど申し  
上げました総合点を大体目安としてございます。

それから、確かに、議員さんおっしゃるように、当初に比べて落ちているというのは不安で  
ございます。ただ、今回の評価委員会というか、選定委員会のほうで、不安ではあるけれども  
ということで、運営体制とか何かこの中に指摘をされていることとございますが、今回の選定  
委員会のときに、新しい理事長さんが代わられてお見えになりました。そして職員も出てきた  
わけでございますけれども、そこで審査委員会のほうでヒアリングをさせていただいたところ、  
今までの課題については、これまでにないほどの相当の覚悟で、理事長さん、改革をしていく  
ということをおっしゃっていただきました。そして若い職員についても、相当の熱意というん  
でしょうか、意欲的なことが見られたということでございます。ですから、評価の、先ほど項  
目がありましたが、最後の課題に対する取組というのはほかのところよりも点数が高くて、選

定委員会としましては、課題は過去あるかもしれませんが、相当の期待値を込めて適しているとしたものでございます。なお、評価点をいただくときに、各委員さんからもコメントをいただいているんですが、その中で随所に、期待したいという言葉が盛り込んでございました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 課長、今後の、将来の評価関係、協議関係。

○総務課長（高橋 勉君） それから、やはり不安ということもございます。今後、取組、そういうふうにスタッフの方々がおっしゃっていただいても、本当にするのかどうかというのは必要なことでございますので、まずは定期的に月1度ずつ、職員というか、役場の生涯学習課担当課のほうと定期的な連絡体制というか、そういったことは例年どおりやっていきます。

それから、1年ごとに、従来でしたら、3年でしたら2年たってから評価をするんですが、1年ごとにちゃんとそれに取り組んでいるかどうかという評価もしたいということで、選定委員会のほうでは出ているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、1問目からお願いします。

○12番（歌川 渡君） 要するに……1、2、3、4、全部まとめて。

○議長（岡崎正憲君） まとめて、はい。

○12番（歌川 渡君） 不合格点がおおむね70ということをお話しされましたけれども、今回68.9、面談での対応じゃないということで、そういう不安もあってのこの今後の事業計画とか、そういうようなのを不安がっているのかと思います。

そこで伺います。4点目の定期協議等の話合いを設けるのかということで求めたところ、月1回程度の連絡ということであります。その連絡というのは、文書的なやり取りなのか、電話等々のやり取りなのか、ここで言う定期的な協議ということでのことを指しているのか。協議というのはお互いの、当局が、あと町民からスポーツ施設の利用について問合せ、苦情、改善があった場合、その指定管理者に提案する。指定管理者は利用者から直接いろんな苦情とか意見とか要望があった場合は、町に財政的なものも含めて提案、要望するというようなことあると思うんですけれども、そういうことを含めての連絡というのは、例えば、そういうものの範囲ではないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

繰り返します。月1度の連絡というのは、定期的協議ということの解釈ではないということなんですか。それとも、そのことを言っているのかどうかだけを伺いたいと思います。

あと、1年ごとの評価ということでは今後の改善、やっぱり当局に含めたゆめクラブへの提言の中、またお互いにやるような体制ということでは前向きになったのかなというふうに思い

ます。そこだけ。連絡という体制が。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） まず、毎月20日過ぎに定例会を開催しております。指定管理者ゆめクラブと、あとはグラン・スポールさん、アクアリーナ、合同でまずやります。それを終えてからゆめクラブさんだけの定例会ということで、決算状況ですとか、収入状況、それから企画関係、そういった、あとそれ以外に随時トラブルあったり、あと設備的に故障があったりというふうなことであれば随時、それ以外でも行っております。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 参考までに、前回の評価点、総合点は幾らだったのか、参考までに説明を求めたいと。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 前回の平成29年度の選定委員会は69.1でございました。（「大した違いねえっちゃ」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第75号 七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について

○議長（岡崎正憲君） 日程第19、議案第75号七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案75号七ヶ浜町障害者地域活動支援センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書25ページ、議案参考資料27ページ、資料18をお開き願います。

議案第74号同様、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの3年間の指定管理期間が満了する当施設の指定管理について、地方自治法第244条の2第6項及び七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、次の3年間の指定期間についても管理運営を行わせることが適していると認められることから、指定管理者として社会福祉法人七ヶ浜町社会福祉協議会を指定しようとするものです。

町社会福祉協議会につきましては、議案参考資料27ページに団体の概要が記載しております。さらに28、29ページには、指定期間の3年間に対する町指定管理者評価委員会による指定管理者の評価と、30、31ページには町指定管理者選定委員会による次期指定管理者候補の推薦に係る内容を記載しております。

選定までの経過につきましては、まず、28ページの指定管理者評価委員会の指定管理の評価にあたってを御覧ください。

社会福祉協議会については、議案74号同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面審査のみであり、直接指定管理者への聞き取りをすることはできなかったものの、書類審査のみであっても評価の平均点は100点中80.2点と高く、評価に当たり、その取組が明確であったため適正であると認められたものでございます。

これを受け、9月に開催された選定委員会では、社会福祉協議会から現在の指定期間の取組も踏まえ、次期指定期間の提案内容について聞き取りを行い、審査をいただきました。その結果、次期指定管理者の候補として適していると認められたため、本議会に提案するものでございます。

以上、御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第76号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第20、議案第76号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第76号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

議案書の26ページをお開き願います。

まず、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,080万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億1,835万4,000円に定めようとするものであります。

第2条につきましては、地方債を補正するものであります。

議案書30ページを御覧ください。

こちらの第2表につきましては、地方債の補正6件であります。

まず、追加分として、公営企業（水道事業）安定化高料金対策事業として限度額を480万円に、落雷による防災行政無線の災害復旧分として現年度発生単独災害復旧事業の限度額を540万円とする2件であります。

変更分として、臨時財政対策債については発行可能額が確定しましたので1,442万8,000円追加し2億2,442万8,000円に、七ヶ浜国際村改修事業は事業が確定したことから140万円を減額し5,430万円に、生涯学習センター改修事業についても事業が確定したことから90万円を減額し160万円に、健康スポーツセンター改修事業債は起債事業及び充当率の変更により30万円の減の180万円に変更する4件であります。

今回補正する主なものにつきましては、人事院勧告に伴う変更や人事異動による未整理分の調整、それから基幹業務システム用プリンタ購入事業、東日本大震災追悼式事業、子育て包括支援センター開設準備事業、水道高料金対策補助金、町道整備工事等、石油備蓄交付金事業、健康スポーツセンターサウナ室機器等改修事業などであります。

それでは、歳入から説明いたします。

33ページを御覧ください。

10款1項1目地方特例交付金596万円につきましては、住宅借入金等特別税額控除、それと自動車税及び軽自動車税のそれぞれ環境性能割の減収補填分の増額があったものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金409万9,000円につきましては、障害者自立支援給付費負担金

への増額補正で、障害者介護給付費負担金、訓練等給付費負担金などの追加分であります。

34ページになります。

2項4目土木費国庫補助金1,285万9,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金で宮城県内市町村の事業が多かったことにより調整され減額となったものであります。

16款1項2目民生費県負担金203万円につきましては、15款1項1目の民生費国庫負担金と同様であります。

2項2目民生費県補助金376万4,000円につきましては、心身障害者医療費補助金などの追加であります。

4目農林水産業費県補助金155万円につきましては、松くい虫伐倒駆除事業補助金などで、県内市町村事業の調整による追加であります。

35ページになります。

18款1項1目一般寄附金1,030万円につきましては、ふるさと納税につきまして今年度大幅に増加していることから追加するものであります。この増加の要因としましては、はらから福祉会で製造作業を行っているプロテインの返礼品追加と考えられるものであります。

19款2項1目財政調整基金繰入金5,490万円の減額は、人件費等の減などで、今年度当初予定していた額を減額するものであります。

5目東日本大震災復興基金繰入金342万円につきましては、東日本大震災追悼式等の財源とするものであります。

21款4項3目雑入267万7,000円につきましては、令和元年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金等であります。

22款1項1目臨時財政対策債1,442万8,000円につきましては、今年度の発行可能額の確定により追加するものであります。

2目総務債140万円の減と7目教育債120万円の減につきましては、健康スポーツセンター改修事業債が起債事業の変更に伴うもので、それ以外につきましては事業が確定したことにより減額するものであります。

36ページになります。

8目衛生債480万円につきましては、水道高料金対策事業へ充てるものであります。

9目災害復旧費540万円につきましては、落雷による防災行政無線子局の災害復旧事業へ充てるものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

まず初めに、職員人件費の給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金等については、職員の人事異動等と令和2年定例会11月第2回会議において可決された職員等の給与改正条例に伴うもので、説明は省略させていただきます。

39ページを御覧ください。

2款1項7目電算関連費633万6,000円につきましては、基幹業務システム用プリンター10台を買換え等で、約6年が経過し、保守期限を超えて使用しているため更新するものであります。

次に、41ページをお開きください。

6項1目企画総務費の12節委託料235万7,000円につきましては、ふるさと納税の件数、金額ともに増加していることにより、返礼品発送等委託料へ追加するものであります。

42ページになります。

4目七ヶ浜国際村運営費の14節工事請負費315万7,000円の減額につきましては、国際村外壁等改修工事及び駐車場区画線設置工事の完了に伴い、入札差金を減額するものであります。

7目震災復興推進事業費の16節公有財産購入費750万8,000円につきましては、都市公園事業用地の土地取得費用であります。

次に、43ページをお開きください。

21節補償補填及び賠償金の50万円につきましては、長須賀多目的広場の未相続の土地の権利者全ての相続放棄のめどがついたため、裁判所に財産管理人申立てを行うための予納金であります。

8目震災復興基金事業費342万円につきましては、東日本大震災追悼式を来年3月に行うための費用であります。

44ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金2,233万8,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計繰出金で人件費等の減によるものであります。

3目老人福祉費347万7,000円につきましては、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金で、人件費分等について追加して繰り出しするものであります。

45ページになります。

5目障害者福祉費の19節扶助費4,005万円につきましては、障害児施設への通所者数が増加していることにより追加するものであります。

46ページになります。

2項9目母子父子福祉費111万9,000円につきましては、母子父子家庭医療費が増加したこと

により助成金を追加するものであります。

47ページになります。

4款1項12目子育て包括支援センター開設準備事業費132万5,000円につきましては、来年4月から開設予定の子育て包括支援センターに係る準備費用の補正であります。

次、48ページになります。

2項1目塵芥処理費の12節委託料413万9,000円につきましては、コロナ禍で在宅する方が増えたことに伴い、自宅の整理等により粗大ごみが通年より増加したことから委託料を追加するものであります。

3項1目上水道施設費2,421万1,000円につきましては、水道事業への高料金対策補助金であります。

49ページになります。

6款2項1目林業総務費250万円につきましては、松くい虫伐倒駆除事業の国、県からの補助枠が追加となったことから事業費を追加補正するものであります。

次、51ページになります。

8款2項3目道路新設改良費の14節工事請負費2,100万円の減額につきましては、当初予定していた財源の社会資本整備総合交付金の減額が示されたことから、今年度の工事費を減額するものであります。

52ページになります。

9款1項3目消防施設費361万3,000円につきましては、石油備蓄交付金を財源にした小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車購入及びチェーンソー購入の入札差金を減額し、新たに石油備蓄交付金の交付申請にAED購入代を追加するものであります。

55ページになります。

10款5項2目体育施設費150万円につきましては、町民プールろ過機ポンプの点検時に異音があり、早急に交換が必要なことから補正するものであります。

3目健康スポーツセンター費648万2,000円につきましては、サウナ室の機器故障があり、改修が必要となったことから工事費を補正するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 質疑に入ります前に、暫時休憩したいと思います。再開を午前11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点ございます。

議案書51ページの8款2項3目14節工事請負費について伺います。

説明では、県内町村の事業が多かったため減額されたという説明がありましたが、こちらの整備場所と、あと減額されたことによる影響について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、工事名が、町道横断線舗装工事であります。場所が、亦楽の第10分団から第1スポーツ広場の入り口までの工事であります。

影響なんですけれども、今年度発注している部分を、不足分を来年度、同様に県のほうに申請して工事を進めるつもりであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 次年度についても整備を進めるというふうに理解していいものだと思いますけれども、これについて、国とのほうの協議についてはどのようにされているのか伺いたしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、県のほうになんですけれども、概算要望と本要望として県のほうには通常どおり要望申請はしているんですけれども、どうしても大型事業の橋とかそういった部分もあって、なかなか国でも舗装修繕のほうにお金を回さない部分があるために、そうしますと、ほかの市町村、舗装修繕が取り合いになるというふうな状況で配分が低いというふうな状況であります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「結構です」の声あり）ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点です。

52ページ、歳出の8款4項都市計画費の2目公園管理費の中の節区分が10の需要費と17の備品購入費、こちら関係ございますので一括でさせていただきます。

こちらの需要費の中の長須賀多目的広場の消耗品費と17節区分の備品購入費の中の管理棟用備品の内訳の説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まずは、消耗品費のほうなんですけれども、管理棟のトイレ清掃の用品、モップだったり、バケツ、あとカラーコーン、区分けのためにカラーコーンを買うつもりであります。

それと、備品です。備品のほうは、管理棟の中に配置する長テーブル2つ、椅子4つとメタルラック2つであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 4点ございます。

○議長（岡崎正憲君） 4点全部お願いします。

○5番（熊谷明美君） はい。

では、1点目でございます。1点から3点までは同じ項目でございますが、ページ数が47ページでございます。

4款衛生費1項保健衛生費、目区分が12、子育て包括支援センター開設準備事業費でございます。これやっと設置されるということで、来年の4月からということで大変喜ばしいことだと思いますけれども、その中で、節区分3つをお伺いしたいと思います。

まず、節区分12の委託料でございます。その他の看板作製業務委託料が7万円。それから、14節区分の工事請負費の相談室カーテン設置工事12万5,000円。それから、備品購入費、開設準備備品購入代99万円でございますが、まず、委託費のほうのこの看板でございますが、どのような看板を作られるのか伺いたいというふうに思います。

それから、14の工事請負のカーテンですが、これはどのような、仕切りのカーテンなのか、カーテンの役割といいますか、その相談室のどういうふうな形でされるのか伺いたいと思います。

それから、17の備品購入なんですけど、こちらはどのような備品を購入されるのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） もう一点。

○5番（熊谷明美君） 4問目は、ページ数が52ページでございます。

9款消防費、1、消防費、すみません、項目です。目区分が3、消防施設費で節区分が17、備品購入費のAED購入代でございます。こちらは期限切れのために購入されるのかどうか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目から3問目まで、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問、1問目のまず委託料です。看板につきましては、子育て世代包括支援センターの表記を入れました看板を子ども未来課のほうに掲げるために、子ども家庭総合支援拠点の二段書きとしまして設置するものでございます。

2点目の工事、カーテンです。こちらにつきましては、相談室を授乳室としても使えるようにするための仕切り及び窓のほうにも設置するカーテンでございます。

備品につきましては、ベビーベッドやテーブル、あと椅子です。そういったものを予定しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目のAEDは、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） AEDの期限切れだかという質問でございますけれども、令和3年2月に保証期間が切れるというものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、1問ずつお伺いいたします。

まず、看板のほうでございますが、包括支援センターそのものは子育て未来課の課の中の一部をされるというふうに捉えてよろしいのか。そのスペースで事足りるといいますか、看板を掲げて、その中に包括支援センターがあるということを表示されるということだと思わすけれども、その辺はスペース範囲内でやっていけるといことで、その設置を考えられたのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） イメージとしましては、現在、介護包括支援センター、長寿社会課のほうで行っておりますが、そのようなイメージでございます。その中にセンターとして範囲を決めてやるとか、そういったことではございません。この包括支援センターの業務を子ども未来課で行っていますよ、子ども未来課の中に子育て包括支援センターがあるという内容でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、次、2問目の相談室のカーテンの部分でございますが、今、授乳室という、授乳されることもできるというようなことでございますが、これは、例えば、赤ちゃんの駅みたいな形で、授乳もできれば、それからおむつ交換もできるような、そのような赤ちゃんの駅というような形で捉えてこの相談室のカーテンということではよろしいのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 赤ちゃんの駅となりますと、常時、何ていう、ミルクを作るためのお湯とか、そういったものをその部屋にちゃんと用意するとか、いろいろな細々とした設定がございますが、そこまではいなくても、授乳やおむつ交換、そういったことができるような場所として設定を考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと、特別、赤ちゃんの駅というような表示をその部分につけるとかということは考えていないということで理解してよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 今回の設置で、赤ちゃんの駅として表示ができる、表示するとすると、役場の前にそういった看板とか、旗とか、そういったことを立てるようになるんですけども、そういったことができるのかどうか検証したいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 3点目の備品は了解いたしました。

4点目に移りたいと思います。4点目の再質問にさせていただきます。

期限切れということでございますけれども、この金額で何台購入されるのか、台数を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 12台でございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 古くなったAEDでございますが、これは高度管理医療機器といいますが、そういうふうな医療機器に入るのかどうかちょっと私も分かりませんが、処分することに当たって、例えば、産廃とか、そういうものになるのかどうか。それで、それが処理するのにお金がかかるのかどうかを伺いたいというふうに思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 答えられますか。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 仕様書上、購入する業者さんに引き取っていただくということになってございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 42ページ。

○議長（岡崎正憲君） 1点ですか。

○2番（小林倫明君） 1点です。

2款6項7目16節公有財産、都市公園事業用地買収費の750万8,000円についてです。

こちらのほうの場所と購入に至った経緯を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） こちらにつきましては、場所につきましては、花渚浜字長須賀58の3でございます。

今回、長須賀の多目的広場、それから、以前公園事業を行ったCCZの駐車場の間の隣接する土地でございます。権利関係がありまして、こちらを購入する形に至ったところでございます。隣接する部分で入り口がないという、そういう状況ですので、町のほうで購入したという形です。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。佐藤壮一議員。

○6番（佐藤壮一君） それでは、私から1点あります。

35ページ、18款1項1目1節の一般寄附金に関して御質問させていただきます。

こちら、先ほどの説明では、はらからのプロテインの返礼ということで説明受けましたが、そのほかに民間からの寄附はあったのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 今回補正する部分につきましては、あくまでもふるさと納税部分でございます。

参考までに、昨年の11月末の時点でふるさと納税につきましては212万5,000円でした。ところが、今年度11月末時点で743万円と、もう3倍以上に増えている状況です。先ほど言いましたように、要因としましては、プロテインが返礼品に追加されたことによってかなり増えているという状況ですので、今回この部分を補正させていただいたということでございます。以上です。（「はい、以上です」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 4問あります。

○議長（岡崎正憲君） 全部お願いします。

○7番（安倍敏彦君） はい。

それでは、ページ44ページ……あれ、違うな。44、45ページです。またぎます。44ページ、

45ページです。その中の3款1項5目12、13の4,021万7,000円のうち、一般財源で3,136万1,000円支出していると思いますけれども、これの追加要因をお願いしたいと思います。追加内容。

○議長（岡崎正憲君） 4問というのは。

○7番（安倍敏彦君） ごめんなさい。今1問でした、すみません。

2問目、同じく……ごめんなさい。その追加理由と、2つ目、一般財源で3,136万1,000円を追加した理由でございます。

3問目、30ページ……（「ちょっと」の声あり）臨時財政対策債でございます。いいですか。

○議長（岡崎正憲君） ちょっと待ってください。すみません、続けてください。

○7番（安倍敏彦君） 30ページの臨時財政対策債でございますが、先ほど発行可能額が確定したことによって1,442万8,000円というふうにあります、やはりこれは最後には国から戻ってくるということですが、なるべく限度額いっぱい借りればよいというものではなくて、やはりその辺の、今回の補正で少ないからただ計上したんでしょうけれども、やはりある程度経費を絞って、なるべく債券を発行しないほうがいいのかということ、その理由を1つ。

あと2つ目、償還年数と償還期限はいつになるのかをお伺いします。

○議長（岡崎正憲君） 以上4点ですね。

○7番（安倍敏彦君） はい。

○議長（岡崎正憲君） 1問目の、分かりますでしょうか、これは。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） まず、障害者福祉費のほうです。補正額が4,021万7,000円に対して一般財源で3,136万1,000円ということで、こちらにつきましては、まず、一番大きいのが45ページの扶助費の関係です。給付費関係なんですけれども、こちらが急に増えたということで、まずもって、一般財源で充てておいて、翌年度精算という形で入ってくるものですから、こういう形を取ったということでございます。

それと、あと臨財債のほうですね。こちらにつきましては、まず、こちら100%交付税措置を受けられるというものでございます。いわゆる償還に当たっての、今後、償還に当たっての額が100%交付税措置を受けられるというものでございます。プラス、こちらのほうで決算状況が臨財債を使うことによって若干というか、通常経費とかという部分でプラスになる部分があるものですから、限度額まで借りたほうがいいのかということ、対応したものでございます。

年数って……ちょっと年数、今……、たしか10年だったと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 1問目は分かりました。それで……。

○議長（岡崎正憲君） 2問目ですか。

○7番（安倍敏彦君） 2問目です。ああ、3問目です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目ですか。

○7番（安倍敏彦君） はい。1、2問は分かりました。3問に入ります。

それで、何を聞きたいかという、財政対策債ですが、今回利率、利息1,450万の見込みと。それで22年度はこの起債の残高が21億、22年度。それで今回の見込みが27億と。そうすると、だんだん今上がって行って、何か返済するどころかどんどん上がって行って、これ本当にいつ入ってくるのかなと。そして、一番古いもので平成13年の、今年で700万返済すれば残ると。そうすると……議長、ちょっといいですか、何かありますか。

○議長（岡崎正憲君） はっきり言って、聞きたいことをぴしっと言ってください。

○7番（安倍敏彦君） はい。今、説明しないと分かんないでしょう。

そうすると、その今5%の金利の中で、利息を今年度は1,400万お支払いするというのですが、そうすると、どんどん今、上がっていくような気がするわけです。その見通しとその金利、5%以内を今回は何%でお借りしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思います。

皆さん、誤解なさるかもわかりませんが、起債といいますと、確かに負債というふうなことで、ちょっと将来不安になるんじゃないかなというふうなことでの御質問だと思うんですけども、これにつきましては、国の知財計画の中で、一般財源の不足する分を、ここを起債というふうな形で一時的に補填をしようというふうなものでございます。ですから、起債を起こしても起こさなくても交付税上は措置されるという部分はあるんですけども、その年度の一般財源、税等あるいは交付税、本来は交付税で交付されるものが少なくなるものですから、そうではなくて、一般財源としてこの起債は使っていいですよというふうなことです。今回は税等というふうな形で、一般財源というふうな形で起債を起こさせていただきたいというふうなことでございます。将来にわたっても、これは全然負担になるというふうなことではなくて、間違いなく交付税に反映されますし、そのところについては起債というふうな形、借金、負債を抱えるというふうなことになりませんので、御理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） それは分かります。分かりますけれども、私が心配しているのは、その起債が今一番古いので13年です。そうすると700万の残高が残って、これは本当に、この13年のがいつ償還するか分かりませんが、そういった残高がどんどん増えていく。それに対して利息、今回は1,450万ですよね。そうすると、やはり金利が、この残高が高くなっていけば、その1,450万が2,000万になったり、一般財源で支払っているわけですよね。そうすると、その分の負担がやはり大きくなるので、その辺も心配しているわけです。それで、今回は今年度の5%以内の利子は何%かということ。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） まず、利子についてどうなのかというようなことについてお答えしたいと思いますが、利子についても交付税の中に算定されるというふうなことになります。ですから、2%あるいは1%、2%であっても次年度以降の交付税が増えて、その分は起債の償還に充たるといふようなことのでございますので、一切税等の一般財源の持ち出しはないというふうなことのでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

金利については、今、起債の利率については0.0何ぼだそうでございます。ただ、その時期にならないと、金利というのは変動しますので、今の段階では正確な数字というのは答えられませんけれども、それについてはきちんと交付税で措置されるというふうなことで、プラスになって、そのままということじゃなくて、プラスになって一般財源の持ち出しをしないというふうなことで御理解いただければというふうに思います。（「はい」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 3回終わりましたので、3回終わっております。ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4点ほど質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 全部お願いします。

○12番（歌川 渡君） 支出のほうで質問させていただきます。

46ページ、款3、民生費、項2、児童福祉費の目9、母子父子福祉費の節区分19、扶助費の中の111万9,000円についてであります。追加分であります。この追加分というのは、現時点での実績分なのか、年度末までの見込み分なのか、その点を伺いたいというふうに思います。

2点目、48ページ、款4、衛生費、項2の清掃費、目1、塵芥処理費の節区分12、委託料413万9,000円。前者と同じ、現時点での追加分なのか、年度末までの計上なのか伺いたいと思います。

49ページ、次ページ、款6、農林水産業費、項2、林業費、目1、林業総務費の中の節区分

12、委託料250万についてであります。国、県からの補助と、そして県内の市町村の調整分とかと言っていましたけれども、250万、地域が限定されるのであれば、また、全町的なものなのか、説明を求めたいというふうに思います。

あと、今回の補正の全般的なもので質問させていただきます。今回全体的に1,000万ちょっとの減額ということであります。そこで、さきの11月第2回の会議の中で指摘しました、職員の期末手当の増減調整による減額が幾らなのか、トータル的に、その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） まず、母子父子福祉費、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず、46ページの母子父子福祉費の家庭医療費助成金への追加111万9,000円につきましては、今年度、昨年度実績よりも実績が上回っており、3月末、年度末までの見込みをこちらの補正に計上しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目の。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、2問目の御質問、塵芥処理費委託料の413万9,000円につきましてですが、前段の回答と同じく、こちら粗大ごみの収集委託料伸びておりまして、年度末までの積算をした上での数字となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 3問目の林業総務費のほうでございます。使えるエリアが限定されているのかということなんですけれども、国のほうに関しましては、主にですけれども、町の東側のエリアが該当してきます。県の補助金につきましては全町使えます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 4問目の件では。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 4問目については、272万7,000円の減額でございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） ページ44ページになります。ページ44ページ、3款1項4目の10の需要費の老人福祉センターに関してになります。こちら、修繕費で31万9,000円ということですが、どこの修繕しているものかお伺いしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 老人センターの浴室にあるシャワーの交換工事になります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 浴室のシャワーということですが、これは利用者の要望をしっかりと聞い

て、そこを修繕してほしいということで要望を聞いての修繕なのかお伺いしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 要望というより、お湯と水の調整が悪くなりまして、お湯が出ると危ないということで交換するものであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 14番日本共産党の歌川です。

議案第76号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）について反対いたします。

反対の主な理由は、さきの定例会11月第2回会議に上程された議案第55号職員の給与に関する条例及び一般職の職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論において、期末手当の引下げが、コロナ禍の中で自分自身の感染のリスクを抱えながらも住民の命や暮らしを守るため賃金の引上げをすることが現場の第一線で働いている職員の苦勞に報いるべきであり、賃下げは職員のモチベーションの低下を招くとともに、民間労働者の引下げにも影響を及ぼすためと述べました。今回の一般会計予算には、この職員等への期末手当の減額予算約1,100万円ほどが計上されていることから反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。渡邊 淳議員。

○9番（渡邊 淳君） 私は、議案第76号について賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正については、起債についても単独の災害対応の策ということと、それから事業の確定に伴った整理ということが上げられております。それと、一般財源のほうに関しては、人件費の整理、これは異動に伴った整理と、それから社会福祉費に関しての緊急の増加ということで、特に社会福祉は急激な社会情勢に伴った適切な対応だということを考えまして、賛成いたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第77号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第21、議案第77号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、議案第77号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書57ページを御覧ください。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,158万2,000円に定めるものでございます。

補正の内容について説明いたします。

60ページを御覧ください。

第2表は債務負担行為の追加でございます。

下水道事業特別会計を公営企業会計に移行するための業務委託について、期間を令和2年度から令和5年度、限度額を5,220万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算について説明いたします。

なお、内容は全て人件費の整理に伴うものでございます。

63ページを御覧ください。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金41万8,000円の減額は、歳出補正分の財源調整でございます。

64ページを御覧ください。

歳出の1款1項1目一般管理費39万9,000円の減額及び2款1項1目公共下水道築造費1万9,000円の減額は、人事異動及び給与条例の改正に伴う人件費の整理でございます。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第78号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第22、議案第78号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第78号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は65ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,934万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,949万5,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書は70ページをお開きください。

3款1項1目保険給付費等交付金、こちらにつきましては、税制改正によるシステム改修分99万円と特別交付金……失礼しました。特別交付金299万円の追加分となります。

次に、5款1項1目、こちらにつきましては、一般会計の繰入金、人件費の分を減額ということになります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

議案書は71ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の減につきましては、2節、3節、4節、18節において人件費の整理ということになります。また、12節委託料6万6,000円につきましては、国保の情報システムの改修委託ということになります。

続きまして、1款2項2目賦課徴収費12節の委託料99万につきましては、税制改正に伴う国民健康保険システムの改修委託料ということになります。

続きまして、7款1項1目一般被保険者保険税還付金22節償還金利子及び割引料につきましては、過年度の減免等による過年度還付200万ということになります。

説明につきましては以上となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第79号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第23、議案第79号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第79号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書73ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,493万4,000円に定めようとするものです。

議案書76ページを御覧ください。

第2表は、債務負担行為の追加です。

高齢者配食サービス事業業務委託について、期間を令和2年度から令和3年度、限度額を140万円と定めるものです。

議案書79ページを御覧ください。

主な歳入予算の補正内容について説明いたします。

3款2項4目保険者機能強化推進交付金135万4,000円は、市町村特例給付、地域支援事業、保健福祉事業等の取組に対し、評価点数が加算されるインセンティブ補助金の追加です。

同項5目介護保険保険者努力支援交付金354万円は、同様に、介護予防、日常生活支援総合

事業などの取組に対するインセンティブ補助金の追加です。

同項6目災害臨時特例補助金93万4,000円は、新型コロナウイルスの影響により収入減となった方に対する介護保険料の減免に対する国補填分などです。

同項7目介護保険事業費補助金82万5,000円は、歳出予算に計上しているシステム改修費等の2分の1の補助分です。

7款1項3目地域支援事業繰入金20万4,000円の増、同項5目その他一般会計繰入金265万7,000円の増、7款2項1目財政調整基金繰入金532万7,000円の減は、予算の調整であります。議案書80から81ページを御覧ください。

次に、歳出予算の主な補正内容について説明いたします。

人件費分の補正は予算の調整でございますので、説明を省略いたします。

1款1項1目12節委託料165万円は、介護報酬改定に伴うシステム改修分です。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費340万円の減、2款4項1目高額介護サービス等費300万円の増、2款5項1目高額医療合算介護サービス等費40万円の増は、予算の調整です。

次に、議案書82ページを御覧ください。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金50万1,000円は、新型コロナウイルスの影響により収入減少が見込まれる方の介護保険料減免分に対する歳出還付です。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしまして、午後1時ちょうどより再開いたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

---

日程第24 議案第80号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第24、議案第80号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第80号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は83ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,534万2,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

議案書は88ページになります。

3款1項1目事務費繰入金61万6,000円については、事務費繰入金へ追加するものであります。

6款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金15万4,000円については、先ほどの繰入金と合わせて、歳出において高齢者医療システムの改修の財源とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書の89ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費12節委託料77万につきましては、高齢者医療のシステム改修、税制改正に伴うシステム改修の委託料ということになります。財源につきましては、前段歳入で説明したとおりとなります。

以上、説明となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第81号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第25、議案第81号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、議案第81号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書90ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出について、事業収益の既決予定額に2,421万1,000円を追加し4億8,663万9,000円に、事業費用の既決予定額に351万8,000円を追加し4億6,849万4,000円に、それぞれ定めるものでございます。

91ページを御覧ください。

第3条は、資本的支出について、既決予定額から33万9,000円を減額し1億2,825万9,000円に定めるものでございます。

第4条は、職員給与費について、既決予定額から44万9,000円を減額するものでございます。

第5条は、他会計からの補助金が追加されることに伴う文言等の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

95ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項4目他会計補助金2,421万1,000円の追加は、水道高料金対策費補助金及び児童手当補助金でございます。

96ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項2目配水及び給水費並びに4目総係費については、人事異動及び給与条例の改正に伴う人件費の整理でございます。

97ページを御覧ください。

1款2項2目消費税及び地方消費税329万7,000円は、中間納付分への追加でございます。

98ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項1目配水管整備事業費については、人件費の整理でございます。

以上、議案第81号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点について質問させていただきます。

ページ95ページ、令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算実施計画説明書の収入1款事業収益2項営業外収益、目4、他会計補助金、節区分1、一般会計補助金のうち、説明上段の水道高料金対策費補助金2,405万9,000円について、3点ほど伺います。

まず、補助対象年度、平成30年度の有収水量1立方メートル当たりの資本費と原水費、給水原価が、国が示している基準を上回ったことに対する補助金であります。そこで、その1つ、国の1立方メートル当たりの資本費額と本町の資本費額及び給水原価はそれぞれ幾らなのか伺いたいと思います。

2点目、本町の平成30年度の資本費となる原資、要するに、支払利息、減価償却費、あとは受水費中の資本費等々のそれぞれの原資の金額について示していただきたいと。

3つ、同じく、1立方メートル当たりの給水原価を算出する原資、同じく、経常経費からそれぞれの受託工事費、材料等々、あと附帯事業費等々のそれぞれの財源名称と金額について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） まず1点目、資本費でございます。国の平成30年度の基準については1立方当たり148円、本町におきましては162.59円でございます。それから、給水原価につきましては、国の基準が261円、本町におきましては279.78円です。（「すみません、もう一度ゆっくりお願いしていいですか」の声あり）

資本費からもう一度言います。

国の基準は148円です。それから本町は162.59円です。それから給水原価、国の基準は261円です。本町におきましては279.78円です。どちらも国の基準を超えておりますので、高料金対策費補助金の該当になったということでございます。

それから、その資本費の内容なんですが、細かい数字はないんですけども、減価償却費については1億1,267万9,000円。（「繰り返し」の声あり）1億1,267万9,000円。それから、長期前受金の戻入れというのがありまして、それを3,859万6,000円まず差し引きます。（「ゆっくりゆっくりしゃべって」の声あり）3,859万6,000円が長期前受金の戻入れという計算になります。それから企業債利息が413万5,000円です。それから、これは県から通知される数字になるんですけども、受水費中の資本費って、まあ、受水費の分なんですけれども、

それが1億8,989万8,000円。それらを合計しますと2億6,811万6,000円になります。それを30年度の有収水量164万9,010立方メートルで割ると、先ほどの金額162.59になるという形でございます。

それから、給水費、給水原価です。給水原価のほうにつきましては、これは細かい数字ないんですけども、費用合計から長期前受金戻入れを差し引いた4億6,135万2,000円という数字が出ますので、それを、有収水量をそれで割るという形になって279.78円という算式が出るという形になります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 報告第14号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事）」

○議長（岡崎正憲君） 日程第26、報告第14号専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第14号専決処分による「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事）」を説明いたします。

議案書は99ページになります。

本契約につきましては、令和元年度長須賀多目的広場整備工事で、令和2年2月臨時会の議案第1号の工事請負契約締結、それと令和2年9月議会の議案第44号の工事請負変更契約締結の議決を受けたものであります。

今回の変更契約につきましては、令和元年6月に議決された地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての6に該当する案件であることから、専

決処分としたものであります。

原契約金額 2 億 8,334 万 7,900 円に 498 万 9,600 円を増額し 2 億 8,833 万 7,500 円に変更するもので、変更の事由につきましては、照明灯、拡声装置の系統分けにより配管工の増工、それとロッキング遊具の追加、サイン表示板の変更などによるものであります。

契約の相手方につきましては、グリーン産業株式会社仙台営業所であります。

なお、工期は令和 3 年 1 月 29 日までとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤議員。

○8 番（遠藤喜二君） 1 点のみ。

この広さに関して、ベンチが何か少ないような、ベンチ、少ないようなんですけれども、追加ではこれは入っていないんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 追加はないんですけれども、園路の脇に全部で 8 基ほどあります。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。遠藤議員。

○8 番（遠藤喜二君） これは何、二人がけですか、10人がけですか。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。大丈夫ですか。大体でいいです。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 3 人ぐらいは座れるような幅になっております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8 番（遠藤喜二君） これで足りるんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 足りると考えております。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

日程第 27 報告第 15 号 専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2 工区））」

○議長（岡崎正憲君） 日程第 27、報告第 15 号専決処分の報告について「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2 工区））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第15号専決処分による「工事請負変更契約の締結について（令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2工区）」を説明いたします。

議案書につきましては101ページとなります。

本契約は、令和元年度長須賀多目的広場整備工事（2工区）で、令和2年3月会議、議案第6号の工事請負契約締結、それと令和2年9月議会の議案第45号の工事請負変更契約締結の議決を受けたものであります。

今回の変更契約につきましては、令和元年6月に議決された地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての6に該当する案件であることから、専決処分としたものであります。

原契約金額2億6,528万3,700円に157万1,900円を増額し2億6,685万5,600円に変更するものであります。変更の事由につきましては、近接町有地からの支障木伐採、車両進入防止の車止めの追加、サイン表示板変更などによるものであります。

契約の相手方につきましては、株式会社大政産業であります。

なお、工期に変更はなく、令和3年1月29日までとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 同じく、報告14号と同じく、ベンチの数なんですけれども、これ見ますと5か所なんですけれども、この広さで5か所で、前の1工区で8か所、それでよろしいんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 管理棟にもございますので、これで足りると考えております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 管理棟には何基あるんでしょうか。それで、これは5基でよろしいんですか、2工区は。さっき、私、1工区見たんですけれども、8基じゃなくて5基しかなかったもんですから、目が悪いのかなと思ひまして、再確認です。

○議長（岡崎正憲君） 2工区のほう、建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 2工区は5基であります。あと、1工区のほうなんですけれども、遊具エリア、そちらのほうにも4基ほど入っております。（「計算合わないんじゃない」の声あり）管理棟は全部で7基です。あと、板のベンチをL型に配置しております。（「5基の4基の7基、全然計算合わない」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

日程第28 請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」の意見書の提出を求める請願

○議長（岡崎正憲君） 日程第28、請願第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出を求める請願につきましては、会議規則第92条の規定により、所管の教育民生常任委員会に付託をしますので御了承願います。

---

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、本定例会12月会議に付議された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日12月4日から12月28日までの25日間を休会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日12月4日から12月28日までの25日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時21分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年12月3日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員